# 令和7年第2回豊岡市議会(定例会)

\*\*\*\*\*\*\*

# ※ 市長提出議案目録 ※

\*\*\*\*\*\*

(令和7年2月28日開会)

議案番号	件名	頁	197年2月28日開会) 摘 要
報1	専決処分したものの承認を求めることについて	3	110 X
(専1)	令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第9号)	5	
2	豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について	19	
3	豊岡市辺地総合整備計画の策定について	25	
4	豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の指定管理者の指定につい て	43	
5	市有財産の処分について	47	土地
6	市道路線の変更について	51	市道上野線
7	事業契約の変更契約の締結について	57	植村直己冒険館機能強 化改修運営事業
8	財産の無償貸付について	61	
9	財産の無償貸付について	65	
10	豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	69	
11	豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊岡市職員の 育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	77	
12	豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	87	
13	豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 制定について	101	
14	豊岡市手話言語条例制定について	113	
15	豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について	119	
16	豊岡市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 制定について	125	
17	令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第10号)	133	
18	令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第11号)	159	
19	令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正 予算(第4号)	277	
20	令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)	301	
21	令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)	317	
22	令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	333	

議案番号	件名	頁	摘要
23	令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第5号)	361	
24	令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第2号)	383	
25	令和6年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)	397	
26	令和6年度豊岡市水道事業会計補正予算(第4号)	411	
27	令和6年度豊岡市下水道事業会計補正予算(第4号)	423	
28	令和7年度豊岡市一般会計予算		別冊 一般会計予算
29	令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算		別冊 特別会計予算
30	令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)予算		II
31	令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算		JJ
32	令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計予算		JJ
33	令和7年度豊岡市診療所事業特別会計予算		"
34	令和7年度豊岡市霊苑事業特別会計予算		"
35	令和7年度豊岡市太陽光発電事業特別会計予算		II
36	令和7年度豊岡市管理会財産区特別会計予算		IJ
37	令和7年度豊岡市水道事業会計予算		IJ
38	令和7年度豊岡市下水道事業会計予算	$\overline{/}$	<i>II</i>

# 報告第1号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第9号)

#### 専決第1号

令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第9号)

令和6年度豊岡市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150,000千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,832,881千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月13日専決

豊岡市長 関貫久仁郎

# 

歳 入 (単位 千円)

款項			補正前の額	補 正 額	計								
12.	地	方	交	付	税						17, 590, 606	150, 000	17, 740, 606
						1. 地	方	交	付	税	17, 590, 606	150, 000	17, 740, 606
		歳		フ		合		計			52, 682, 881	150, 000	52, 832, 881

歳 出 (単位 千円)

	款			項		補正前の額	補 正 額	計	
8. 土	木	費				5, 372, 511	150, 000	5, 522, 511	
			2. 道 路	橋り	ょう費	2, 045, 898	150, 000	2, 195, 898	
	歳	出	合	計		52, 682, 881	150, 000	52, 832, 881	

令和6年度豊岡市一般会計 補正予算(第9号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1. 総 括

(歳 入) (単位 千円)

	款				補正前の額	補 正 額	計	
12.	地	方	交	付	税	17, 590, 606	150, 00	17, 740, 606
	歳	入	合	計		52, 682, 881	150, 00	52, 832, 881

# (歳 出)

	款		補 正 前 の 額	補正額	計
8. 土	木	費	5, 372, 511	150,000	5, 522, 511
歳	出 合	計	52, 682, 881	150,000	52, 832, 881

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/4×	//3	M4.
												150, 000
0			0				0					150, 000

# 2. 歳 入

# (款) 12. 地方交付税

# (項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	
1. 地 方 交 付 税	17, 590, 606	150, 000	17, 740, 606	
計	17, 590, 606	150,000	17, 740, 606	

節		説明
区 分	金額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 地 方 交 付 税	150, 000	特別交付税 150,000

# 3. 歳 出

# (款) 8. 土木費

# (項) 2. 道路橋りょう費

l					補	正額の	財 源 内	訳
	目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
					国県支出金	地方債	その他	732777 1037
ſ	4. 雪 害 対 策 費	686, 268	150, 000	836, 268				150, 000
ŀ								
l	計	2, 045, 898	150, 000	2, 195, 898				150, 000

	節						
区	分		金	額	説		明
10. 需	用	費		10,000		【建設課】	150, 000
12. 委	託	料	1	40,000	消耗品費 業務委託料 除雪業務		10, 000 140, 000

#### 第2号議案

豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について

豊岡市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

#### (理由)

事業内容の追加等により、計画の変更を要するため。

# 豊岡市過疎地域持続的発展計画 新旧対照表

変更箇所								
(変更後計画		変更前				変更後		
の頁、行等)								
(18 ~ 23 頁)	事業計画(2021(	令和3)年度 ~ 2025(令和7)	年度)		事業計画(2021(	令和3)年度 ~ 2025(令和7)	年度)	
2 産業の振興 (3)計画	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 観光又はレクリエーション		_		(9) 観光又はレクリエーション	竹野温泉配湯車購入 1台	<u>市</u>	<u>竹野</u>
				<u> </u>				
(28 ~ 35 頁)	事業計画(2021(	令和3)年度 ~ 2025(令和7)	年度)		事業計画(2021(	令和3)年度 ~ 2025(令和7)	年度)	
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
(3)計画	(1) 市町村道 道路		_		(1) 市町村道 道路	大師山線(舗装) <u>L=1,600m W=3.0m</u>	<u>市</u>	<u>城崎</u>
		東町区内線第6号(側溝整備) L= <u>45</u> m	市	竹野		東町区内線第6号(側溝整備) L= <u>88</u> m	市	竹野
						上町区内線第5号外(消雪/ズル交換) N=40箇所	市	竹野

変更箇所 (変更後計画の 頁、行等)	変更前				変更後			
(38 ~ 40 頁)	事業計画(2021(	令和3)年度 ~ 2025(令和7)	年度)		事業計画(2021(	令和3)年度 ~ 2025(令和7)	年度)	
5 生活環境の整備 (3)計画	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 過疎地域持 続的発展特別事 業 防災・防犯		_			観光地の災害対応あり方検討業務 ①事業内容  城崎温泉の観光客の災害発生時に おける安全確保のため、民間団体と 役割分担を明確にした計画の策定 や、城崎地域の継続のための DCP 作成に向け、地域の方々と協議を行 う。 ②必要性・効果等 具体的な官民連携体制が明確になっていない観光客向けの災害対応について、地域と一緒になってその役割分担を決定し、温泉街全体で災害対応に努めることで、さらなる安心・安全な観光地づくりの確立につながり、将来にわたり国内外から支持される温泉地となる。	市	<u>城崎</u>

変更箇所										
(変更後計画	変更前					変更後				
の頁、行等)										
(63 ~ 70 頁) (別表) 過疎地域	事業計画(2021(令和3)年度 ~ 2025(令和7)年度) 過疎地域持続的発展特別事業分			事業計画(2021(令和3)年度 ~ 2025(令和7)年度) 過疎地域持続的発展特別事業分						
持続的発展特別	持続的発展 事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考(事業効果が将来にわた って持続的に及ぶ説明等)		持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考 (事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等)
事業分	5 生活環 防災・防犯 境の整備					5 生活環 境の整備	防災・防犯	観光地の災害対応あり方検 計業務 城崎温泉の観光客の災害 発生時における安全確保の ため、民間団体と役割分担 を明確にした計画の策定 や、城崎地域の継続のため の DCP 作成に向け、地域の 方々と協議を行う。	市	具体的な官民連携体制が 明確になっていない観光客 向けの災害対応について、地 域と一緒になってその役割 分担を決定し、温泉街全体で 災害対応に努めることで、さ らなる安心・安全な観光地づ くりの確立につながり、将来 にわたり国内外から支持さ れる温泉地となる。

#### 第3号議案

豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

#### (理由)

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。

# 豊岡市辺地総合整備計画 (案)

2025年度

2025年3月

兵庫県豊岡市

兵庫県豊岡市内町辺地 (辺地の人口 109人 面積 1.2km)

#### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市内町

(2) 地域の中心の位置

豊岡市内町字石橋 516-2

(3) 辺地度点数

118点

#### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から西へ約 10 k m に位置し、大部分を山間部が占め、周囲を山々に囲まれた集落が散在する地形である。

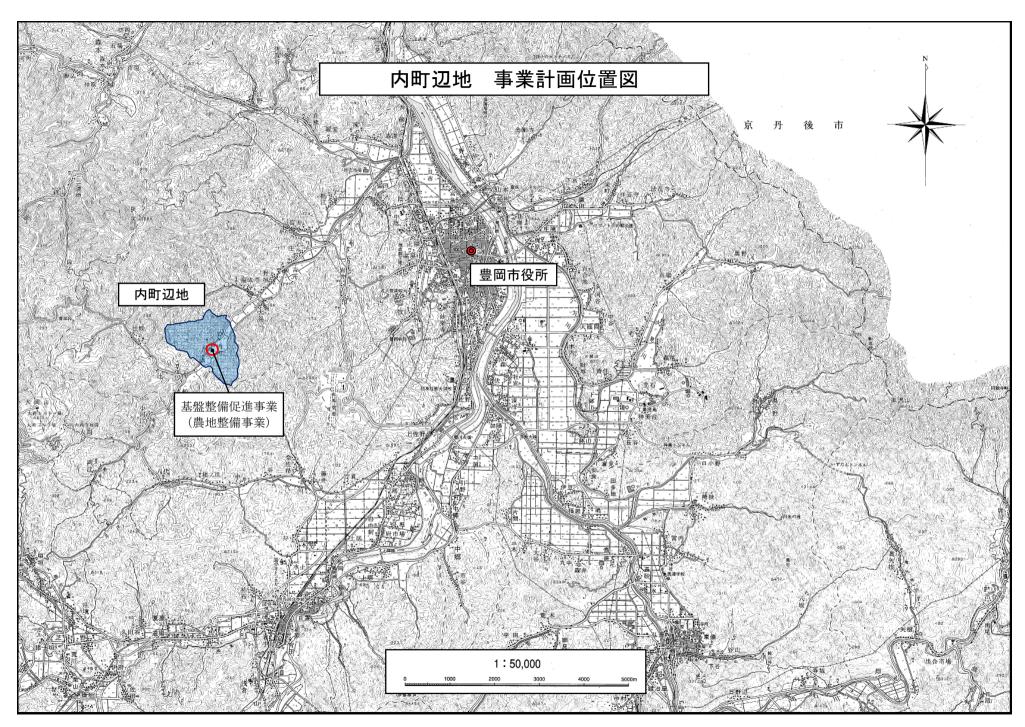
内町地区は、昭和 51 年にほ場整備を完了している。しかし、近年は用排水路及び 暗渠排水の老朽化による機能低下でコンバイン等の機械作業に支障をきたしている。

また、農業従事者の高齢化により草刈りや泥上げ等の管理作業が課題となっている。 本事業により、用排水路の管路化及び区画拡大を図ることにより効率的に管理可能 な農地整備を行い、農業経営の安定を目指す。

#### 3 公共的施設の整備計画

令和3年度から 7年間

	事業	事業費	財源	一般財源のう ち辺地対策事	
施設名	主体名	1 /10 30	特定財源	一般財源	業債の予定額
基盤整備 促進事業 (農地整 備事業)	兵庫県(豊岡 市受託)	410, 510	372, 038	38, 472	38, 100
合	計	410, 510	372, 038	38, 472	38, 100



兵庫県豊岡市奥野辺地 (辺地の人口 155人 面積 4.4k㎡)

#### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市奥野

(2) 地域の中心の位置

豊岡市奥野字土師谷 627

(3) 辺地度点数

113 点

#### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【市道奥野久美浜線道路補修事業】

本路線は、市東部の奥野地区と京都府京丹後市久美浜町を結ぶ、山あいを通る道路であるが、特定道路土工構造物点検で盛土法面、切土法面の崩壊が確認されている箇所がある。道路利用者の安全性確保のため、崩壊箇所の補修工事を行う必要がある。

#### 【市道奥野線道路補修事業】

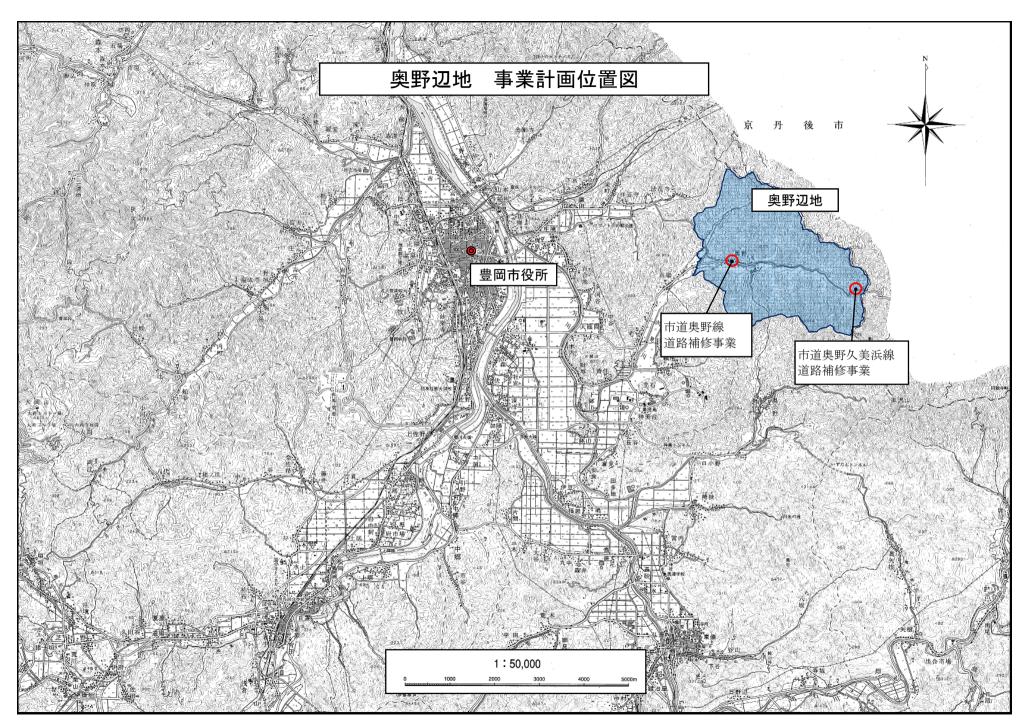
市道奥野線は奥野地区内の中心部を横断し、人家が連担しており、生活道路として地区の主要道路となっている。

当該区間の道路擁壁は空石積み構造であり、吸出しによる道路の陥没、擁壁のはら みが起きており危険な状態である。よって、道路擁壁を改良することにより、安全な 交通を確保し、あわせて道路拡幅を行うことにより、道路交通の利便性の向上を図る。

#### 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から 5年間

事業		事業費	財源	一般財源のう ち辺地対策事		
施設名	主体名	1 /10 30	特定財源	一般財源	業債の予定額	
市道 奥野 久美浜線	豊岡市	51, 200	0	51, 200	51, 200	
市道奥野線	豊岡市	12, 520	0	12, 520	12, 500	
合	計	63, 720	0	63, 720	63, 700	



兵庫県豊岡市日高町観音寺辺地 (辺地の人口 204人 面積 8.8km²)

#### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町観音寺

(2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町観音寺字中筋 678-1

(3) 辺地度点数

112点

#### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【市道栗山妙見線】

本路線の事業計画区間は、一級河川観音寺川に沿って通る、床版によって拡幅された道路であるが、床版のコンクリート部材の老朽化が激しく、特に荷重を支えるための梁・柱部の損傷が激しい。構造上、梁・柱部の損傷がこれ以上進行した場合には、通過車両の事故につながる恐れがあるため、早期の補修工事が必要である。

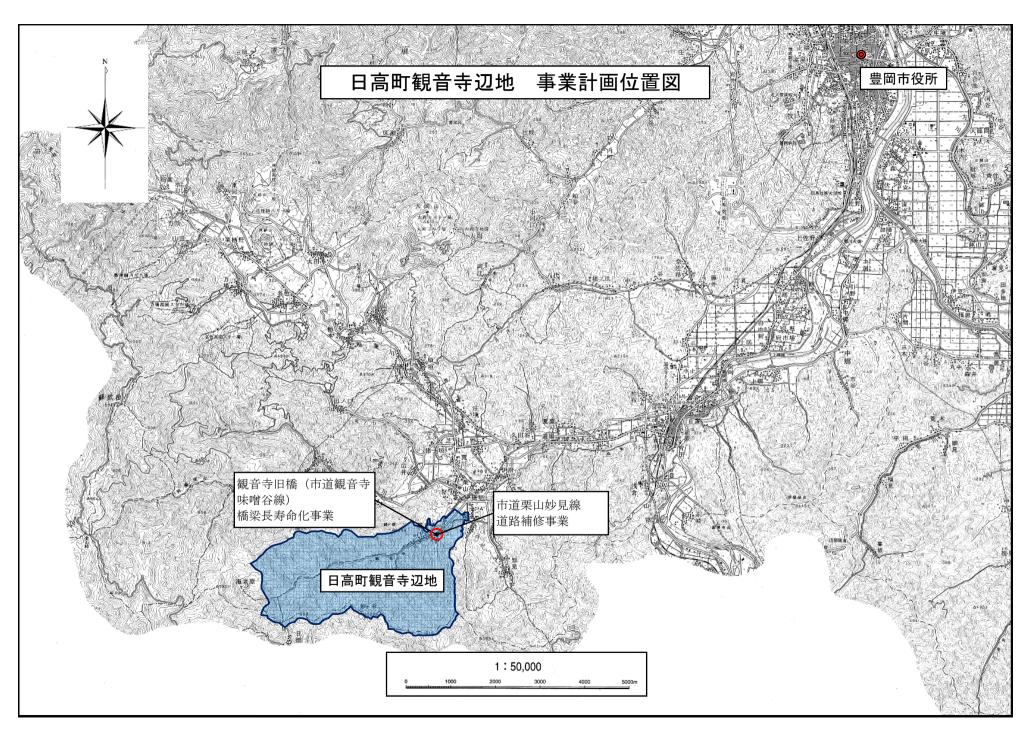
#### 【観音寺旧橋(市道観音寺味噌谷線)】

本橋梁は、一級河川観音寺川に架かり、集落と対岸の市道とを結ぶ2径間単純木橋であるが、床版に腐食が生じている。地域住民の利便性及び通行の安全性を確保するため、橋梁の掛替えを行う必要がある。

#### 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から 4年間

	事業	事業費	財源	一般財源のうち辺地対策事		
施設名	主体名	*	特定財源	一般財源	業債の予定額	
市道栗山 妙見線	豊岡市	44, 000	0	44, 000	44, 000	
観音寺旧橋 (市道観音 寺味噌谷線)	豊岡市	25, 000	1, 938	23, 062	23, 000	
合	計	69,000	1, 938	67, 062	67, 000	



兵庫県豊岡市日高町栗栖野辺地 (辺地の人口 176人 面積 1.4km)

- 1 辺地の概況
  - (1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町栗栖野
  - (2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町栗栖野字皺ケ野 59-187

(3) 辺地度点数

112点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【道の駅「神鍋高原」整備事業】

隣接地に新たにオープンした民間ホテル利用者の利便性向上及び地域全体の集客力向上のため、道の駅「神鍋高原」の長寿命化を含めた機能強化を行うことにより、地域の魅力をさらに高める。

#### 【神鍋診療所医療機器整備事業】

神鍋診療所は山間部に位置し、冬季には豪雪により交通弱者となる高齢者にとって 生命を守る必要不可欠な施設である。さらなる高齢化により在宅医療の重要性も高ま る中、診療所を適正に維持管理するために医療機器の整備を行う。

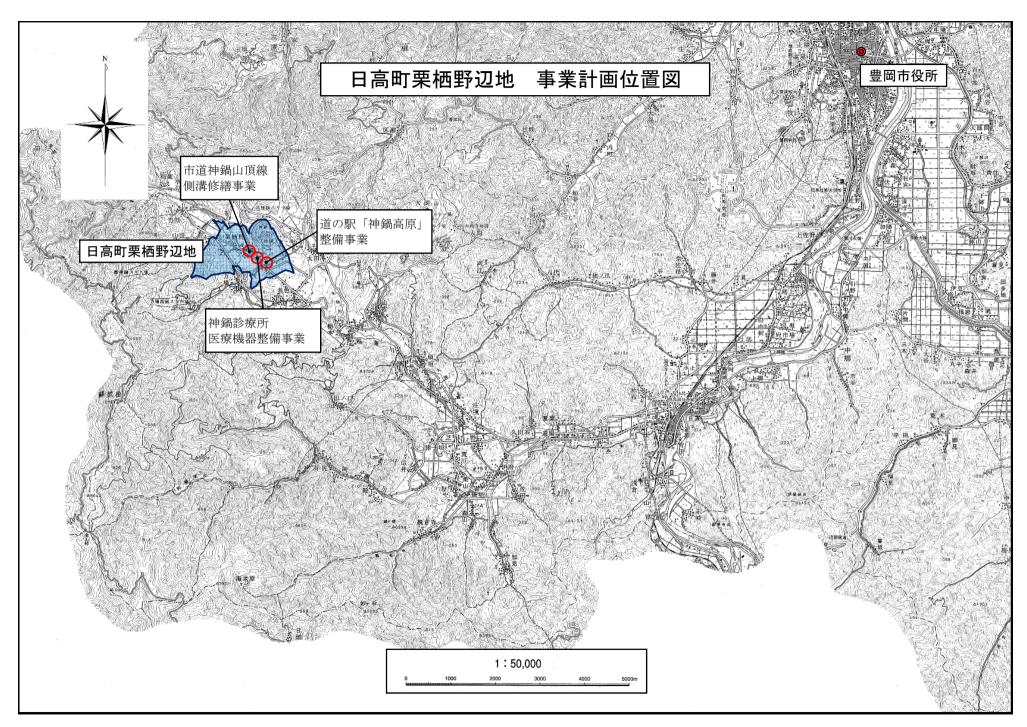
#### 【市道神鍋山頂線側溝修繕事業】

市道神鍋山頂線の道路側溝等の老朽化が進行し、側溝機能に支障が生じているため、 老朽化による破損と勾配不良区間の修繕事業を行い、老朽化に起因する事故を未然に 防ぐとともに、道路利用者の安全・安心と快適な生活環境を確保する。

# 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から 3年間

	事業	事業費	財 源	一般財源のうち辺地対策事		
施設名	主体名	于	特定財源	一般財源	業債の予定額	
道の駅 「神 鍋高原」	豊岡市	217, 790	0	217, 790	217, 300	
神鍋診療所	豊岡市	4, 900	2, 450	2, 450	1,000	
市道神鍋 山頂線	豊岡市	2, 500	0	2, 500	2, 500	
合	計	225, 190	2, 450	222, 740	220, 800	



# 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町山田辺地 (辺地の人口 112人 面積 1.7km)

#### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 豊岡市日高町山田

(2) 地域の中心の位置

豊岡市日高町山田字杉ノ本 148-4

(3) 辺地度点数

181 点

#### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

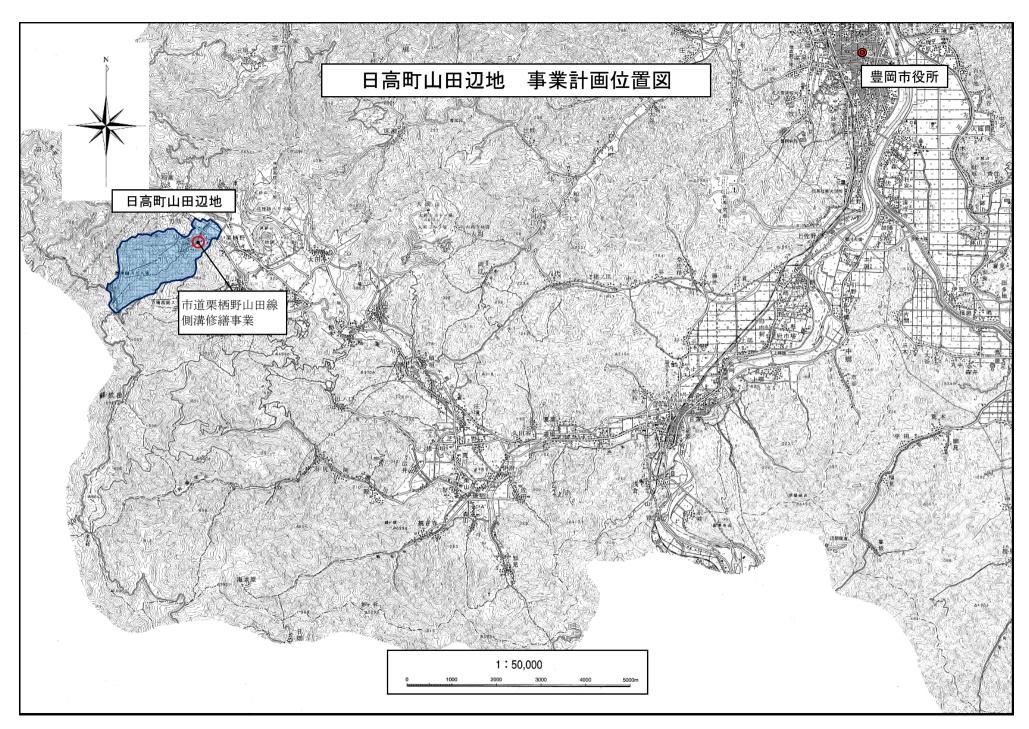
本路線は、日高町山田地区内を通り、奥神鍋スキー場へも通じる主要道路であるが、 側溝が空石積みであり、吸出しによる道路の陥没が起きている。また、道路の幅員も 狭いため、側溝の整備によって通行の安全性と利便性の向上を図る。

#### 3 公共的施設の整備計画

令和5年度から 2年間

(単位 千円)

	事業	事業費	財源 内訳		一般財源のうち辺地対策事	
施設名	主体名	ず 未 貝	特定財源	一般財源	業債の予定額	
市道栗栖 野山田線	豊岡市	12, 500	0	12, 500	12, 500	
合	計	12, 500	0	12, 500	12, 500	



## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市出石町奥小野ほか2辺地 (辺地の人口 別記 面積 別記)

#### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する市(町) 又は字の名称 別記

(2) 地域の中心の位置

別記

(3) 辺地度点数

別記

#### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地の児童が通学する豊岡市立小野小学校は、豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画に基づき、令和8年4月1日を目指し隣接する小学校である豊岡市立小坂小学校と統合する計画で準備を進めているところである。

統合後の存続校は豊岡市立小坂小学校を予定しており、当該辺地に居住する児童が 存続校へ通学するには遠距離となるため、通学手段の確保にスクールバスを整備する。

#### 3 公共的施設の整備計画

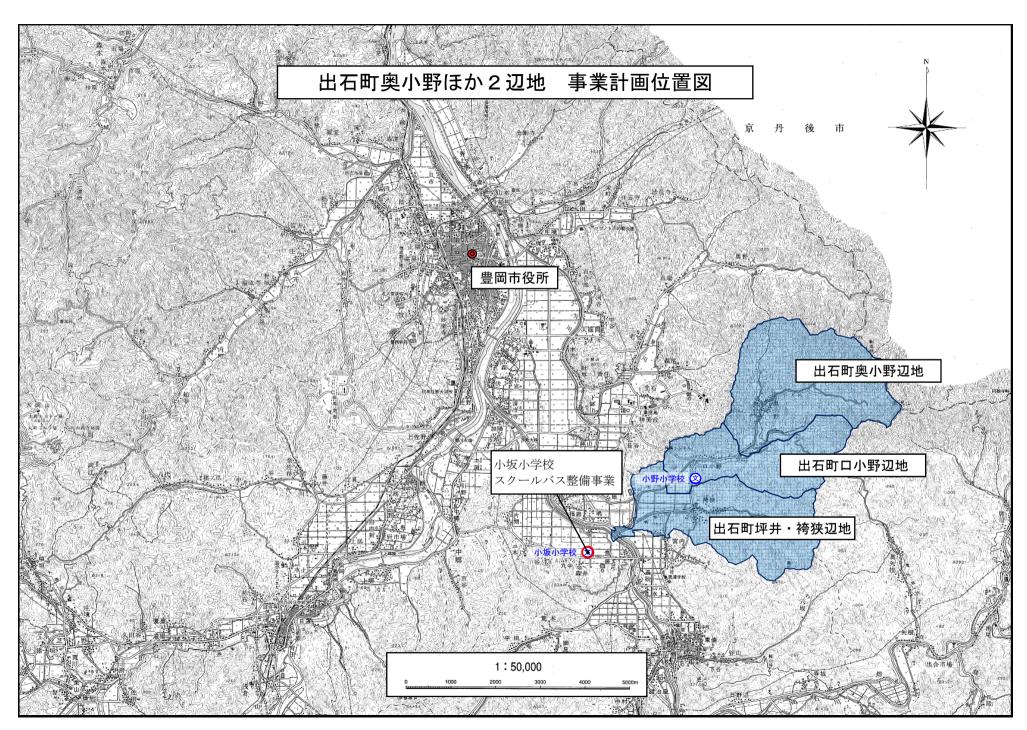
令和7年度 1年間

(単位 千円)

事業		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち辺地対策事	
施設名	主体名	1. A A	特定財源	一般財源	業債の予定額	
<ul><li>小坂小学</li><li>校スクー</li><li>ルバス</li></ul>	豊岡市	14, 029	0	14, 029	14, 000	
合	計	14, 029	0	14, 029	14, 000	

# (別 記)

	人口 (人)	面積 (km²)	1 辺地の概況			
辺地名 			辺地を構成する町 または字の名称	地域の中心の位置	辺地度 点数	
出石町坪井 · 袴狭	369	6. 4	豊岡市出石町坪井 豊岡市出石町袴狭	市出石町坪井 市出石町袴狭 豊岡市出石町袴狭字下坂336-38		
出石町口小野	138	3. 2	豊岡市出石町口小野	豊岡市出石町口小野字清水谷432-10	116	
出石町奥小野	104	5. 0	豊岡市出石町奥小野	豊岡市出石町奥小野字宮ノ下14-1	150	



### 第4号議案

豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立植村直己記念スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求 める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 公の施設の名称 豊岡市立植村直己記念スポーツ公園

2 団体等の名称 アドバンス株式会社

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

#### 1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立植村直己記念スポーツ公園

(2) 所在地

豊岡市日高町野829番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、地域の体育及びスポーツの普及奨励を図る。

(4) 施設概要

竣工 平成5年

敷地面積 142,000㎡

主な施設 野球場、多目的グラウンド、テニスコート、ジョギングコース、

駐車場

#### 2 管理業務の内容

- (1) 豊岡市立体育施設の設置及び管理に関する条例第3条第1項各号に規定する 事業に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持及び管理運営に関する業務
- (3) 利用料金の徴収等に関する業務
- (4) 施設運営に関する専門的な企画、提案及び助言
- (5) 大会及び合宿等の誘致に関する業務
- (6) その他市が定める業務

### 3 団体等の概要

(1) 名 称

アドバンス株式会社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野60番地

(3) 代表者の氏名

代表取締役 池田 俊介

(4) 設立年月日

平成26年2月28日

(5) 職員・従業員数

31名

(6) 主な事業又は活動

神鍋高原でのスキー場の運営、豊岡市立神鍋高原観光施設及び豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理受託など

### 第5号議案

市有財産の処分について

下記の市有財産を処分しようとする。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年豊岡市条例第55号)第3条の規定 により、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 財産の種別 土地

2 財産の表示 豊岡市出石町上野字中川 1340番

3 財産の内容 8,500.00平方メートル

4 処分予定価格 42,500,000 円

5 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町国分寺 378 番地の1

株式会社タニー・パック 代表取締役 谷本 大地

(備考) 明細は別紙のとおり

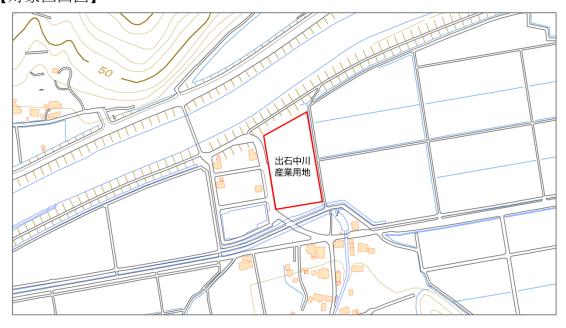
# 【明細】

所在地番	地目	面積	
豊岡市出石町上野字中川1340番	宅地	8, 500. 00 m <sup>2</sup>	

# 【位置図】



# 【対象区画図】



# 第6号議案

市道路線の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定により、下記のと おり市道路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求 める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

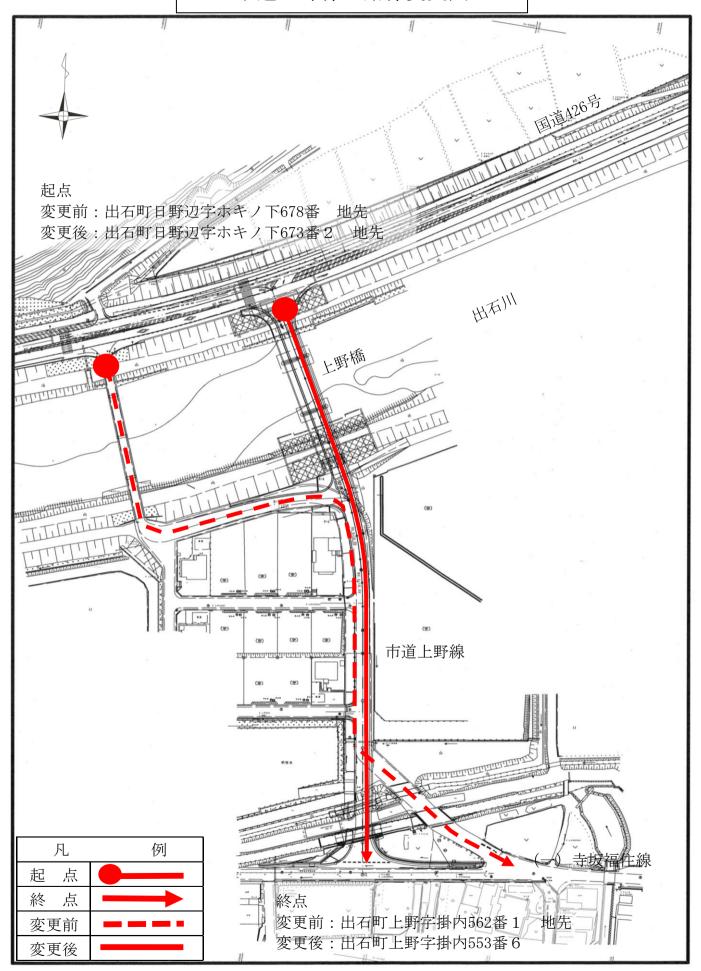
整理番号	路線名		起 点 終 点		
	1. 田マ 今白	旧	豊岡市出石町日野辺字ホキノ下678番 地先 豊岡市出石町上野字掛内562番1 地先		
1	上野線	新	豊岡市出石町日野辺字ホキノ下673番2 地先豊岡市出石町上野字掛内553番6		

# (参考)

(単位: m)

整理番号	路線名	新旧の別	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	上野線	旧	566.9	4.3	39.8	
		新	318.8	8.5	42.5	

# 市道上野線 路線変更図



### 第7号議案

## 事業契約の変更契約の締結について

令和元年9月27日に議決のあった第66号議案にかかる事業契約について、下記のとおり変更契約を締結する。よって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第12条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

1 契約の目的 植村直己冒険館機能強化改修運営事業

2 契約の金額 1,452,020,999円 (前契約金額 1,418,833,897円)

3 契約の相手方 兵庫県豊岡市日高町栗栖野 60 番地 豊岡冒険館株式会社 代表取締役 池田 俊介

#### 「参考資料]

植村直己冒険館機能強化改修運営事業契約変更の概要

- 1 変更の対象となる事業契約の内容 冒険館の運営・維持管理に係るサービス対価
- 2 変更の内容

ア 趣旨

事業契約に基づき、前回改定計算時(従来改定がなかったため、今回は契約締結時)から3%を超える物価変動があった場合に、サービス対価(契約金額)を変更する。

イ 計算式

 $P = \alpha \times P_0$ 

P: 改定計算時の翌年度の改定後の支払額

P<sub>0</sub>: 改定計算時の翌年度の改定前の支払額

α:改定率

改定計算時の前年度の物価指数の年度平均値(令和5年度)

契約締結時の物価指数の年度平均値(令和元年度)

$$= \frac{110.2083}{104.3500} = 1.0561$$

→計算の結果、改定率が1.0561 (5.61%) となり、3%を超えるため、改 定前金額に1.0561を乗じた金額を令和7年度以降のサービス対価とす る。

#### 第8号議案

財産の無償貸付について

次の財産を無償にて貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 無償貸付する財産
  - (1) 建物

所 在 兵庫県豊岡市日高町岩中102番地の1

構 造 木造平屋建

延床面積 202.80 m²

(2) 土地

所 在 兵庫県豊岡市日高町岩中102番1

面 積 651.38 m²

(3) その他

附属する設備及び物品

2 理由

財産を無償で貸し付けることで、施設を有効に活用するとともに、地域の農林産物や加工品・特産品の生産・販売を継続・促進し、もって地域の農林業及び農林産物加工技術の発展と地域の活性化を図るため。

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

4 貸付の相手方

兵庫県豊岡市日高町栗栖野59番地の13

株式会社日高振興公社

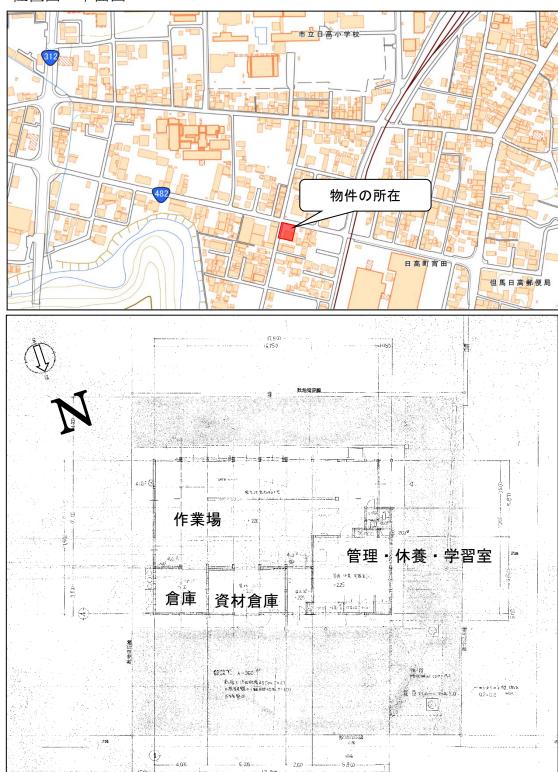
代表取締役 岡 森 且 哉

## [参考資料]

## 1 施設の概要

- (1) 名称 日高農林産物加工研修所(令和7年3月末廃止)
- (2) 竣工 昭和63年3月
- (3) 用途 管理・休養・学習室、資材倉庫、麹室(倉庫)、作業場

#### 2 位置図・平面図



#### 第9号議案

財産の無償貸付について

次の財産を無償にて貸し付けることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 無償貸付する財産
  - (1) 建物

所 在 兵庫県豊岡市出石町福居948番地

構 造 鉄骨造平屋建

延床面積 153.20 m²

(2) 土地

所在、面積

兵庫県豊岡市出石町福居947番地1 495.86㎡

兵庫県豊岡市出石町福居947番地 2 198.34㎡ 面積計694.20㎡

(3) その他

附属する設備及び物品

2 理由

財産を無償で貸し付けることで、施設を有効に活用するとともに、地域の農林産物や加工品・特産品の生産・販売を継続・促進し、もって地域の農林業及び農林産物加工技術の発展と地域の活性化を図るため。

3 貸付期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで

4 貸付の相手方

兵庫県豊岡市中郷180番地

「こぶしの里・いずし」加工グループ連絡協議会

会長 池内 修

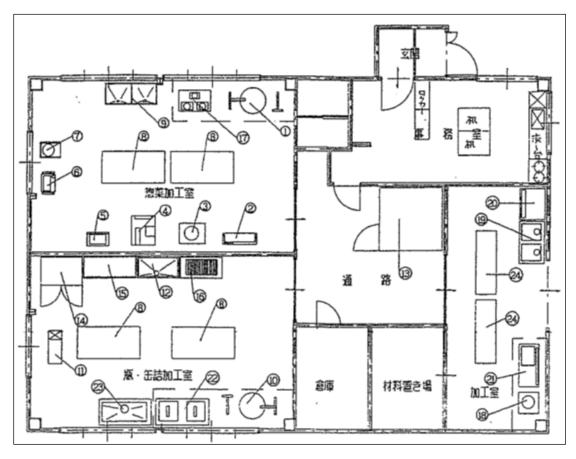
# [参考資料]

### 1 施設の概要

- (1) 名称 出石農産物加工場(令和7年3月末廃止)
- (2) 竣工 平成7年11月
- (3) 用途 惣菜加工室、瓶・缶詰加工室、食品加工室、倉庫・資材置場、事務室

### 2 位置図・平面図





### 第10号議案

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条 例制定について

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

#### (理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改 正に伴い、所要の規定の整理を行うため。

## 豊岡市条例第 号

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年豊岡市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第 2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2 条第15項」に改める。

別表第2の1 市長の部右欄中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、「又は特例給付」を削る。

#### 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2の1 市長の部 右欄の改正規定は、公布の日から施行する。 豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案要綱

#### 1 改正の内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する規定の項番号を改めること。(第2条関係)
- (2) 生活保護法及び児童手当法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うこと。(別表第2関係)

#### 2 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行すること。ただし、別表第2の1 市長の部右欄の改正規定は、公布の日から施行すること。

豊岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行		改正後(案)	
	(定義)	(定義)	

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。

(1)・(2) 略

- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利 用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報 (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報 提供ネットワークシステムをいう。

(6) • (7) 略

別表第2(第4条関係)

ı			
	執行機関	利用事務	特定個人情報
	1 市長	生活保護法に準	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第
		じて実施する生	70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、
		活に困窮する外	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245
		国人に対する生	号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律
		活保護の措置に	第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第
		関する事務であ	192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37
		って規則で定め	年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療
		るもの	の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
			による医療に関する給付の支給又は保険料の

に定めるところによる。

(1)・(2) 略

- (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利 用事務実施者をいう。
  - 提供ネットワークシステムをいう。

(6) • (7) 略

別表第2(第4条関係)

ı			
	執行機関	利用事務	特定個人情報
	1 市長	生活保護法に準	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第
		じて実施する生	70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、
		活に困窮する外	私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245
		国人に対する生	号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律
		活保護の措置に	第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第
		関する事務であ	192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37
		って規則で定め	年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療
		るもの	の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
			による医療に関する給付の支給又は保険料の

徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法 律第129号)による資金の貸付け又は給付金に 関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地 方税に関する法律に基づく条例の規定により 算定した税額又はその算定の基礎となる事項 に関する情報(以下「地方税関係情報」とい う。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養

徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって規則で定めるもの児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法 律第129号)による資金の貸付け又は給付金に 関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地 方税に関する法律に基づく条例の規定により 算定した税額又はその算定の基礎となる事項 に関する情報(以下「地方税関係情報」とい う。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養

育医療の給付又は養育医療に要する費用の支 給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当<u>又は特例給付</u>の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

介護保険法(平成9年法律第123号)による保 険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険 料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付 等関係情報」という。)であって規則で定め るもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定

育医療の給付又は養育医療に要する費用の支 給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当\_\_\_\_の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの

介護保険法(平成9年法律第123号)による保 険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険 料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付 等関係情報」という。)であって規則で定め るもの

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定

		めるもの			めるもの
2 市長			2 市長		
~	略	略	~	略	略
5 市長			5 市長		

# 第11号議案

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# (理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正 等を考慮し、仕事と育児・介護の両立の実現に向けた所要の規定の整備を行うため。 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊岡市職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年豊岡市条例第39号) の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「、当該」を「当該」に改め、同条第4項中「その他規則で定める者」の右に「(第16条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加え、「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第16条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

- 第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月 1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせ なければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
  - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
  - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市職員の育児休業等に関する条例(平成17年豊岡市条例第40号)の 一部を次のように改正する。

第20条第3項中「減じた時間を超えない範囲内で」を「減じた時間を超えない 範囲内」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61 条の2第20項」に改める。 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において、第1条の規定による改正後の豊岡市職員の 勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項の規定による時間外勤務の制限に関 する制度を利用するため、同項の規定による請求(その3歳から小学校就学の始 期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。)をしようとする職員は、 同日前においても、規則で定めるところにより、当該請求をすることができる。 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び豊岡市職員の育児休業等に 関する条例の一部を改正する条例案要綱

#### 1 改正の内容

- (1) 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第1条関係)
  - ア 職員が請求した場合に時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲について、 3歳に満たない子を養育する職員から、小学校就学の始期に達するまでの子 を養育する職員へと拡大すること。(第9条関係)
  - イ 配偶者等が介護を必要とするに至った職員に対する介護両立支援制度等 の周知、意向確認等に関する規定を加えること。(第16条の3関係)
  - ウ 介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするための勤務環境の整備に関する措置を定めること。(第16条の4関係)
- (2) 豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第2条関係) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の 改正に伴い、引用する規定の条番号を改めること。(第20条関係)

# 2 附則

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行すること。ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の日以後において、第1条の規定による改正後の条例第9条 第2項の規定による時間外勤務の制限に関する制度を利用するため、同項の規 定による請求(その3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するた めにするものに限る。)をしようとする職員は、同日前においても、規則で定め るところにより、当該請求ができるようにすること。(附則第2項関係)

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

現行

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

改正後 (案)

第9条 略

2 任命権者は、3歳に満たない子 のある職員が、規 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規 則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、 当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著し く困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他 避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において 同じ。)をさせてはならない。

#### 3 略

4 前3項の規定は、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他規則で定める者

で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障 害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のをいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合 において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明 治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員と の間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所 に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している 場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条 の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童

## 第9条 略

則で定めるところにより当該 子を養育するために請求した場合には、 当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著し く困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他 避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において 同じ。)をさせてはならない。

#### 3 略

4 前3項の規定は、要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関 係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、 子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の3第1項において 「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障 害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のをいう。以下同じ。)を介護する職員について準用する。この場合 において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明 治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員と の間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所 に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している 場合に限る。) であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条 の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童 その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、並びに第2項

及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

#### 5 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
  - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
  - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

豊岡市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正後(案)
(部分休業の承認)	(部分休業の承認)
第20条 略	第20条 略
2 略	2 略
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該	3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該
非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を	非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を
減じた時間を超えない範囲内で (当該非常勤職員が育児時間又は育児	減じた時間を超えない範囲内 (当該非常勤職員が育児時間又は育児
休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
(平成3年法律第76号) 第61条第32項において読み替えて準用する同	(平成3年法律第76号) <u>第61条の2第20項</u>
条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするため	の規定による介護をするための時間(以下「介護をするため
の時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該	の時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該
時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介	時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介
護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超	護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超
えない範囲内)で行うものとする。	えない範囲内)で行うものとする。

# 第12号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# (理由)

国民健康保険税の税率等の改定を行うため。

## 豊岡市条例第 号

## 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例(平成17年豊岡市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.93」を「100分の6.26」に改める。

第5条中「2万5,200円」を「2万6,500円」に改める。

第5条の2第1号中「1万6,500円」を「1万7,100円」に改め、同条第2号中「8,250円」を「8,550円」に改め、同条第3号中「1万2,375円」を「1万2,825円」に改める。

第6条中「100分の3.01」を「100分の3.02」に改める。

第7条の2中「1万2,500円」を「1万2,900円」に改める。

第7条の3第1号中「8,200円」を「8,300円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,150円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,225円」に改める。

第8条中「100分の2.71」を「100分の2.62」に改める。

第9条の2中「1万4,000円」を「1万3,500円」に改める。

第9条の3中「7,000円」を「6,700円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「1万7,640円」を「1万8,550円」に改め、同号イ(ア)中 「1万1,550円」を「1万1,970円」に改め、同号イ(イ)中「5,775円」を「5,985円」 に改め、同号イ(ウ)中「8,663円」を「8,978円」に改め、同号ウ中「8,750円」を「9,030 円」に改め、同号エ(ア)中「5,740円」を「5,810円」に改め、同号エ(イ)中「2,870円」 を「2,905円」に改め、同号エ(ウ)中「4,305円」を「4,358円」に改め、同号オ中「9,800 円」を「9,450円」に改め、同号カ中「4,900円」を「4,690円」に改め、同項第2号 ア中「1万2,600円」を「1万3,250円」に改め、同号イ(ア)中「8,250円」を「8,550 円」に改め、同号イ(イ)中「4,125円」を「4,275円」に改め、同号イ(ウ)中「6,188円」 を「6,413円」に改め、同号ウ中「6,250円」を「6,450円」に改め、同号エ(ア)中「4,100 円」を「4,150円」に改め、同号工(イ)中「2,050円」を「2,075円」に改め、同号工 (ウ)中「3,075円」を「3,113円」に改め、同号オ中「7,000円」を「6,750円」に改め、 同号カ中「3,500円」を「3,350円」に改め、同項第3号ア中「5,040円」を「5,300 円」に改め、同号イ(ア)中「3,300円」を「3,420円」に改め、同号イ(イ)中「1,650円」 を「1,710円」に改め、同号イ(ウ)中「2,475円」を「2,565円」に改め、同号ウ中「2,500 円」を「2,580円」に改め、同号エ(ア)中「1,640円」を「1,660円」に改め、同号エ (イ)中「820円」を「830円」に改め、同号エ(ウ)中「1,230円」を「1,245円」に改め、 同号オ中「2,800円」を「2,700円」に改め、同号カ中「1,400円」を「1,340円」に 改め、同条第2項第1号ア中「3,780円」を「3,975円」に改め、同号イ中「6,300円」

を「6,625円」に改め、同号ウ中「10,080円」を「1万600円」に改め、同号エ中「1万2,600円」を「1万3,250円」に改め、同項第2号ア中「1,875円」を「1,935円」に改め、同号イ中「3,125円」を「3,225円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「5,160円」に改め、同号エ中「6,250円」を「6,450円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税 については、なお従前の例による。

### 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の内容

- (1) 基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の6.26とすること。(第3条関係)
- (2) 基礎課税額に係る被保険者均等割額を2万6,500円とすること。(第5条関係)
- (3) 基礎課税額に係る一般の世帯別平等割額を1万7,100円とし、特定世帯の世帯別平等割額を8,550円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万2,825円とすること。(第5条の2関係)
- (4) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を100分の3.02とすること。 (第6条関係)
- (5) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額を1万2,900円とすること。(第7条の2関係)
- (6) 後期高齢者支援金等課税額に係る一般の世帯別平等割額を8,300円とし、特定世帯の世帯別平等割額を4,150円とし、特定継続世帯の世帯別平等割額を6,225円とすること。(第7条の3関係)
- (7) 介護納付金課税額に係る所得割額の税率を100分の2.62とすること。(第8条 関係)
- (8) 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額を1万3,500円とすること。(第9条の2関係)
- (9) 介護納付金課税額に係る世帯別平等割額を1世帯について6,700円とすること。(第9条の3関係)
- (10) 低所得世帯等に対する国民健康保険税の軽減額について規定すること。(第 21条関係)

#### 2 附則

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について 適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による こと。(附則第2項関係)

現行

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の5.93を乗じて算定する。

#### 2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2</u> 万5,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)

### 改正後 (案)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の6.26を乗じて算定する。

#### 2 瞬

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>2</u> <u>万6,500円</u>とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

- 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第21条第1項において同じ。)

及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から 特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第 21条第1項において同じ。) 以外の世帯 1万6,500円

- (2) 特定世帯 8,250円
- (3) 特定継続世帯 1万2,375円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割 額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分 の3.01を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額)

て1万2,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 | 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯 の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,200円
  - (2) 特定世帯 4,100円
  - (3) 特定継続世帯 6,150円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保 険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌日から 特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の 被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の2及び第 21条第1項において同じ。) 以外の世帯 1万7,100円

- (2) 特定世帯 8,550円
- (3) 特定継続世帯 1万2,825円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割 額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分 の3.02を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につい 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につい て1万2,900円とする。

> (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額)

- の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,300円
  - (2) 特定世帯 4,150円
  - (3) 特定継続世帯 6,225円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基

礎控除後の総所得金額等に100分の2.71を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保 険者1人について1万4,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円 とする。

(国民健康保険税の減額)

- 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対 して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が24万円を超える場合には、24万円) 並びに同条第4項本 文の介護納付金課税額から当該各号の才及びカに掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合 算額とする。
  - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険 の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前 年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について 同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をい

礎控除後の総所得金額等に100分の2.62を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保 険者1人について1万3,500円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,700円 とする。

(国民健康保険税の減額)

- して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額か ら当該各号のア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得 た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢 者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減 額して得た額が24万円を超える場合には、24万円) 並びに同条第4項本 文の介護納付金課税額から当該各号の才及びカに掲げる額を減額して 得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合 算額とする。
- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の 合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険 の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前 年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法 (昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得について 同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1 項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をい

う。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人 について 1万7,640円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,550円
- (1) 特定世帯 5,775円
- (ウ) 特定継続世帯 <u>8,663円</u>
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,750円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める

う。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人 について 1万8,550円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万1,970円
  - (イ) 特定世帯 5,985円
  - (ウ) 特定継続世帯 <u>8,978円</u>
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,030円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める

額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,740円
- (4) 特定世帯 2,870円
- (ウ) 特定継続世帯 4,305円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 9,800円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい て 4,900円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて 1万2,600円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,250円
  - (4) 特定世帯 4,125円
  - (ウ) 特定継続世帯 6,188円

額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,810円
- (4) 特定世帯 2,905円
- (ウ) 特定継続世帯 4,358円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 9,450円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて 1万3,250円
  - イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
    - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,550円
    - (イ) 特定世帯 4,275円
    - (ウ) 特定継続世帯 6,413円

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者 (第1条の2第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 6,250円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円
  - (4) 特定世帯 2,050円
  - (ウ) 特定継続世帯 3,075円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 7,000円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい て 3,500円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて 5,040円

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 6,450円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める 額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,150円
  - (4) 特定世帯 2,075円
  - (ウ) 特定継続世帯 3,113円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 6,750円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
  - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1人に ついて 5,300円

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円
  - (イ) 特定世帯 1,650円
  - (ウ) 特定継続世帯 2,475円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 2,500円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円
- (イ) 特定世帯 820円
- (ウ) 特定継続世帯 1,230円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,800円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい て 1,400円
- の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)が ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均 等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、そ

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,420円
  - (イ) 特定世帯 1,710円
  - (ウ) 特定継続世帯 2,565円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主 を除く。) 1人について 2,580円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世 帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める
  - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,660円
  - (イ) 特定世帯 830円
  - (ウ) 特定継続世帯 1,245円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金 課税被保険者(第1条の2第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2,700円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯につい て 1,340円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後 の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)が ある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均) 等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、そ

- の減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に 定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,780円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,300円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,080円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万2,600円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1 人について次に定める額
  - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円
  - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,125円
  - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,000円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,250円
- 3 略

- の減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に 定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,975円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,625円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万600円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万3,250円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1 人について次に定める額
  - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,935円
  - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,225円
  - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,160円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,450円
- 3 略

# 第13号議案

豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# (理由)

こども医療費について、児童の外来療養に対する助成額を拡充するとともに、新 たに高校生等の入院療養に対する助成を行うため。

# 豊岡市条例第 号

豊岡市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市こども医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を削り、第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「及び児童」を「、児童及び高校生等」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者及び 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 入院以外の療養である場合 次に掲げる対象者のこどもの区分に応じ、それ ぞれに定める額

ア 乳幼児等 被保険者等負担額に相当する額

イ 児童 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 前条第1項第2号イに規定する所得割の額の合計額が12万円未満の場合 被保険者等負担額に相当する額
- (4) (7)に掲げる場合以外の場合 被保険者等負担額に相当する額の3分の 1の額。ただし、同一の月において同一の保険医療機関等につき、被保険 者等負担額に相当する額の3分の2の額が300円を超えるときは、保険医療 機関等ごとに被保険者等負担額に相当する額から300円を控除した額とす る。

第4条第1項第2号中「当該被保険者等負担額」を「被保険者等負担額」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項及び第2項」を「前項第1号イ(イ)」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「同項第1号アに規定する一部負担金又は同号イ」を「同項第1号イ(イ)」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、高校生等に係る福祉医療費については、この限りでない。

第7条中「福祉医療費支給申請書に」の右に「、対象者に該当することを証する 書類、」を加える。

第8条第1項中「こども」を「乳幼児等及び児童」に改める。

附則第6項から第8項までを削る。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の豊岡市こども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

(豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第32号)の 一部を次のように改正する。

第4条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

(豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

4 豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(令和6年豊岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「15歳」を「18歳」に改める。

#### 1 改正の内容

- (1) 定義の規定について、新たに高校生等の規定を加え、低所得者の規定を削除すること。(第2条関係)
- (2) 入院以外の療養に係る福祉医療費の額について、乳幼児等の場合は被保険者等負担額に相当する額とし、児童の場合は、こどもの生計を維持する者の所得割の額の合計額が12万円未満のときは被保険者等負担額に相当する額、それ以外の場合は被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額とし、その自己負担の額が300円を超えるときは、保険医療機関等ごとに被保険者等負担額に相当する額から300円を控除した額とすること。(第4条関係)
- (3) 高校生等に係る福祉医療費を受けようとする者について、事前に資格の認定を受けることを不要とすること。(第5条関係)
- (4) 福祉医療費の申請について、その添付書類に対象者に該当することを証する 書類を加えること。(第7条関係)
- (5) 福祉医療費の支給方法の特例について、その対象を乳幼児等及び児童に係る 医療とすること。(第8条関係)
- (6) 福祉医療費の支給額の特例を廃止すること。(附則第6項から第8項関係)

# 2 附則

- (1) この条例は、令和7年7月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)
- (3) 高校生等の入院療養に係る福祉医療費の支給に伴い、豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例及び豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例について、入院療養に係る福祉医療費の支給対象年齢を15歳までから18歳までに拡充すること。(附則第3項、第4項関係)

豊岡市こども医療費の助成に関する条例新旧対照表

・ 現行	改正後(案)
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に	V = <b>V</b> •
第2条 この条例において、次の台方に拘りる用語の息義は、当該台方に 定めるところによる。	第2条 この条例において、例の各方に拘りる用語の息義は、日該各方に   定めるところによる。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
	③ 高校生等 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳
	<u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、</u> 婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同
	様の事情にある者を除く。
(3) こども 乳幼児等及び児童 をいう。	(4) こども 乳幼児等 <u>、児童及び高校生等</u> をいう。
$\frac{(4)}{(5)}$ 略	( <u>5)</u> 略
( <u>5)</u> 略	( <u>6</u> ) 略
(6) 略	<u>(7)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(8)</u> 略
(8) 略	<u>(9)</u> 略
(9) 略	<u>(10)</u> 略
(10) 低所得者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保	
<b>険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行</b>	
われた月が4月、5月又は6月である場合は、前年度。以下同じ。)	
分の地方税法 (昭和25年法律第226号) の規定による市町村民税 (同	
<u>法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない</u>	
者(条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含	

む。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法 の給付が行われた月が1月から6月までの場合は、前々年。以下同 じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号) 第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額 (地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(所得税法 第28条第1項に規定する給与所得を有する者については、当該給与 所得は、同条第2項の規定により計算した金額(租税特別措置法(昭 和32年法律第26号)第41条の3の11第2項の規定による控除が行わ れている場合には、その控除前の金額)から10万円を控除して得た額 (当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとする。) から所得税法第35条第2項第1号に掲げる額を除いた額をいい、当 該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万 円以下である者をいう。

(福祉医療費の支給)

- 第4条 市長は、対象者のこどもの疾病又は負傷について、医療保険各法 の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に定める額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。
  - (1) 入院以外の療養である場合 次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額
    - ア 乳幼児等 被保険者等負担額から保険医療機関等ごとに1日に

(福祉医療費の支給)

- 第4条 市長は、対象者のこどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合において、当該対象者に対して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を福祉医療費として支給する。ただし、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において医療に関する給付を受けることができる場合は、福祉医療費を支給しない。
  - (1) 入院以外の療養である場合 次に掲げる対象者のこどもの区分に 応じ、それぞれに定める額
    - ア 乳幼児等 被保険者等負担額に相当する額

つき800円(低所得者である場合にあっては、600円)を上限として 当該被保険者等負担額に相当する額を一部負担金として控除した 額

イ 児童 被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額

- (2) 入院療養である場合 当該被保険者等負担額に相当する額
- 2 前項本文の規定にかかわらず、同項第1号アに掲げる場合であって、 同一の月に同一の保険医療機関等において行う3日目以降の療養につ いては、被保険者等負担額に相当する額を支給する。
- 3 第1項第1号アに規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担 額を超えることができない。
- 4 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあ 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあ っては、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の保険 医療機関等とみなすものとする。
- い減少その他の規則で定める事由により同項第1号アに規定する一部 負担金又は同号イの福祉医療費として支給する額を除いた被保険者等 負担額に相当する額を負担することが困難であると認められる者に対 し、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給すること ができる。

(資格の認定)

- イ 児童 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める額
  - (ア) 前条第1項第2号イに規定する所得割の額の合計額が12万 円未満の場合 被保険者等負担額に相当する額
  - (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 被保険者等負担額に相当する 額の3分の1の額。ただし、同一の月において同一の保険医療 機関等につき、被保険者等負担額に相当する額の3分の2の 額が300円を超えるときは、保険医療機関等ごとに被保険者等 負担額に相当する額から300円を控除した額とする。
- (2) 入院療養である場合 被保険者等負担額 に相当する額

- っては、前項第1号イ(イ)の規定の適用については、それぞれ別の保険 医療機関等とみなすものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害、失業等による収入の著し 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、災害、失業等による収入の著し い減少その他の規則で定める事由により同項第1号イ(イ)

の福祉医療費として支給する額を除いた被保険者等 負担額に相当する額を負担することが困難であると認められる者に対 し、被保険者等負担額に相当する額を福祉医療費として支給すること ができる。

(資格の認定)

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その 認定を受けなければならない。

#### 2 · 3 略

(福祉医療費の申請)

第7条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費支給申請書に 当該医療に要した費用の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い、<u>こども</u>が県内保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、当該受給者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

#### 2 略

附則

(福祉医療費の支給額の特例)

- 6 この条例の施行の日から令和8年6月30日までの間、第4条第1項 第1号アに規定する当該乳幼児等の保護者に対する入院以外の療養で ある場合の福祉医療費として支給する額は、同号アの規定にかかわら ず、当該被保険者等負担額に相当する額とする。
- 7 この条例の施行の日から令和8年6月30日までの間に行われる児童

第5条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、市長に申請して、その 認定を受けなければならない。<u>ただし、高校生等に係る福祉医療費については、この限りでない。</u>

#### 2 · 3 略

(福祉医療費の申請)

第7条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費支給申請 書に、対象者に該当することを証する書類、当該医療に要した費用の額 を証する書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請し なければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があっ たものとみなされるときは、この限りでない。

(支給方法の特例)

第8条 受給者が第6条で定める手続に従い、<u>乳幼児等及び児童</u>が県内保険医療機関等で医療を受けた場合には、市長は、福祉医療費として、当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、当該受給者が当該医療に関し当該県内保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該県内保険医療機関等に支払うことができる。

#### 2 略

附則

- の医療に対する福祉医療費の支給に係る第4条第1項第1号イの規定 の適用については、同号中「被保険者等負担額に相当する額の3分の1 の額」とあるのは、「被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額 (同一の月において同一の保険医療機関等につき、被保険者等負担額 に相当する額の3分の2の額が1,600円を超えるときは、保険医療機関 等ごとに被保険者等負担額に相当する額から1,600円を控除した額)」 とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から令和8年6月30 日までの間に行われる児童の医療に対する福祉医療費の支給に係る第 4条第1項第1号イの規定の適用については、児童の保護者(児童の保 護者が当該児童の生計を維持できない者である場合は、その児童の扶 養義務者)でその児童の生計を維持する者が、医療保険各法の給付が行 われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(条 例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)であ る場合にあっては、同号中「被保険者等負担額に相当する額の3分の1 の額」とあるのは、「被保険者等負担額に相当する額」と読み替えるも のとする。

豊岡市重度障害者医療費の助成に関する条例新旧対照表(附則第3項関係)

現行	改正後(案)
(福祉医療費の支給)	(福祉医療費の支給)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、 入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4月目以降の 入院療養又は <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給す る。	3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、 入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4月目以降の 入院療養又は <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給す る。
$4\sim 6$ 略	$4\sim 6$ 略

豊岡市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例新旧対照表(附則第4項関係)

現行	改正後(案)
(福祉医療費の支給)	(福祉医療費の支給)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、 入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4月目以降の 入院療養又は15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給す る。	3 第1項本文の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる場合であって、 入院療養をした日の属する月が4月以上連続した場合の4月目以降の 入院療養又は <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 に係る入院療養については、被保険者等負担額に相当する額を支給す る。

# 第14号議案

豊岡市手話言語条例制定について

豊岡市手話言語条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# (理由)

手話言語への理解の促進等に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を推進するための基本的な事項を 定めることにより、誰もがお互いを尊重し共に生きる地域社会を実現するため。

#### 豊岡市手話言語条例

手話言語は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者(きこえない又はきこえにくい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。)は、物事を考え、コミュニケーションを図るために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできました。

しかしながら、過去のろう学校では口話法が取り入れられ、手話言語の使用が禁止されることとなり、ろう者が日常生活や社会生活で手話言語を使用することで誤解され、差別や偏見を受けるなど、手話言語を使用しにくい環境でした。そのため、ろう者は必要な知識や情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、様々な不便や不安を感じながら生活をしてきました。

このような中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語であると位置付けられました。しかし、市民が手話と接する機会は少なく、手話言語や聴覚障害に対する理解が十分に深まっているとは言えません。

豊岡市では、平成24年に豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例を制定し、いのちを守るまちづくりや一人一人を尊重するまちづくりを目指しています。豊岡市が目指すまちづくりを具現化する一つの方法として、手話言語に関する施策を通して、全ての市民が手話言語を知り、手話言語に触れ、手話言語によりコミュニケーションをとって相手の思いを知ろうとする心やきこえない又はきこえにくい世界を理解することで相手に寄り添う心を育むため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話は言語であるとの認識に基づき、手話言語及び聴覚障害への理解の促進、手話言語の普及並びに手話言語を使用しやすい環境づくりについて基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、学校等及び医療機関の役割を明らかにするとともに、手話言語に関する施策を推進するための基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が安心して生活することができ、誰もがお互いを尊重し共に生きる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話言語及び聴覚障害への理解の促進、手話言語の普及並びに手話言語を 使用しやすい環境づくりについては、全ての市民が手話は言語であることを認識 し、誰もがお互いを尊重することを基本として行わなければならない。 2 全ての市民は、手話言語によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、 その権利は尊重されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話言語及び聴覚障害への理解の促進並びに手話言語の普及を図り、手話言語を使用しやすい環境づくりを進めるため、手話言語に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する手話言語に関する施 策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する手話言語に関する 施策に協力するとともに、ろう者が利用しやすいサービス及び働きやすい環境を 提供するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、基本理念に対する理解を深め、乳幼児、児童及び生徒に対し、 等しく手話言語に接する機会を提供することにより、手話言語及び聴覚障害への 理解の促進に努めるものとする。

(医療機関の役割)

第7条 医療機関は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する手話言語に関する施策に協力するとともに、手話言語を必要とする乳幼児、児童又は生徒の家族及び難聴者への手話言語に関する情報の提供、関係機関との連携等を行うよう努めるものとする。

(施策の推進)

- 第8条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。
  - (1) 手話言語及び聴覚障害に対する理解の促進並びに手話言語の普及を図るための施策
  - (2) 手話言語による情報の取得及び手話言語を使用しやすい環境づくりに関する施策
  - (3) 手話言語を必要とする乳幼児への手話言語の獲得に関する施策並びに児童、 生徒及び当該家族への手話言語の習得に関する施策
  - (4) 手話通訳者の配置、派遣体制の拡充等の手話言語による意思疎通の支援を行う者のための施策
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、ろう者、手話通訳者その 他関係者の意見を聴くものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

# 第15号議案

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市営バスのイナカーについて、民間バス事業者の運送の路線と重複する区間内における普通旅客運賃の算定方法を見直すとともに、赤石線の路線を廃止するため。

#### 豊岡市条例第 号

#### 豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例

豊岡市有償旅客運送条例(平成20年豊岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(道路運送法第3条第1号イの事業を行う者(以下「民間バス事業者」という。)の運送の路線と重複する区間内で乗降する場合は、最初の2.5キロメートル未満を150円とし、以後1キロメートルごとに50円を加算した額)」を削り、同条第5項中「第1項に定める額」を「第1項及び第2項の規定により算定した額」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項に定める額」を「第1項及び第2項の規定により算定した額」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項に定める額」を「第1項及び第2項の規定により算定した額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に定める額」を「前2項の規定により算定した額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、道路運送法第3条第1号イの事業を行う者(以下「民間バス事業者」という。)の運送の路線と重複する区間内で乗降する場合の 普通旅客運賃は、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。
  - (1) 別表第1イナカーの部に掲げる路線 規則で定める額
  - (2) 別表第1チクタクの部に掲げる路線 最初の2.5キロメートル未満を150円とし、以後1キロメートルごとに50円を加算した額

別表第1イナカーの部赤石線の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1イナカーの部 赤石線の項を削る改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内にお いて規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の豊岡市有償旅客運送条例の規 定により発行されている定期券は、この条例による改正後の豊岡市有償旅客運送 条例の規定により発行された定期券とみなす。

#### 豊岡市有償旅客運送条例の一部を改正する条例案要綱

#### 1 改正の内容

- (1) 民間バス事業者の運送の路線と重複する区間内で乗降する場合のイナカー の路線の普通旅客運賃について、第5条第1項本文の規定にかかわらず、規則 で定める額とすること。(第5条関係)
- (2) イナカーの路線のうち、赤石線を廃止すること。(別表第1関係)

# 2 附則

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行すること。ただし、別表第1イナカーの部赤石線の項を削る改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により発行されている定期券は、 改正後の条例の規定により発行された定期券とみなすこと。(附則第2項関係)

現行

# (普通旅客運賃)

第5条 普通旅客運賃(旅客運送を片道1回利用する場合の使用料をい | 第5条 普通旅客運賃(旅客運送を片道1回利用する場合の使用料をい う。以下同じ。)は、最初の2.5キロメートル未満を100円とし、以後 2.5キロメートルごとに100円を加算した額(道路運送法第3条第1号 イの事業を行う者(以下「民間バス事業者」という。)の運送の路線 と重複する区間内で乗降する場合は、最初の2.5キロメートル未満を 150円とし、以後1キロメートルごとに50円を加算した額)とする。た だし、別表第1イナカーの部に掲げる路線にあっては400円、同表チク タクの部に掲げる路線にあっては200円を限度とする。

- 2 小学生以下の者の普通旅客運賃は、前項に定める額 の半額とする。ただし、小学校就学前の者で小学生以上の者が引率す るものの普通旅客運賃は、3人以内は無料とする。
- 3 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳 を所持し、提示する者及びその介護人(昭和57年1月6日社更第4号厚 生省社会局長・児童家庭局長通知「身体障害者に対する旅客鉄道株式

#### 改正後 (案)

#### (普通旅客運賃)

う。以下同じ。)は、最初の2.5キロメートル未満を100円とし、以後 2.5キロメートルごとに100円を加算した額

とする。た

だし、別表第1イナカーの部に掲げる路線にあっては400円、同表チク タクの部に掲げる路線にあっては200円を限度とする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、道路運送法第3条第1号イの事業を 行う者(以下「民間バス事業者」という。)の運送の路線と重複する 区間内で乗降する場合の普通旅客運賃は、次の各号に掲げる路線の区 分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 別表第1イナカーの部に掲げる路線 規則で定める額
  - (2) 別表第1チクタクの部に掲げる路線 最初の2.5キロメートル未 満を150円とし、以後1キロメートルごとに50円を加算した額
- 3 小学生以下の者の普通旅客運賃は、前2項の規定により算定した額 の半額とする。ただし、小学校就学前の者で小学生以上の者が引率す るものの普通旅客運賃は、3人以内は無料とする。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に定める身体障害者手帳 を所持し、提示する者及びその介護人(昭和57年1月6日社更第4号厚 生省社会局長・児童家庭局長通知「身体障害者に対する旅客鉄道株式

会社等の旅客運賃の割引について」に定める第1種身体障害者の介護 人をいう。)の普通旅客運賃は、第1項に定める額

の半額とする。

- 実施について」による兵庫県療育手帳制度要綱に定める療育手帳を所 持し、提示する者の普通旅客運賃は、第1項に定める額
  - の半額とする。
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) に定める精神障害者保健福祉手帳を所持し、提示する者の普通旅客運 賃は、第1項に定める額 の半額とする。

別表第1(第2条、第5条関係)

区分	路線	起点	終点
イナカー	気比三原線	略	略
	赤石線	<u>豊岡駅</u>	<u>赤石</u>
	田久日線		
	$\sim$	略	略
	河野辺線		
チクタク	略	略	略

会社等の旅客運賃の割引について」に定める第1種身体障害者の介護 人をいう。)の普通旅客運賃は、第1項及び第2項の規定により算定し た額の半額とする。

- 4 昭和49年2月27日障福第749号兵庫県民生部長通知「療育手帳制度の | 5 昭和49年2月27日障福第749号兵庫県民生部長通知「療育手帳制度の 実施について」による兵庫県療育手帳制度要綱に定める療育手帳を所 持し、提示する者の普通旅客運賃は、第1項及び第2項の規定により 算定した額の半額とする。
  - 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) に定める精神障害者保健福祉手帳を所持し、提示する者の普通旅客運 賃は、第1項及び第2項の規定により算定した額の半額とする。

別表第1 (第2条、第5条関係)

区分	路線	起点	終点		
イナカー	気比三原線	略	略		
	田久日線 ~ 河野辺線	略	略		
チクタク	略	略	略		

# 第16号議案

豊岡市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# (理由)

処理区域の統廃合によりコミュニティ・プラントを廃止することに伴い、所要の 規定の整備を行うため。

#### 豊岡市条例第 号

豊岡市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市公営企業の設置等に関する条例(平成17年豊岡市条例第186号)の 一部を次のように改正する。

第1条第2号中「、個別排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業」を「及び個別排水処理事業」に改める。

(豊岡市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例の一部改正)

第2条 豊岡市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例(平成17年豊岡市条例第191号)の一部を次のように改正する。

本則中「、個別排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業」を「及び個別 排水処理事業」に改める。

(豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市 条例第194号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、個別排水処理施設及びコミュニティ・プラント」を「及び個別排 水処理施設」に改める。

別表の5の表を削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

# 豊岡市公営企業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

# 1 改正の内容

次の条例について、コミュニティ・プラントの処理区である日野辺地区を、特定環境保全公共下水道の処理区との統合により廃止することに伴う所要の規定の整備を行うこと。(第1条から第3条関係)

- (1) 豊岡市公営企業の設置等に関する条例(第1条関係)
- (2) 豊岡市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例(本則関係)
- (3) 豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(第1条、別表関係)

# 2 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行すること。

# 豊岡市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正後(案)
(設置)	(設置)
第1条 市に、次の公営企業を設置する。	第1条 市に、次の公営企業を設置する。
(1) 略	(1) 略
(2) 下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落	(2) 下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道、農業集落
排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、個別排水処	排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及び個別排水
理事業及びコミュニティ・プラント事業をいう。以下同じ。)	処理事業 をいう。以下同じ。)

# 豊岡市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正後(案)
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により、	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により、
市が経営する下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事	市が経営する下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事
業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、	業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業及
個別排水処理事業及びコミュニティ・プラント事業をいう。) に地方公	び個別排水処理事業 をいう。) に地方公
営企業法の規定の全部を適用する。	営企業法の規定の全部を適用する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表(第3条関係)										
現行	改正後(案)									
(趣旨)	(趣旨)									
第1条 この条例は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る	第1条 この条例は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る									
ため、集落排水処理施設等(農業集落排水施設、漁業集落排水施設、小	ため、集落排水処理施設等(農業集落排水施設、漁業集落排水施設、小									
規模集合排水処理施設、個別排水処理施設及びコミュニティ・プラント	規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設									

別表 (第2条関係)

を定めるものとする。

 $1 \sim 4$  略

5 コミュニティ・プラント

) 2	処理区	<u>処理場</u>				
<u>名称</u>	<u>区域</u>	<u> 名称</u>				
日野辺地区	出石町日野辺の一部	日野辺浄化セ	豊岡市出石町日野辺			
	出石町寺坂の一部	ンター	223番地			

をいう。以下「施設」と総称する。)の設置及び管理に関し必要な事項

別表(第2条関係)

を定めるものとする。

をいう。以下「施設」と総称する。) の設置及び管理に関し必要な事項

 $1\sim4$  略

# 第17号議案

令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第10号)

令和6年度豊岡市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280,953千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,113,834千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 

歳 入 (単位 千円)

		Ę.	款				]	項			補正前の額	補 正 額	計
12.	地	方	交	付	税						17, 740, 606	100, 000	17, 840, 606
						1. 地	方	交	付	税	17, 740, 606	100, 000	17, 840, 606
16.	国	庫	支	出	金						6, 894, 927	90, 475	6, 985, 402
						2. 国	庫	補	助	金	3, 740, 836	90, 475	3, 831, 311
21.	繰		越		金						967, 180	178	967, 358
						1. 繰		越		金	967, 180	178	967, 358
23.	市				債						2, 623, 200	90, 300	2, 713, 500
						1. 市				債	2, 623, 200	90, 300	2, 713, 500
		歳		ス		合		計			52, 832, 881	280, 953	53, 113, 834

歳 出 (単位 千円)

		款			項			補正前の額	補 正 額	計
8.	土	木	費					5, 522, 511	100, 000	5, 622, 511
				2. 道 罩	各橋り	) よ	う費	2, 195, 898	100, 000	2, 295, 898
10.	教	育	費					4, 552, 264	180, 953	4, 733, 217
				2. 小	学	校	費	604, 087	180, 953	785, 040
		歳	出	合	į	H		52, 832, 881	280, 953	53, 113, 834

# 第 2 表 繰越明許費補正

<u>追</u>	加														(単位	千円)
		款				項			Ţ	事	業		名		金	額
10.	教	育	費	2.	小	学	校	費	学校	を施	設 整	: 備	事	業	180	),953
							計								180	),953

第 3 表 地方債補正

(単位 千円) 限 度 額 起債の 目 的 補 前 補 正 後 正 公立小学校整備事業費 228,500 318,800 [ 90,300 ] [0] 空 調 設 2,623,200 2,713,500 計

令 和 6 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 10 号 ) に 関 す る 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

		j	款			補正前の額	額 補 正 額 計							
12.	地	方	交	付	税	17, 740, 606	100, 000	17, 840, 606						
16.	国	庫	支	出	金	6, 894, 927	90, 475	6, 985, 402						
21.	繰		越		金	967, 180	178	967, 358						
23.	市				債	2, 623, 200	90, 300	2, 713, 500						
	歳	入	合	計		52, 832, 881	280, 953	53, 113, 834						

# (歳 出)

		款			補	正 前	の	額	袝	甫 正	額	計
8.	土	木	ţ	費			5, 522	2, 511			100, 000	5, 622, 511
10.	教	育	f	費			4, 552	2, 264			180, 953	4, 733, 217
	歳	出	合	計		5	2, 832	2, 881			280, 953	53, 113, 834

# (単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/12	N4	ינש
												100, 000
90, 475			90, 300									178
90, 475			90, 300				0					100, 178

# 2. 歳 入

# (款) 12. 地方交付税

# (項) 1. 地方交付税

	Ē	1			補正前の額	補正額	計
1. 地	方	交	付	税	17, 740, 606	100,000	17, 840, 606
計					17, 740, 606	100, 000	17, 840, 606

# (款) 16. 国庫支出金

# (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
8. 教育費国庫補助金	276, 442	90, 475	366, 917
計	3, 740, 836	90, 475	3, 831, 311

# (款) 21. 繰越金

# (項) 1. 繰越金

	目		補正前の額	補正額	計
1. 繰	越	金	967, 180	178	967, 358
	計		967, 180	178	967, 358

# (款) 23. 市債

# (項) 1. 市債

	目		補正前の額	補正額	計
10. 教	育	債	597, 000	90, 300	687, 300
	計		2, 623, 200	90, 300	2, 713, 500

	節		説	明
区	分	金 額		<i>7</i> •
1. 地 方 2	交 付 税	100, 000	特別交付税	100, 000

(単位 千円)

	節				説	明	
	区	分	金	額	~-	,,	
2.	小学校	費補助金		90, 475	空調設備整備臨時特例交付金		90, 475

(単位 千円)

	節			説	明		
区	分	金	額		, ·		
1. 前年	度繰越金		178	前年度繰越金		178	

	節		説	明
区	分	金額		,,
2. 小 学	校 債	90, 300	公立小学校整備事業債 空調設備	90, 300 90, 300

#### 3. 歳 出

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	120/14 10/11
4. 雪 害 対 策 費	836, 268	100, 000	936, 268				100, 000
# <del> </del>	2, 195, 898	100, 000	2, 295, 898				100, 000

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750.4 61.
3. 小学校施設整備費	70, 172	180, 953	251, 125	90, 475	90, 300		178
## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	604, 087	180, 953	785, 040	90, 475	90, 300		178

	節					
区	分	金	額	説	明	
12. 委	託 料		100,000	雪害対策事業費 【建設課】 業務委託料 除雪業務		100, 000 100, 000

	節	j					
区	分		金	額	説	明	
12. 委	託	料		8, 453	学校施設整備事業費 投資委託料	【教育総務課】	180, 953 8, 453
14. 工 事	請負	費		172, 500	投資安託符 実施設計 整備工事費 空調設備		172, 500

## 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

				V 1.		年 度 中
区	分		前前年度末現 在 高		当 該 年	度 中 起 債
					補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債			28, 032, 518	25, 583, 225	3, 297, 400	90, 300
(8) 教		育	6, 659, 721	6, 036, 183	944, 900	90, 300
合	計		42, 953, 190	39, 069, 891	3, 507, 900	90, 300

増	減	見	込	み		当	計	左	中	: _	<del>L:</del>	却	在	古	В	27	宏石
見	込	額		年度「 償還」			該	+	及	. 7	下	夗	土	向	兄	込	領
補正	後(	の額	元 並 込		心預	補	正育	Íσ	額	袝	甫	正	額	補	正	後の	額
3,	, 387	7, 700	4, 0	061, 44	12	2	24, 8	19,	183			90	, 300		24,	909,	483
1,	, 035	, 200	1, 0	023, 26	60		5, 9	57,8	823			90	, 300		6,	048,	123
3,	, 598	3, 200	5,	520, 50	9	9	87, 0	57, 2	282			90	, 300		37,	147,	582

# 歳入補正予算総括表

蒜	欠	名	, 	称		補正前の額	補 正 額	計
12	地	方	交	付	税	17, 740, 606	100, 000	17, 840, 606
16	围	庫	支	出	金	6, 894, 927	90, 475	6, 985, 402
21	繰		越		金	967, 180	178	967, 358
23	市				債	2, 623, 200	90, 300	2, 713, 500
	蒜	入	合言	+		52, 832, 881	280, 953	53, 113, 834

	主な内容
特別交付税	100, 000
空調設備整備臨時特例交付金	90, 475
前年度繰越金	178
公立小学校整備事業債	90, 300

# 歳出補正予算総括表

蒜	欠	名	称	補正前の額	補正額	計	
8	土	木	費	5, 522, 511	100, 000	5, 622, 511	
10	教	育	費	4, 552, 264	180, 953	4, 733, 217	
	歳	出合計		52, 832, 881	280, 953	53, 113, 834	

	主な内容
雪害対策事業費	100, 000
学校施設整備事業費 (小学校)	180, 953

# 歳出節別補正予算

番号			節別			補正前の額	補 正 額	計
12	委		託		料	7, 274, 290	108, 453	7, 382, 743
14	エ	事	請	負	費	3, 029, 001	172, 500	3, 201, 501
		歳出	合 計			52, 832, 881	280, 953	53, 113, 834

# 歳出性質別補正予算

番号	性	質別		補正前の額	補 正 額	計
2	物	件	費	9, 449, 280	100, 000	9, 549, 280
6	普 通 建	設 事 業	費	4, 519, 426	180, 953	4, 700, 379
(1)	補助	事 業	費	1, 907, 975	180, 953	2, 088, 928
	歳出合	計		52, 832, 881	280, 953	53, 113, 834

# 一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業> (単位 千円)

事業名	予算額	特	定	財	源	一般財源
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	了异识	国県支出金	地力	5 債	その他	<b>州又只</b> (/尔
教 育 費 学校施設整備事業費 (小学校)	180, 953	90, 475	9	0, 300	0	178
小計	180, 953	90, 475	9	0, 300	0	178
合 計	180, 953	90, 475	9	0, 300	0	178

# 一般会計地方債の内訳

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
防災・減災・国土強 靭化緊急対策事業債 (充当率100%)		空調設備	90, 300
	小計		90, 300
	合 計		90, 300

#### 第18号議案

令和6年度豊岡市一般会計補正予算(第11号)

令和6年度豊岡市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,192,046千円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,921,788千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の廃止及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市 税		9, 460, 037	64, 700	9, 524, 737
	1. 市 民 税	3, 698, 500	65, 500	3, 764, 000
	2. 固 定 資 産 税	4, 775, 437	13, 000	4, 788, 437
	4.市 た ば こ 税	554, 000	△20, 400	533, 600
	7. 入 湯 税	90, 000	6, 600	96, 600
2. 地 方 譲 与 税		493, 632	2	493, 634
	4.森林環境讓与税	110, 206	2	110, 208
14. 分担金及び負担金		170, 210	△30, 438	139, 772
	1. 分 担 金	11, 030	△1, 274	9, 756
	2. 負 担 金	159, 180	△29, 164	130, 016
15. 使用料及び手数料		759, 904	△28, 139	731, 765
	1. 使 用 料	554, 186	△11,770	542, 416
	2. 手 数 料	205, 718	△16, 369	189, 349
16. 国 庫 支 出 金		6, 985, 402	△183, 826	6, 801, 576
	1.国 庫 負 担 金	3, 109, 719	△70, 947	3, 038, 772
	2.国 庫 補 助 金	3, 831, 311	△112, 538	3, 718, 773
	3. 委 託 金	44, 372	△341	44, 031
17. 県 支 出 金		3, 503, 614	△215, 665	3, 287, 949
	1. 県 負 担 金	1, 861, 651	△66, 748	1, 794, 903
	2. 県 補 助 金	1, 210, 044	△125, 290	1, 084, 754
	3. 委 託 金	431, 919	△23, 627	408, 292
18. 財 産 収 入		311, 273	127, 940	439, 213
	1.財 産 運 用 収 入	47, 464	10, 350	57, 814
	2.財 産 売 払 収 入	263, 809	117, 590	381, 399
19. 寄 附 金		1, 797, 495	△14, 800	1, 782, 695
	1. 寄 附 金	1, 797, 495	△14, 800	1, 782, 695
20. 繰 入 金		2, 528, 475	△718, 652	1, 809, 823
	1.特別会計繰入金	166, 651	△698	165, 953

		款			項			補正前の額	補 正 額	計
				2. 基	金 繰	入	金	2, 361, 824	△717, 954	1, 643, 870
21.	繰	越	金					967, 358	156, 439	1, 123, 797
				1. 繰	越		金	967, 358	156, 439	1, 123, 797
22.	諸	収	入					2, 880, 283	△88, 407	2, 791, 876
				4. 受	託 事	業収	入	18, 694	△1,018	17, 676
				5. 雑			入	2, 309, 760	△87, 389	2, 222, 371
23.	市		債					2, 713, 500	△261, 200	2, 452, 300
				1. 市			債	2, 713, 500	△261, 200	2, 452, 300
		歳	入	合	計			53, 113, 834	△1, 192, 046	51, 921, 788

歳 出 (単位 千円)

		款		項	補正前の額	補 正 額	計
1.	議	会	費		255, 189	△2, 186	253, 003
				1. 議 会 費	255, 189	△2, 186	253, 003
2.	総	務	費		9, 125, 717	△41, 064	9, 084, 653
				1.総務管理費	8, 327, 299	△12, 255	8, 315, 044
				2. 徴 税 費	396, 555	△3, 196	393, 359
				3. 戸籍住民基本台帳費	229, 303	△516	228, 787
				4. 選 挙 費	136, 156	△24, 816	111, 340
				5. 統 計 調 査 費	11, 481	△8	11, 473
				6. 監 査 委 員 費	24, 923	△273	24, 650
3.	民	生	費		16, 304, 470	△523, 832	15, 780, 638
				1. 社 会 福 祉 費	5, 850, 070	△62, 732	5, 787, 338
			,	2. 老 人 福 祉 費	3, 538, 699	△159, 226	3, 379, 473
				3. 児 童 福 祉 費	5, 895, 063	△301, 797	5, 593, 266
			,	4.生活保護費	1, 020, 638	△77	1, 020, 561
4.	衛	生	費		5, 119, 341	△177, 701	4, 941, 640
			,	1. 保 健 衛 生 費	4, 610, 586	△175, 914	4, 434, 672
				2. 清 掃 費	508, 755	△1, 787	506, 968
6.	農	林 水 産	業費		1, 708, 577	△97, 688	1, 610, 889
				1. 農 業 費	1, 432, 652	△73, 589	1, 359, 063
				2. 林 業 費	244, 926	△23, 709	221, 217
				3. 水 産 業 費	30, 999	△390	30, 609
7.	商	エ	費		2, 671, 275	△22, 121	2, 649, 154
				1. 商 工 費	2, 671, 275	△22, 121	2, 649, 154
8.	土	木	費		5, 622, 511	△190, 789	5, 431, 722
				1. 土 木 管 理 費	559, 274	△39, 793	519, 481
				2.道路橋りょう費	2, 295, 898	△79, 618	2, 216, 280
				3. 河 川 費	80, 244	△17, 527	62, 717
				4. 港 湾 費	11, 787	△4, 283	7, 504

	款			項			補正前の額	補 正 額	計
			5. 都	市	十 画	費	2, 444, 680	△18, 029	2, 426, 651
			6. 住	钅	Ē	費	230, 628	△31, 539	199, 089
9. 消	防	費					1, 762, 777	△33, 488	1, 729, 289
			1. 消	ß	5	費	1, 762, 777	△33, 488	1, 729, 289
10. 教	育	費					4, 733, 217	△103, 177	4, 630, 040
			1. 教	育 絲	務	費	1, 625, 375	△22, 819	1, 602, 556
			2. 小	学	校	費	785, 040	△28, 285	756, 755
			3. 中	学	校	費	305, 297	△17, 825	287, 472
			4. 幼	稚	園	費	239, 420	△1,915	237, 505
			5. 社	会 耄	女 育	費	734, 541	△25, 231	709, 310
			6. 保	健生	方	費	1, 043, 544	△7, 102	1, 036, 442
	歳	出	合	章	+		53, 113, 834	△1, 192, 046	51, 921, 788

# 第 2 表 繰越明許費補正

追	加			1					(単位 千円
	į	款				項			事 業 名 金額
2.	総	務	費	1.	総	務 管	第 理	費	庁 舎 管 理 費 44,200
									財 産 管 理 費 3,898
									行政情報化推進事業 5,408
									D X 推 進 事 業 853
3.	民	生	費	1.	社	会 福	畐 祉	:費	身体障害者福祉事業 100,000
				2.	老	人福	畐 祉	:費	民間老人福祉施設助成事業 22,534
4.	衛	生	費	2.	清	扌	Ŧ	費	豊岡最終処分場管理費 3,784
6.	農林	水産	業費	2.	林	茅	É	費	治 山 事 業 38,350
									林 道 管 理 費 7,012
8.	土	木	費	1.	土;	木管	第 理	費	内 水 処 理 事 業 36,300
				2.	道路	各橋	りょう	う費	道路橋りょう総務費 200
									道 路 維 持 事 業 47,747
									市 単 独 事 業 25,800
									藤井中森線道路改良事業 11,200
									雪 害 対 策 事 業 20,284
									橋りょう長寿命化事業 332,888
									上 野 橋 整 備 事 業 42,400
									交通安全施設整備事業 1,100
									生活道路排水路整備事業 3,193
				3.	河	JI		費	河 川 改 良 事 業 9,490
									普 通 河 川 整 備 事 業 36,293

		款				項			事業名金額
8.	土	木	費	5.	都市	計	画	費	中央公園整備事業 11,000
9.	消	防	費	1.	消	防		費	非 常 備 消 防 事 業 55,962
									防 火 水 槽 整 備 事 業 16,000
									消 火 栓 管 理 費 2,000
10.	教	育	費	1.	教育	総	務	費	小中一貫校整備事業 291,266
				6.	保健	体	育	費	竹野海洋センター管理費 1,199
									豊岡市民グラウンド管理費 26,036
							計		1,196,397

変 更 (単位 千円)

											\ 1 I—		1 7/
款				古		事 業 名		金額					
	办人	項			事業名		補	正前	補	正行	後		
6.	農林水産業費	1.	農	業	費	基盤	整備促進事	業		49,004	12	25,52	27
				49,004	12	25,52	27						

# 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

廃 止 (単位 千円) 事 項 期 間 限 度 額 ガバメントクラウド 令和7年度から 9,741 管 理 領 域 構 築 令和8年度まで 美しい村づくり資金利子補給事業 ( 令 和 6 年 度 事 業 分 ) 令和7年度から 1,592 令和13年度まで 計 11, 333

_ 変  更				(単位 千円)
事項	期	間	限。	
事 次 	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
農業経営基盤強化資金利子補給事業(令和6年度事業分)	令和7年度から 令和21年度まで	同左	1, 315	1, 808
豊かな海づくり資金 利子補給事業 (令和6年度事業分)	令和7年度から 令和13年度まで	同左	1, 489	985
産業用地整備事業	令和7年度	同左	105, 600	75, 000
植村直己記念スポーツ公園 指 定 管 理 料	令和7年度から 令和11年度まで	令和7年度から 令和9年度まで	50, 815	37, 989
計			159, 219	115, 782

第 4 表 地方債補正

更 (単位 千円) 限 度 額 起 債 目 的  $\mathcal{O}$ 補 補 後 正 前 正 鉄道交通対策事業費 31,100 29,400 [京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等] [31,100][29,400] 98,300 89,500 整 [ 43,100 ] [ 34,300 ] 庁 ) コミュニティセンター整備事業費 189,900 182,000 [56,700][53,000][高橋地区コミュニティセンター] [ 133,200 ] [ 129,000 ] [中竹野地区コミュニティセンター] 30,500 28,200 社会福祉施設整備事業費 [但東健康増進センター] [10,600][10,300][ 19,900 ] [17,900]〔日高東部健康福祉センター〕 40,900 900 保健施設整備事業費 [但馬救命救急センター] [ 40,000 ] [0]水道施設整備事業費 65,500 25,000 [65,500][25,000] [一般会計出資債] 118,000 103,400 改 良 業 地 事 費 [19,400][ 18,600 ] ンネル照 〔農道橋耐震化事業〕 [ 25,700 ] [12,400][ 20,200 ] [ 19,000 ] [農道橋長寿命化事業] [12,100][12,900]田 鶴 野 地 区 ) [5,400][5,300]伊 豆 地 区 ) たん水防除施設整備事業費 9,200 3,000 [1,200][一日市排水機場] [7,200][2,000][1,800][上庄境排水機場] 18,500 17,300 観光施設整備事業費 [10,500][9,300]〔道の駅「神鍋高原」〕

却	限	度 額
起債の目的	補 正 前	補 正 後
工場公園管理事業費	3,500	2,100
〔汚水ポンプ施設〕	[ 3,500 ]	[ 2,100 ]
急傾斜地崩壊対策事業費	38,700	23,900
内水処理施設整備事業費	47,000	43,500
〔排水ポンプ施設〕	[ 47,000 ]	[ 43,500 ]
土木管理事業費	117,600	108,400
〔 鶴 岡 第 3 樋 管 〕	[ 117,600 ]	[ 108,400 ]
道路整備事業費	207,500	169,900
〔大規模舗装修繕事業〕	[ 66,300 ]	[ 61,100 ]
〔道路防災事業〕	[ 12,500 ]	[ 13,300 ]
〔道路維持事業〕	[ 69,000 ]	[ 48,400 ]
〔側溝整備事業〕	[ 21,000 ]	[ 11,900 ]
〔上山二見線〕	[ 19,000 ]	[ 17,000 ]
〔高龍寺本線〕	[ 6,300 ]	[ 4,800 ]
橋りょう整備事業費	242,200	228,900
〔 上 野 橋 〕	[ 12,600 ]	[ 15,600 ]
〔橋りょう長寿命化事業〕	[ 189,900 ]	[ 173,600 ]
消雪装置整備事業費	104,800	86,800
河川改良事業費	66,500	48,500
〔河川浚渫事業〕	[ 14,500 ]	[ 9,400 ]
〔普通河川整備事業〕	[ 52,000 ]	[ 39,100 ]
消防防災施設整備事業費	187,300	172,200
〔消防ポンプ自動車〕	[ 66,300 ]	[ 55,800 ]
〔高規格救急自動車〕	[ 41,900 ]	[ 38,100 ]
〔  消  火  栓  〕	[ 8,000 ]	[ 9,200 ]
〔消防団施設〕	[ 46,600 ]	[ 44,700 ]
〔災害対応ドローン〕	[ 3,700 ]	[ 2,700 ]
〔 出 石 分 署 〕	[ 900 ]	[ 1,800 ]

起債の目的	限     度	額
起債の目的	補 正 前	補 正 後
消防防災設備整備事業費	4,000	500
〔消防指令センター〕	[ 3,500 ]	[0]
社会教育施設整備事業費	26,300	23,900
〔 永 楽 館 〕	[ 10,100 ]	[ 7,800 ]
〔 歴 史 博 物 館 〕	[ 5,500 ]	[ 5,400 ]
保健体育施設整備事業費	80,900	79,800
〔出石グラウンド〕	[ 30,600 ]	[ 29,500 ]
農林水産業施設補助災害復旧事業費	300	200
〔農地農業用施設〕	[ 300 ]	[ 200 ]
計	2,713,500	2,452,300

令 和 6 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 11 号 ) に 関 す る 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総 括 (歳 入)

			款				補正前の額	補 正 額	計
1.	市					税	9, 460, 037	64, 700	9, 524, 737
2.	地	方	諄	艧	与	税	493, 632	2	493, 634
14.	分	担 金	及	び	負	担 金	170, 210	△30, 438	139, 772
15.	使	用料	及	び	手	数 料	759, 904	△28, 139	731, 765
16.	国	庫	支	Ę	出	金	6, 985, 402	△183, 826	6, 801, 576
17.	県	支	Ē.	ļ	出	金	3, 503, 614	△215 <b>,</b> 665	3, 287, 949
18.	財	産	<u>.</u>	Ţ	収	入	311, 273	127, 940	439, 213
19.	寄		ßf	针		金	1, 797, 495	△14, 800	1, 782, 695
20.	繰		フ	(		金	2, 528, 475	△718, 652	1, 809, 823
21.	繰		起	戉		金	967, 358	156, 439	1, 123, 797
22.	諸		Ц	Z.		入	2, 880, 283	△88, 407	2, 791, 876
23.	市					債	2, 713, 500	△261, 200	2, 452, 300
	蒝	克 入		合	計		53, 113, 834	△1, 192, 046	51, 921, 788

#### (歳 出)

			款			補 正 前 の 額	補正額	計
1.	議		会		費	255, 189	△2, 186	253, 003
2.	総		務		費	9, 125, 717	△41, 064	9, 084, 653
3.	民		生		費	16, 304, 470	△523, 832	15, 780, 638
4.	衛		生		費	5, 119, 341	△177, 701	4, 941, 640
6.	農	林 7	k 産	業	費	1, 708, 577	△97, 688	1, 610, 889
7.	商		I		費	2, 671, 275	△22, 121	2, 649, 154
8.	土.		木		費	5, 622, 511	△190, 789	5, 431, 722
9.	消		防		費	1, 762, 777	△33, 488	1, 729, 289
10.	教		育		費	4, 733, 217	△103, 177	4, 630, 040
11.	災	害	復	旧	費	0	0	0
	歳	出	合	計		53, 113, 834	△1, 192, 046	51, 921, 788

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源				般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	0	他		Χ,		X1	WIN
												△2, 186
△33, 074		4	△22 <b>,</b> 700				40, 716					△26, 006
△290, 537			△2, 300				∆45, 419					△185, 576
△15, 436		2	△80, 500			۷	∆47, 498					△34, 267
△33, 985		2	△20, 800			۷	△15, 499					△27, 404
			1, 700				△4, 529					△19, 292
△20 <b>,</b> 523			114, 400				△5, 579					△50, 287
△3, 365		2	△18, 600				33					△11,556
△1, 578			△3, 500			۷	∆14, 720					△83, 379
△5 <b>,</b> 440			△100				△29					5, 569
△403 <b>,</b> 938			261, 200				∆92, 524					△434 <b>,</b> 384

#### 2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

	目	補正前の額	補正額	計
2. 法	人	562, 500	65, 500	628, 000
	<b>1</b>	3, 698, 500	65, 500	3, 764, 000

(款) 1. 市税

#### (項) 2. 固定資産税

		目			補正前の額	補正額	計
1. 固	定	資	産	税	4, 755, 000	13,000	4, 768, 000
# <del> </del>					4, 775, 437	13,000	4, 788, 437

(款) 1. 市税

#### (項) 4. 市たばこ税

	į	∄			補正前の額	補正額	計
1. 市	た	ば	Ĺ	税	554, 000	△20, 400	533, 600
	計	ŀ			554, 000	△20, 400	533, 600

(款) 1. 市税

## (項) 7. 入湯税

	目		補正前の額	補正額	計
1. 入	湯	税	90,000	6, 600	96, 600
	計		90,000	6, 600	96, 600

(款) 2. 地方讓与税

## (項) 4. 森林環境讓与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森 林 環 境 譲 与 税	110, 206	2	110, 208
計	110, 206	2	110, 208

	節							説	明
区 分		金 額			,,				
1. 4	現	年	課	税	分		65, 000	現年課税分	65, 000
2. ¥	滞	納	繰	越	分		500	滞納繰越分	500

## (単位 千円)

節		説明	
区 分	金額	<i>7.</i>	
1. 現 年 課 税 分	13, 000	現年課税分	13, 000

## (単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	7.
1. 現 年 課 税 分	△20, 400	現年課税分 △20,400

## (単位 千円)

節		説明
区 分	金 額	
1. 現 年 課 税 分	6, 600	現年課税分 6,600

	節		·		
Þ	区 分 金				
1. 森	1. 森林環境讓与税			森林環境讓与税 2	2

## (款)14. 分担金及び負担金

## (項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費分担金	4, 965	△44	4, 921
4. 土 木 費 分 担 金	5, 888	△1, 201	4, 687
5. 災害復旧費分担金	177	△29	148
計	11, 030	△1, 274	9, 756

#### (款)14. 分担金及び負担金

## (項) 2. 負担金

目					補正前の額	補正額	計
3. 民	生 費	負	担	金	156, 961	△29, 164	127, 797
	計				159, 180	△29, 164	130, 016

## (款)15. 使用料及び手数料

#### (項) 1. 使用料

目						補正前の額	補正額	計
2.	総	務	使	用	料	42, 828	△610	42, 218
6.	商	工	使	用	料	48, 522	△1, 354	47, 168
7.	土	木	使	用	料	326, 480	△5, 822	320, 658
8.	教	育	使	用	料	17, 688	△3, 984	13, 704

節		説	明	
区 分	金額		,,	
1. 農業費分担	金 △29	基盤整備事業費分担金	△29	
2. 林業費分担	金 △15	治山事業費分担金	△15	
1. 土木管理費分担	.金 △1,201	急傾斜地崩壞対策事業費分担金	△1, 201	
1. 農林水産業施設災復 旧費分担	•	農地農業用施設災害復旧事業費分担金	△29	

# (単位 千円)

節		説	明	
区 分	金額		, ·	
2. 老人福祉費負担金	△404	老人福祉法第28条収入	△404	
3. 児童福祉費負担金	△28, 760	特定教育・保育施設利用者負担金 現年度分 母子生活支援施設入所者負担金	$\triangle$ 28, 748 $\triangle$ 28, 748 $\triangle$ 12	

節		説	明
区 分	金額		
1. 総務管理使用料	△610	行政財産目的外使用料 有償旅客運送使用料 コミュニティセンター使用料	583 △393 △800
1. 商 工 使 用 料	△1, 354	温泉使用料 竹野温泉 神鍋温泉 出石温泉 玄武洞公園観覧料	$\triangle 4,354$ $\triangle 684$ $\triangle 820$ $\triangle 2,850$ $3,000$
4. 住 宅 使 用 料	△5, 822	現年度分 公営住宅使用料 特公賃住宅使用料 滞納繰越分 公営住宅使用料 市営住宅駐車場使用料 市営住宅駐車場使用料	$\triangle$ 5, 289 $\triangle$ 6, 086 797 $\triangle$ 38 $\triangle$ 38 $\triangle$ 495 $\triangle$ 495
4. 社会教育使用料	△3, 984	豊岡市民会館使用料 美術館入館料	△2, 984 △1, 000

#### (款)15. 使用料及び手数料

#### (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
計	554, 186	△11,770	542, 416

#### (款)15. 使用料及び手数料

#### (項) 2. 手数料

		目			補正前の額	補正額	計
1. 総	務	手	数	料	39, 576	△4, 184	35, 392
3. 衛	生	手	数	茶	164, 253	△12, 185	152, 068
	<b>=</b>	<b>汁</b>			205, 718	△16, 369	189, 349

#### (款) 16. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

				目					補正前の額	補正額	Í.	計
3.	民	生	費	围	庫	負	担	金	3, 106, 812	△7	74, 631	3, 032, 181
4.	衛	生	費	国	庫	負	担	金	2, 907		△763	2, 144
11.	消	防	費	国	庫	負	担	金	0		4, 447	4, 447
計									3, 109, 719	Δ7	70, 947	3, 038, 772

	節			—————————————————————————————————————	明	
区	分	金	額	7/4	<b>/</b> •	

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金額		<i>,</i> ,
3. 戸籍住民基本台帳手 数 料	△4, 184	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 印鑑証明手数料	△3, 338 △486 △360
2. 清 掃 手 数 料	△12, 185	ごみ処理手数料 家庭系廃棄物 し尿処理手数料 汲取手数料 処分手数料	$\triangle 10, 747$ $\triangle 10, 747$ $\triangle 1, 438$ $\triangle 1, 037$ $\triangle 401$

節		言说	明
区 分	金額	<i>~</i> 2	,,
1. 社会福祉費負担金	6, 194	特別障害者手当等給付費負担金 国民健康保険基盤安定費負担金 障害者(児)自立支援給付費負担金 生活困窮者自立相談支援事業等負担金 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 国民健康保険産前産後保険料負担金	$\triangle 1,879$ 2, 164 6,595 $\triangle 416$ $\triangle 101$ $\triangle 169$
3. 児童福祉費負担金	△80, 825	母子生活支援施設措置費負担金 児童扶養手当給付費負担金 児童手当負担金	$\triangle 2,053$ $\triangle 1,961$ $\triangle 76,811$
1. 保健衛生費負担金	△763	養育医療事業費負担金	△763
1. 消防費国庫負担金	4, 447	緊急消防援助隊活動費負担金	4, 447

(項) 2. 国庫補助金

				目					補正前の額	補正額	計
1.	総	務	費	玉	庫	補	助	金	73, 704	△4, 804	68, 900
2.	民	生	費	国	庫	補	助	金	1, 379, 492	△32, 635	1, 346, 857
3.	衛	生	費	玉	庫	補	助	金	49, 140	△5, 438	43, 702
6.	土	木	費	玉	庫	補	助	金	412, 371	△12, 468	399, 903
7.	消	防	費	国	庫	補	助	金	7, 890	△731	7, 159
8.	教	育	費	玉	庫	補	助	金	366, 917	3, 679	370, 596
20.	デシ	<i></i> シタ <i>)</i> 1	レ田園	園都可	<b>片国</b> 家	家構想	想交付	寸金	116, 703	△8, 641	108, 062
21.	地	方	創 /	生 既	a 時	 f 交	付	金	1, 425, 094	△51, 500	1, 373, 594

節		説	DB.
区 分	金額	. 南光	明
1. 総務管理費補助金	△4, 804	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 文化芸術振興費補助金 地域女性活躍推進交付金 社会資本整備総合交付金 地域公共交通再構築事業費	$300$ $\triangle 3,010$ $\triangle 401$ $\triangle 1,693$ $\triangle 1,693$
1. 社会福祉費補助金	△87	障害者地域生活支援事業費補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	△49 △38 △38
3. 児童福祉費補助金	△32, 548	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 児童虐待防止対策支援事業費補助金 延長保育事業費補助金 一時預かり事業費補助金 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 子どものための教育・保育給付交付金 保育環境改善等事業費補助金 保育体制強化事業費補助金 子育てのための施設等利用給付交付金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 子ども・子育て支援施設整備交付金 子育て世帯訪問支援事業費補助金 保育所等ICT化推進等事業費補助金 利用者支援事業費補助金	$\triangle 1, 233$ $\triangle 5, 147$ $859$ $1, 822$ $\triangle 261$ $\triangle 27, 109$ $\triangle 347$ $\triangle 4, 290$ $\triangle 714$ $\triangle 446$ $\triangle 1, 122$ $\triangle 1, 536$ $\triangle 1, 300$ $8, 276$
1. 保健衛生費補助金	△5, 438	循環型社会形成推進交付金 緊急風しん抗体検査等事業費補助金 出産・子育て応援交付金	△288 △950 △4, 200
1. 道路橋りょう費補助金	4, 490	防災・安全交付金 橋りょう新設改良事業費 道路メンテナンス事業費補助金 道路維持事業費 橋りょう長寿命化事業費	$4,490 \\ 4,490 \\ 0 \\ \triangle 1,315 \\ 1,315$
4. 住宅費補助金	△16, 958	社会資本整備総合交付金 簡易耐震診断推進事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費 民間住宅耐震改修助成事業費	$\triangle 16,958$ 393 $\triangle 14,501$ $\triangle 2,850$
1. 消防費補助金	△731	社会資本整備総合交付金 がけ地近接等危険住宅移転事業費	△731 △731
2. 小学校費補助金	△350	特別支援教育就学児童奨励費補助金	△350
5. 社会教育費補助金	4, 029	埋蔵文化財発掘調査費補助金 重要伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金 文化芸術振興費補助金	△300 △492 4,821
1. デジタル田園都市国 家 構 想 交 付 金	△8, 641	デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 地方創生推進タイプ	$\triangle 8,641$ $\triangle 3,464$ $\triangle 5,177$
1. 地方創生臨時交付金	△51,500	地方創生臨時交付金	△51, 500

#### (款) 16. 国庫支出金

#### (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	3, 831, 311	△112, 538	3, 718, 773

#### (款) 16. 国庫支出金

#### (項) 3. 委託金

		目				補正前の額	補正額	計
1. 総	務	費	委	託	金	690	△166	524
4. 土	木	費	委	託	金	29, 097	△175	28, 922
		計				44, 372	△341	44, 031

# (款)17. 県支出金

# (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民 生 費 県 負 担 金	1, 856, 436	△66, 367	1, 790, 069
3. 衛 生 費 県 負 担 金	1, 242	△381	861
計	1, 861, 651	△66, 748	1, 794, 903

# (款)17. 県支出金

# (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	57, 014	△7, 044	49, 970

	節			—————————————————————————————————————	明	
区	分	金	額	7/4	<b>/</b> •	

(単位 千円)

	節				明	
区	分	金	額			
2. 戸籍住民	基本台帳費 託 金		△166	中長期在留者住居地届出等事務委託金	Δ1	.66
1. 土木管理	費委託金		△175	公共用地取得事務委託金	Δ1	75

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金額	<i>7</i> -2	<b>/</b> •
1. 社会福祉費負担金	4, 959	国民健康保険基盤安定費負担金 保険税軽減基準額 保険者支援基準額 障害者(児)自立支援給付費負担金 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金 国民健康保険産前産後保険料負担金	$1,796$ $714$ $1,082$ $3,298$ $\triangle 51$ $\triangle 84$
2. 老人福祉費負担金	△13, 872	後期高齢者医療保険基盤安定費負担金	△13, 872
3. 児童福祉費負担金	△57, 454	教育・保育給付費負担金 母子生活支援施設措置費負担金 児童手当負担金 子育てのための施設等利用給付費負担金	$\triangle 44, 384$ $\triangle 1, 027$ $\triangle 11, 686$ $\triangle 357$
1. 保健衛生費負担金	△381	養育医療事業費負担金	△381

節		説	明	
区分	金 額			
1. 総務管理費補助金	△7, 044	空き家活用支援事業費補助金 防犯カメラ設置費補助金 地域公共交通再構築事業費補助金 持続可能な多自然地域づくりプロジェクト事業費補助金	△6,000 △360 △466 △218	

(項) 2. 県補助金

				E				補正前の額	補正額	計
	(総	務	費	県	補	助	金)			
	民	生	費	県	補	助	金	471, 639	△65, 404	406, 235
3.	衛	生	費		補	助	金	29, 008	△5, 978	23, 030
		林 水						592, 058	△38, 111	553, 947
7.	土	木	費	県	補	助	金	2, 108	△283	1,825
9.	教	育	費	県	補	助	金	36, 323	△396	35, 927

節		説	明
区 分	金 額	μL	-91
(総務管理費補助金)		「持続可能な生活圏」形成支援事業費補助金	△218
1. 社会福祉費補助金	△4, 510	重度障害者医療費助成事業費補助金 医療費 乳幼児等医療費助成事業費補助金 医療費 母子家庭等医療費助成事業費補助金 障害者地域生活支援事業費補助金 障害者自立支援利用者支援費補助金	$\triangle 1,550$ $\triangle 1,550$ $\triangle 3,750$ $\triangle 3,750$ $220$ $\triangle 24$ $594$
2. 老人福祉費補助金	△57, 256	地域介護拠点整備費補助金 定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助 金	△56, 641 △615
3. 児童福祉費補助金	△3, 638	延長保育促進事業費補助金 ひょうご保育料軽減事業費補助金 一時預かり事業費補助金 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 実費徴収に係る補足給付事業費補助金 保育体制強化事業費補助金 放課後児童クラブ整備事業費補助金 子育て世帯訪問支援事業費補助金 利用者支援事業費補助金	
1. 保健衛生費補助金	△5, 978	健康増進事業費補助金 出産・子育て応援交付金 帯状疱疹予防接種助成事業費補助金	$\triangle 489$ $\triangle 1, 167$ $\triangle 4, 322$
1. 農業費補助金	△30, 073	基盤整備促進事業費補助金 多面的機能支払交付金 地籍調査事業費補助金 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 新規就農総合支援事業費補助金 機構集積協力金 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 農地利用最適化交付金 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 みどりの食料システム戦略推進交付金 就農準備資金 地域計画策定推進緊急対策事業費補助金 水利施設管理強化事業費補助金 集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金	$\triangle 337$ $\triangle 5, 522$ $\triangle 3, 667$ $\triangle 686$ $\triangle 2, 626$ $\triangle 927$ $\triangle 5, 180$ $\triangle 512$ $\triangle 5, 478$ $\triangle 2, 218$ $\triangle 1, 500$ $\triangle 1, 261$ $\triangle 52$ $\triangle 107$
2. 林業費補助金	△8, 013	森林病害虫等防除事業費補助金 治山事業費補助金 農山漁村地域整備交付金	$\triangle 868$ $\triangle 1,541$ $\triangle 5,604$
3. 水産業費補助金	△25	水産多面的機能発揮対策事業費補助金	△25
5. 住宅費補助金	△283	簡易耐震診断推進事業費補助金 民間住宅耐震改修助成事業費補助金 住宅新築資金等貸付助成事業費補助金	177 △475 15
5. 社会教育費補助金	△396	埋蔵文化財発掘調査費補助金 重要伝統的建造物群保存地区保存修理費補助金	△150 △246

#### (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
10. 災害復旧費県補助金	15, 634	△5, 440	10, 194
12. 消 防 費 県 補 助 金	2, 734	△2, 634	100
11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11-12-11	1, 210, 044	△125, 290	1, 084, 754

### (款) 17. 県支出金

#### (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	250, 519	△16, 030	234, 489
6. 土 木 費 委 託 金	33, 126	△7, 597	25, 529
計	431, 919	△23, 627	408, 292

#### (款) 18. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利 子 及 び 配 当 金	19, 173	10, 350	29, 523
<b>☆</b>	47, 464	10, 350	57, 814

節					説		明	
	区 分 金 額		額	<i>~</i> 2	>1			
1.		新加設災害 計 補 助 金		△5, 440	農地農業用施設災害復旧費補助金		△5, 440	
2.	2. 災害対策費補助金		△2, 634	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費補助金		△2, 634		

# (単位 千円)

節		説	明
区 分	金額	<i>~</i> 2	<i>,</i> ,
4. 選 举 費 委 託 金	△16, 022	兵庫県知事選挙事務委託金 衆議院議員選挙事務委託金	△5, 025 △10, 997
5. 統計調查費委託金	△8	人口動態調査事務委託金 統計調査員確保対策事業委託金	1 △9
1. 土木管理費委託金	△3, 314	公共用地取得事務委託金	△3, 314
4. 港湾費委託金	△4, 283	海岸環境整備事業委託金	△4, 283

節		説	明
区 分	金額		, ,
2. 基金運用利子	10, 350	財政調整基金利子 市債管理基金利子 奨学基金利子 コウノトリ基金利子 仲田光成記念基金利子 交通遺児奨学基金利子 被災者生活再建支援基金利子 地域振興基金利子 場力団対策基金利子 公共施設整備基金利子 学校教育施設整備基金利子 森林環境基金利子 企業版ふるさと納税地方創生基金利子	3, 650 1, 500 53 10 1 10 200 1, 820 2 3, 000 12 90 2

#### (款) 18. 財産収入

#### (項) 2. 財産売払収入

田	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	258, 647	115, 641	374, 288
2. 物 品 売 払 収 入	4, 606	1, 949	6, 555
1111 <u>1</u>	263, 809	117, 590	381, 399

# (款) 19. 寄附金

# (項) 1. 寄附金

		目				補正前の額	補正額	計
2. 総	務	費	寄	附	金	1, 787, 000	△15,000	1, 772, 000
8. 教	育	費	寄	附	金	7, 000	200	7, 200
		計				1, 797, 495	△14, 800	1, 782, 695

#### (款) 20. 繰入金

## (項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	35, 393	△698	34, 695
計	166, 651	△698	165, 953

#### (款) 20. 繰入金

#### (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1, 178, 713	△702, 992	475, 721
3. 福 祉 基 金 繰 入 金	210, 500	△4, 000	206, 500
6. コウノトリ基金繰入金	27, 462	△1, 178	26, 284
13. 地域振興基金繰入金	648, 551	△7, 793	640, 758
16. 公共施設整備基金繰入金	111,000	△2,000	109, 000

節			説	明	
区	分	金額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<b>7</b> ,	
1. 土地壳	払収入	114, 561	土地壳払収入	114, 561	
3. 立木売	払収入	1, 080	立木売払収入	1,080	
1. 物品壳	払収入	1, 949	不用物品壳払収入	1, 949	

# (単位 千円)

節			説	明	
	区 分	金 額	**-	A1	
1.	総務管理費寄附金	△15, 000	企業版ふるさと応援寄附金	△15, 000	
4. 社会教育費寄附金		200	社会教育事業費寄附金	200	

# (単位 千円)

節		説	明
区 分	金額	~-	,,
1. 太陽光発電事業特別 会計 繰入 金	△698	太陽光発電事業特別会計繰入金	△698

節			説	明
	区 分	金額		/ <b>-</b>
1.	財政調整基金繰入金	△702, 992	財政調整基金繰入金	△702, 992
1.	福祉基金繰入金	△4,000	福祉基金繰入金	△4, 000
1.	コウノトリ基金繰入 金	△1, 178	コウノトリ基金繰入金	△1, 178
1.	地域振興基金繰入金	△7, 793	地域振興基金繰入金	△7, 793
1.	公共施設整備基金繰入 金	△2, 000	公共施設整備基金繰入金	△2,000

#### (款) 20. 繰入金

#### (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
18. 企業版ふるさと納税地方創生基金 繰 入 金	2, 789	9	2, 798
計	2, 361, 824	△717, 954	1, 643, 870

## (款) 21. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

	目		補正前の額	補正額	計
1. 繰	越	金	967, 358	156, 439	1, 123, 797
	計		967, 358	156, 439	1, 123, 797

# (款) 22. 諸収入

# (項) 4. 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費受託事業収入	627	62	689
3. 衛生費受託事業収入	9, 467	△1,080	8, 387
計	18, 694	△1,018	17, 676

#### (款) 22. 諸収入

#### (項) 5. 雑入

			目			補正前の額	補正額	計
1.	滞	納	処	分	費	521	△328	193
6.	雑				入	2, 309, 172	△87, 061	2, 222, 111

節				説	明
X	分	金	額		,,
1. 企業版ふるさと納税 地方創生基金繰入金		9	企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金	9	

# (単位 千円)

節				説	明	
区	分	金	額	7.2		
1. 前年月	度繰越金		156, 439	前年度繰越金		156, 439
						_

# (単位 千円)

節					説	明	
	区	分	金	額	WL	,,	
1.	総務管理費 収	受託事業 入		62	有償旅客運送事業受託収入	62	
1.	保健衛生費 収	受託事業 入	2	△1, 080	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入	△1,080	

節		説	 明
区 分	金額	<i>~</i> 2	,,
1. 滞 納 処 分 費	△328	滞納処分費	△328
1. 実 費 弁 償 金	△952	保育所弁償金 各種検診弁償金 健康診査 腹部超音波検査 歯周病検診 胃がん検診 子宮がん検診 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	$1,487$ $\triangle 2,439$ $\triangle 88$ $\triangle 376$ $\triangle 14$ $\triangle 773$ $\triangle 546$ $\triangle 249$ $\triangle 73$ $\triangle 210$ $\triangle 91$ $1$

	目	補正前の額	補正額	計
(雑	入)			

	 節	j			<b>⇒</b> ⊭	нп	
区			金	額	説	明	
(実費	弁償	金)			肝炎ウィルス検診		△20
3. 雑		入	Δ	.86, 109	複写料		△100
					頒布代		△86
					書籍等 美術館グッズ		$\triangle 16$ $\triangle 70$
					公衆電話料		$\triangle 2$
					委託販売手数料		$\triangle 260$
					美術館「伊藤清永記念館」		$\triangle 260$
					受益者負担金		$\triangle 15$
					国際交流員住宅費		$\triangle 15$
					工事費負担金		160
					田鶴野地区		160
					参加者負担金		△580
					美術館自主事業 人権学習講座		$\triangle 250$ $\triangle 30$
					八惟子自碑座   就活イベント		$\triangle 300$
					利用者負担金		△771
					生きがい活動支援通所事業		$\triangle 355$
					生活管理指導短期宿泊事業		$\triangle 283$
					子育て世帯訪問支援事業		$\triangle 53$
					水田センサー		$\triangle 80$
					光熱水費等使用者負担金		△6, 699
					総合健康ゾーン健康増進施設	Δ	△6, 699
					保育所給食費負担金 認定こども園給食費負担金	,	$380$ $\triangle 2,729$
					部たっても園和及賃貝担金 事業負担金		10, 107
					埋蔵文化財発掘調査費負担金		$\triangle 7,208$
					豊岡最終処分場負担金		$\triangle 1,495$
					汚泥処理負担金		$\triangle 1,404$
					協議会等負担金	$\triangle$	16, 536
					豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金	$\triangle$	16, 536
					市営住宅負担金		641
					栄町団地駐車場利用者負担金 ************************************		$\triangle 21$
					市営住宅修繕費負担金 市営住宅退去時修繕費負担金(滞納繰越分)		542 120
					市営住宅損害金		120 159
					補助金・交付金	$\wedge$	40, 698
					森林管理100%作戦推進事業費補助金		42
					二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金		$\triangle 678$
					兵庫県後期高齢者医療広域連合補助金		100
					デジタル基盤改革支援補助金		19, 720
					新型コロナ定期接種ワクチン助成金	$\triangle$	20, 442
					事業協賛金		395
					歌舞伎開催事業 事業助成金		395 3, 000
					事実切成金		3,000
					事業協力金		799
					雪害倒木緊急対策事業協力金		799
					消防団員交付金等		33
					災害補償交付金		33
					市民プラザ入場料		284
					市民会館等入場料		△8, 183
					永楽館		$\triangle 5, 250$
					市民会館等		△2, 933

(項) 5. 雑入

	目	補正前の額	補正額	計
(雑	入)			
	計	2, 309, 760	△87, 389	2, 222, 371

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

		目		補正前の額	補 正 額	計						
2.	総	務		務		務		務		338, 100	△18, 400	319, 700
3.	民	生	債	64, 900	$\triangle 2,300$	62, 600						
4.	衛	生	債	128, 000	△80, 500	47, 500						
6.	農	林 水 産	業	186, 500	△20, 800	165, 700						
7.	商	I	債	62, 300	$\triangle 2,600$	59, 700						
8.	土	木	債	884, 100	△114, 400	769, 700						

	節			説	明
区	分	金	額	W-2	<b>7.</b>
(雑	入)			移転補償金 旧豊岡清掃センター 消防団車庫	$\triangle 5, 194$ $\triangle 4, 545$ $\triangle 649$

節		説	明
区分	金額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7.
1. 総務管理債	△18, 400	鉄道交通対策事業債 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 庁舎整備事業債 竹野庁舎 コミュニティセンター整備事業債 高橋地区コミュニティセンター 中竹野地区コミュニティセンター	$\triangle 1,700$ $\triangle 1,700$ $\triangle 8,800$ $\triangle 8,800$ $\triangle 7,900$ $\triangle 3,700$ $\triangle 4,200$
1. 社 会 福 祉 債	△2, 300	社会福祉施設整備事業債 但東健康増進センター 日高東部健康福祉センター	△2, 300 △300 △2, 000
1. 保 健 衛 生 債	△80, 500	保健施設整備事業債 但馬救命救急センター 水道施設整備事業債 一般会計出資債	$\triangle 40,000$ $\triangle 40,000$ $\triangle 40,500$ $\triangle 40,500$
1. 農 業 債	△20, 800	土地改良事業債 トンネル照明 農道橋耐震化事業 農道橋長寿命化事業 田鶴野地区 伊豆地区 たん水防除施設整備事業債 一日市排水機場 上庄境排水機場	$\triangle 14,600$ $\triangle 800$ $\triangle 13,300$ $\triangle 1,200$ $800$ $\triangle 100$ $\triangle 6,200$ $\triangle 6,000$ $\triangle 200$
1. 商 工 債	△2, 600	観光施設整備事業債 道の駅「神鍋高原」 工場公園管理事業債 汚水ポンプ施設	$\triangle 1, 200$ $\triangle 1, 200$ $\triangle 1, 400$ $\triangle 1, 400$
1. 土 木 管 理 債	△27, 500	急傾斜地崩壊対策事業債 内水処理施設整備事業債 排水ポンプ施設 土木管理事業債 鶴岡第3樋管	$\triangle 14,800$ $\triangle 3,500$ $\triangle 3,500$ $\triangle 9,200$ $\triangle 9,200$
2. 道路橋りょう債	△68, 900	道路整備事業債 大規模舗装修繕事業 道路防災事業	△37, 600 △5, 200 800

(項) 1. 市債

			目		補正前の額	補正額	計
	(土		木	債)			
9.	消		防	債	191, 300	△18, 600	172, 700
10.	教		<del></del>	債	687, 300	△3, 500	683, 800
11.	災	害	復	旧債	300	△100	200
			+		2, 713, 500	△261, 200	2, 452, 300

節		説	明
区 分	金額	Юu	91
(道路橋りよう債)		道路維持事業 側溝整備事業 上山二見線 高龍寺本線 橋りょう整備事業債 上野橋 橋りょう長寿命化事業 消雪装置整備事業債	$\triangle 20,600$ $\triangle 9,100$ $\triangle 2,000$ $\triangle 1,500$ $\triangle 13,300$ $3,000$ $\triangle 16,300$ $\triangle 18,000$
3. 河 川 債	△18, 000	河川改良事業債 河川浚渫事業 普通河川整備事業	△18,000 △5,100 △12,900
1. 消 防 債	△18, 600	消防防災施設整備事業債 消防ポンプ自動車 高規格救急自動車 消火栓 消防団施設 災害対応ドローン 出石分署 消防防災設備整備事業債 消防指令センター	$\triangle 15, 100$ $\triangle 10, 500$ $\triangle 3, 800$ $1, 200$ $\triangle 1, 900$ $\triangle 1, 000$ $900$ $\triangle 3, 500$
5. 社 会 教 育 債	△2, 400	社会教育施設整備事業債 永楽館 歴史博物館	$\triangle 2,400 \\ \triangle 2,300 \\ \triangle 100$
6. 保 健 体 育 債	△1, 100	保健体育施設整備事業債 出石グラウンド	△1, 100 △1, 100
1. 農林水産業施設災害 復 旧 債	△100	補助災害復旧事業債 農地農業用施設	△100 △100

#### 3. 歳 出

## (款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

						補	正 額	の	財	源	内	訳
	目	補正前の額	補	正額	計	特	定	財	源			一般財源
						国県支出金	地方	債	そ	の	他	/32/14 1/11
1. 議	会 費	255, 189	Δ	∖2, 186	253, 003							△2, 186
	計	255, 189	Δ	<b>\</b> 2, 186	253, 003							△2, 186

## (款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(水) 2. 水心(方) 貝				/ 1. 小心4力 日	-11/		
				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	<del>=</del>	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1. 一般管理費	2, 075, 290	37, 655	2, 112, 945	△3		△15	37, 673

	節			
区	分	金額	説	
4. 共	済 費	△2, 186	人件費 議員共済組合負担金	△2, 186 △2, 186

		節				(十四 111)
X	<u>.</u>	分	金	額	説	明
1. 報		酬		△8, 226	人件費	42, 679
3. 職	員 手	当 等		△4, 579	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員	$\triangle 8,226$ $\triangle 8,226$
4. 共	済	費		△11,820	通勤手当 単身赴任手当	$\triangle 303$ $\triangle 46$
7. 報	償	費		△50	期末手当 勤勉手当	$\triangle 2,926$ $\triangle 1,304$
8. 旅				△616	共済組合負担金 雇用保険料	$\triangle 1,356$ $\triangle 6,358$
10. 需	用			△700	健保、厚生年金保険料 地方公務員災害補償基金負担金	△2, 115 △470
11. 役	——— 務			△600	労災保険料 非常勤職員公務災害補償保険料	△1, 268 △253
12. 委	託	——— 料		△650	負担金 退職手当組合	67, 304 67, 504
				64, 896	職員給与費 一般管理費 一般管理費 一般等工費 一般等工費 一般等工費 一般等工費 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事課 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人事業 一個人工作 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一一一 一	$\triangle 200$ $\triangle 2,700$ $\triangle 550$ $\triangle 150$ $\triangle 600$ $\triangle 400$ $\triangle 1,000$ $\triangle 539$ $\triangle 250$ $\triangle 289$ $\triangle 289$ $\triangle 1,681$ $\triangle 562$ $\triangle 1,119$ $\triangle 437$ $\triangle 682$

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財源内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	6几日十次四
				国県支出金	地方債	その他	. 一般財源
5. 財 産 管 理 費	2, 550, 583	90, 808	2, 641, 391			80, 728	10, 080
6. 企 画 費	933, 887	△827	933, 060				△827
8. 公共交通対策費	425, 838	△18, 434	407, 404	$\triangle 1,859$	$\triangle 2,500$	△392	△13, 683

			節				<u> </u>
	区	分	,	金	額	説明	
10.	需	用	費		△5, 377	庁舎管理費 【総務課】 燃料費	$\triangle 3,651$ $\triangle 264$
12.	委	託	料		△9, 634	然付負 光熱水費 保守点検委託料	$\triangle 3, 213$ $\triangle 174$
24.	積	立	金		105, 819	高いいけっぱい では、	$\triangle$ 1, 000 $\triangle$ 1, 000 $\triangle$ 1, 000 105, 819 31, 190 3, 650 $\triangle$ 1, 050 1, 500 10 $\triangle$ 1, 889 1, 820 2 51, 561 3, 000 15, 657 12 90 2 $\triangle$ 10, 360 $\triangle$ 900 $\triangle$ 1, 818
18.	負担金 交	: 、補助 付	及び金		△827	企画調整費 【経営企画課】 負担金 但馬広域行政事務組合	△827 △827 △827
12.	委	託	料		△799	鉄道交通対策事業費 【都市整備課】	△3, 885
18.	負担金交	付付	及び金		△17, 635	業務委託料 JR山陰本線利用促進事業実施業務 補助金 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 バス交通対策事業費 【都市整備課】 業務委託料 バス運行管理業務 補助金 地方バス等公共交通維持確保対策費 市街地循環バス事業費	$\triangle 500$ $\triangle 3, 385$ $\triangle 3, 385$ $\triangle 14, 549$ $\triangle 299$ $\triangle 14, 250$ $\triangle 17, 998$ $3, 748$

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/32/13 1/31
9. 環境政策推進費	150, 248	△9, 567	140, 681			△5, 567	△4, 000
10. コウノトリ野生復帰 推 進 事 業 費	114, 856	△1, 695	113, 161			$\triangle 2, 178$	483
11. 情報管理費	297, 434	△14, 750	282, 684	△588		△6, 969	△7, 193
10 4 7 2 2 32 4							
12. 市民プラザ費	83, 934	△134	83, 800	674		△716	△92
14. 竹野振興局費	70, 174	$\triangle$ 12, 594	57, 580		△12, 300		△294

			節		(+	位 十円)
	区		分	金額	説明	
12.	委	託	料	△3, 582		△776
18.	負担金 交	: 、補 付	助及び金	△5, 985	ごみの減量・資源化対策事業費 【生活環境課】 業務委託料 指定ごみ袋等作製業務	$\triangle 776$ $\triangle 4,791$ $\triangle 2,806$
					補助金 資源ごみ集団回収促進費 木質バイオマス導入補助事業費 【コウノトリ共生課 】 補助金	$\triangle 1,985$ $\triangle 1,985$ $\triangle 4,000$ $\triangle 4,000$
					木質バイオマス機器設置費	△4, 000
7.	報	償	費	△379	コウノトリ野生復帰推進事業費 【コウノトリ共生課	△241
11.	役	務	費	△110	事業用備品	$\triangle 241$
12.	委	託	料	△403	· · · · =	△403
17.	備品	購	入 費	△241		△403
18.	負担金交	付付	助及び金	△562	生物多様性推進事業費 【コウノトリ共生課】 報償金 手数料 補助金 小さな自然再生支援事業費 コウノトリ次世代育成事業費 【コウノトリ共生課】 報償金 補助金 高校生等地域研究支援事業費	$\triangle$ 849 $\triangle$ 277 $\triangle$ 110 $\triangle$ 462 $\triangle$ 462 $\triangle$ 202 $\triangle$ 102 $\triangle$ 100 $\triangle$ 100
11.	役	務	費	△861	行政情報化推進事業費 【DX・行財政改革推進課】 通信運搬費	△13, 009 △254
12.	委	託	料	△11, 013		$\triangle 440$ $\triangle 10,373$
13.	使用料	及び	賃借料	△1, 942	システム開発業務	
18.	負担金交	t 、 補 付	助及び金	△934	クラウド使用料 DX推進事業費 【DX・行財政改革推進課】 手数料 業務委託料 公共施設予約システム構築業務 負担金 企業人派遣	$\triangle 1,942$ $\triangle 1,741$ $\triangle 167$ $\triangle 640$ $\triangle 934$ $\triangle 934$
12.	委	託	料	△134	市民プラザ事業費 【地域づくり課】 事業委託料 研修プログラム事業	△134 △134
12.	委	託	料	△85		△9, 130
14.	工事	請	負 費	△9, 045	・ 投資委託料 実施設計 ・ 対 体 工 車 弗	△85
18.	負担金	、補	助及び	△3, 464	- 補修工事費 - 庁舎	△9, 045

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	 特		 源	4n.n.l.Ver
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
(竹野振興局費)							
16. 出石振興局費	24, 226	△1,600	22, 626				△1,600
17. 但東振興局費	19, 650	△2,000	17, 650				△2,000
22. 但馬空港利用促進費	102, 949	△5, 185	97, 764				△5, 185
24. 諸 費	32, 102	△1, 320	30, 782	△360		△600	△360
32. 地域コミュニティ推 進 費	539, 567	△13, 251	526, 316	△218	△7, 900	△902	△4, 231
34. 地方創生推進事業費	737, 870	△59, 361	678, 509	△14, 524		△18, 161	△26, 676

		節				(単 <sup>/</sup>	位 十円)
	区	分		金	額	説明	
	交	付	金			竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】 補助金 たけの海上花火大会事業費 竹野焼杉板景観保全事業費	$\triangle 3, 464$ $\triangle 3, 464$ $\triangle 3, 178$ $\triangle 286$
10.	需	用	費		△1,600	庁舎管理費 【出石地域振興課】 光熱水費	$\triangle 1,600$ $\triangle 1,600$
10.	需	用	費		△2,000	庁舎管理費 【但東地域振興課】 光熱水費	△2, 000 △2, 000
8.	旅		費		△1, 055	但馬空港利用促進事業費 【都市整備課】	△5, 185
18.	負担 <i>氢</i> 交	金、補助及 付	び 金		△4, 130	普通旅費 補助金 コウノトリ但馬空港利用促進協議会	$\triangle 1,055$ $\triangle 4,130$ $\triangle 4,130$
18.	負担 <i>会</i> 交	金、補助及 付	び金		△1, 320	防犯対策事業費 【生活環境課】 補助金 防犯灯整備費 防犯カメラ設置費	△1, 320 △1, 320 △600 △720
1.	報		蠠		△646	人件費 会計年度任用職員報酬	△1, 526 △646
4.	共	済	費		△880	云訂午後任用職員報酬	△646 △397
11.	役	務	費		△379	英併組合負担金   健保、厚生年金保険料   地域コミュニティ推進事業費	$\triangle 483$
12.	委	託	料		△4, 500	地域コミューノイ推進事業員   【地域づくり録】   保険料   交付金	$\triangle 3$ , 100 $\triangle 79$ $\triangle 3$ , 021
13.	使用制	斗及び賃借	料		△240	火竹並   地域コミュニティ活動促進事業交付金   コミュニティづくり交付金	$\triangle 1,666$ $\triangle 1,355$
14.	工事	事 請 負	費		△3, 585	コミュニティヤントリダヤ金	$\triangle 1,355$ $\triangle 8,625$ $\triangle 300$
18.	負担 <i>金</i> 交	金 、 補 助 及 付	び 金		△3, 021	世 日	$\triangle 300$ $\triangle 4,500$ $\triangle 170$ $\triangle 70$ $\triangle 3,585$
1.	報		酬		△1, 420	   人件費   会計年度任用職員報酬	$\triangle 1,420$ $\triangle 1,420$
7.	報	償	費		△1,704	云司 午及 (古 州 城 貞 牧 師   パートタイム 職 員	△1, 420 △580
8.	旅		費		△1, 351	相談員 (多様性推進・ジェンダーギャップ 対	△305
10.	需	用	費		△383	策課) 子どもたちが豊岡で世界と出会う音楽祭開催事業費	△535
11.	役	務	費		△87	【文化・スポーツ振興課】   補助金	$\triangle 231$ $\triangle 231$
12.	委	託	料		△4, 336	実行委員会   出会い機会創出事業費 【地域づくり課】	△231 △580
13.	使用料	料及び賃借	料		△400	田云 ( 1000 万円 1000	△580 △580

## (項) 1. 総務管理費

						補	正	額	0)	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	74×714 WIN
(地方創生推進事業 費 )													

					(単位 千円)
	節				
		<u> </u>		,   説 明	
区	分	金	額	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	),	312.	HA.		
18. 負担	1金、補助及び		△49, 680	企業誘致推進事業費 【環境経済課】	$\triangle 6,065$
交	付 金			補助金	$\triangle 6,065$
				I T関連事業所開設支援事業費	$\triangle 6,065$
				内発型産業育成事業費 【環境経済課】   報償金	$\triangle 4,441$ $\triangle 574$
					$\triangle 403$
				普通旅費	△76
				補助金	△3, 388
				ステップアップ支援事業費	$\triangle 2,901$
				創業支援事業費	△487
				定住推進事業費 【地域づくり課】	$\triangle 12,600$
				補助金   学生向けシェアハウス改修事業費	$\triangle 12,600$ $\triangle 12,600$
				観光まちづくり推進事業費 【観光政策課】	$\triangle 6,534$
				負担金	$\triangle 6,534$
				企業人派遣	△6, 534
				海外戦略推進事業費 【観光政策課】	△298
				特別旅費	△70
				住宅使用料   負担金	△100 △128
				負担並   自治体国際化協会	△128
				新規就農総合支援事業費 【農林水産課】	$\triangle 7,372$
				補助金	$\triangle 7,372$
				新規就農者確保事業費	$\triangle 2,626$
				若手農家支援事業費	$\triangle 4,746$
				豊岡農業スクール開校事業費 【農林水産課】   補助金	$\triangle 1,500$ $\triangle 1,500$
				就農準備資金	$\triangle 1,500$ $\triangle 1,500$
				スマート農業推進事業費 【農林水産課】	<u></u> △157
				消耗品費	$\triangle 31$
				修繕料	$\triangle 55$
				通信運搬費   手数料	$\triangle 44$
				于級科   英語教育推進事業費 【学校教育課】	△27 △500
				一普通旅費	△500 △500
				ふるさと教育推進事業費 【学校教育課】	<u>△</u> 300
				自動車借上料	△300
				非認知能力向上対策事業費 【学校教育課】	△155
				報償金   費用弁償	$\triangle 50$ $\triangle 105$
				賃用并價   出石永楽館歌舞伎開催事業費	
				印刷製本費	△297
				文化観光推進事業費 【観光政策課】	△516
				手数料	△16
				業務委託料	$\triangle 500$
				玄武洞公園運営管理業務   地域おこし協力隊推進事業費	<b>a</b>
				地域やこし勝力隊推進事業負   【地域づくり味・     政策課】	死儿 △14,798
				報償金	△500
				業務委託料	△2, 436
				地域おこし協力隊業務	
				補助金	$\triangle 11,862$
				起業支援事業費	△11, 862

#### (款) 2. 総務費

#### (項) 1. 総務管理費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	75000
(地方創生推進事業 費 )													
11th	8, 327, 299	Δ	12, 2	255	8, 315, 044	△16, 878	4	△22,	700		45,	228	△17, 905

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

				補	正額	(の	財	源内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源		一般財源
				国県支出金	地方	i 債	そ	の他	7,00,14 10,11
1. 税 務 総 務 費	304, 826	△2, 305	302, 521						△2, 305
2. 賦 課 徴 収 費	91, 729	△891	90, 838					△328	△563
	,		,						
計	396, 555	△3, 196	393, 359					△328	△2,868

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	10014 1011
1. 戸籍住民基本台帳 費	229, 303	△516	228, 787	△166		△4, 184	3, 834
計	229, 303	△516	228, 787	△166		△4, 184	3, 834

	節				
区	分	金	額	説明	
				U I ターン推進事業費 【地域づくり課】 業務委託料 就活イベント運営業務 企業版ふるさと納税獲得推進事業費 【観光政策課】 普通旅費 業務委託料 企業版ふるさと納税推進業務	$\triangle 300$ $\triangle 300$ $\triangle 1, 297$ $\triangle 197$ $\triangle 1, 100$

(単位 千円)

	節			
区	分	金額	説	明
1. 報	州西	△459		△2, 305
2. 給	料	△82	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員	△459 △459
3. 職 員	手 当 等	△1, 232		△82 △82
4. 共	済費	△532	住居手当 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	
11. 役	務  費	△891	賦課徴収事務費 【税務課】 手数料	△891 △891

	節				
区	分	金	額	説	明
4. 共	済費		△516	人件費 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	

(項) 4. 選挙費

	特 大支出金 10,997	地		債	源そ	<i>O</i>	他	一般財源
		地	方	債	そ	の	他	/422/1///
3. 衆議院議員選挙費 60,624 △14,020 46,604 △	<b>∆10,</b> 997							
					l			△3, 023
7. 兵庫県知事選挙費 54,734 △9,327 45,407	△5, 025							△4, 302
9. 市長選挙及び市議 4,696 △1,469 3,227								△1, 469
会議員補欠選挙費								

一般会計

					· 남				(単位 千円)
					l1	Ι		⊒×.	ПН
	区			分		金	額	説	明
				73		312	112		
_	土口				酬		A 1 COF	1 / 中華	A 4 C00
1.	羊区				当川		△1,605	人件費 会計年度任用職員報酬	$\triangle 4,628$ $\triangle 1,408$
3.	職	員	手	当	等		△3, 023	補助員(選挙管理委員会事務局)	$\triangle 1,408$
7.	報		償		費		△93	非常勤職員報酬 時間外勤務手当	
-							A 0	衆議院議員選挙費 【選挙管理委員会事務局】	$\triangle 9,392$
8.	派				費		△3	報償品 費用弁償	$\triangle 93$ $\triangle 3$
10.	需		用		費		△7, 062	消耗品費	$\triangle 6,594$
11.	役		務		費		△868	燃料費 印刷製本費	△108 △160
								修繕料	△200
12.	妥		託		料		△447	通信運搬費 手数料	△330 △538
13.	使月	刊料 /	及び	賃借	= 料		△919	保守点検委託料	△330
								投票管理システム保守点検 業務委託料	△117
								開票所設営業務	
								会場借上料 自動車借上料	△351 △51
								機器借上料	△380
								用品借上料	△77
								通行料 駐車料	△10 △50
1.	報				酬		△1, 866	人件費	△6, 168
	HAPI:		工.	NZ	<i>F</i> / <del>C</del>		A 4 200	会計年度任用職員報酬	$\triangle 1,712$
3.	邦联	員	手	当	等		△4, 302	補助員(選挙管理委員会事務局) 非常勤職員報酬	$\triangle 1,712$ $\triangle 154$
7.	報		償		費		△98	時間外勤務手当	$\triangle 4,302$
8.	旅				費		△3	兵庫県知事選挙費 【選挙管理委員会事務局】 報償品	$\triangle 3, 159$ $\triangle 98$
10	帚		ш		弗		A C10	費用弁償	∆3 ^ 200
10.	而		用		費		△619	消耗品費 食糧費	$\triangle 209$ $\triangle 50$
11.	役		務		費		△845	印刷製本費	$\triangle 60$
12.	委		託		料		△582	修繕料 通信運搬費	$\triangle 300$ $\triangle 645$
		T 401 -		在口				手数料	△200
13.	使卢	刊料 /	文 び	賃 信	す朴		△1,012	保守点検委託料 投票管理システム保守点検	△330
								業務委託料	△252
								開票所設営業務 会場借上料	△301
								自動車借上料	△89
								機器借上料 用品借上料	△516 △99
								通行料	$\triangle 6$
								駐車料	△1
3.	職	員	手	当	等		△1, 238	人件費	$\triangle 1,469$
4.	共		 済		費		△231	期末手当 勤勉手当	△678 △560
	· ·		v 1		<i>&gt;</i> \				

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	132/14/131
(市長選挙及び市議 会議員補欠選挙費)							
計	136, 156	△24, 816	111, 340	△16, 022			△8, 794

## (款) 2. 総務費

#### (項) 5. 統計調査費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	100,14 041
1. 統計調査総務費	384		△9	375	△9							
7. 基幹統計調查費	1, 285		1	1, 286	1							
計	11, 481		△8	11, 473	△8							

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

				補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	源			一般財源
				国県支出金	地	方	債	そ	の	他	150,14 1541
1. 監 査 委 員 費	24, 923	△273	24, 650								△273
計	24, 923	△273	24, 650								△273

	節				
区	分	金	額	説	明
				共済組合負担金	△231

(単位 千円)

				(+1-1
	節			
区	分	金額	· 説 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
10. 需	用費	△9	調査員確保対策事業費 【総務課】 消耗品費	∆9 ∆9
10. 需	用費	1	人口動態調査費 【窓口サービス課】 消耗品費	1 1

		節					
	区	分		金	額	説明	
8.	旅		費		△97	監査事務費 【監査委員事務局】 費用弁償	△273 △67
10.	需	用	費		△80	質用弁順 普通旅費 消耗品費	△30 △80
12.	委	託	料		△73	業務委託料 技術監査業務	△73
18.	負担金、 交	補助及付	び 金		△23	10	$\triangle 23$ $\triangle 23$

## (款) 3. 民生費

#### (項) 1. 社会福祉費

				補	正額の	財源内	〕訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	2, 321, 760	△58, 437	2, 263, 323	△49, 824			△8, 613
2. 身体障害者福祉費	208, 466	876	209, 342	438			438
7. 人 権 対 策 費	2, 249	△263	1, 986				△263
8. 隣 保 館 費	16, 861	△209	16, 652				△209
10. 医療費助成事業費	390, 083	△10, 160	379, 923	△5, 080			△5, 080
11. 健康福祉施設管理	144, 466	△3, 057	141, 409		△2, 300		△757
費							
15. 障害者総合支援事 業 費	2, 628, 207	9, 071	2, 637, 278	9, 976		$\triangle 4,00$	3, 095
	I				I .	I	

一般会計

			\frac{+}{}	位千円)
	節 ———			
区 分	分	金額	説	
18. 負担金、補助 交 付	カ及び 金	△51, 500	特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】 障害児福祉手当 特別障害者手当	$\triangle 2,504$ $\triangle 527$ $\triangle 1,977$
19. 扶 助	費	△2, 504		4, 108
27. 繰 出	金	△4, 433	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	△4, 108 △8, 541 △8, 541 △17, 500 △17, 500 △40, 500 24, 000 △1, 000 △34, 000 △34, 000
18. 負担金、補助交 付	カ及び 金	876	定額減税補足給付金	△34,000 876 876 876
7. 報 償	費	△50		4.000
13. 使用料及び賃	<b>賃借料</b>	△213	・ダーギャップ対策課】 報償金 会場借上料 用品借上料	
4. 共 済	費	△209	人件費 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	△209 △112 △97
19. 挟 助	費	△10, 160	重度障害者医療費助成事業費 【国保・年金課】 重度障害者医療助成金 乳幼児等医療費助成事業費 【国保・年金課】 乳幼児等医療助成金 母子家庭等医療費助成事業費 【国保・年金課】 母子家庭等医療助成金	△3, 100 △3, 100 △7, 500 △7, 500 440 440
11. 役 務	費	△577	城崎健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	△577
12. 委 託	料	△471	手数料   日高東部健康福祉センター管理費 【社会福祉課】	$\triangle 577$ $\triangle 2,229$
14. 工 事 請 1	負費	△2, 009	投資委託料 設計等 補修工事費 日高東部健康福祉センター 但東健康増進センター管理費 【高年介護課】 投資委託料 施工監理	$\triangle 220$ $\triangle 2,009$ $\triangle 251$ $\triangle 251$
12. 委 託	料	△432	障害者(児)自立支援給付事業費 【社会福祉課】 補装具交付、修理費	13, 503 7, 705

### (款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

				補	正額の	財 源 内	訳
<b>I</b>	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750 4 61
(障害者総合支援事 業 費)							
未							
10 4/7 国统老卢士士	00, 000	^ FF0	00.000	A 41C			A 197
16. 生活困窮者自立支 援 事 業 費	23, 389	△553	22, 836	△416			△137
ii t	5, 850, 070	△62, 732	5, 787, 338	△44, 906	△2, 300	△4, 000	△11, 526

## (款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	142714 1011
1. 老人福祉総務費	3, 112, 402	△75, 177	3, 037, 225	△13, 872		△10, 702	△50, 603
2. 老人福祉事業費	139, 265	△15, 943	123, 322	△615		△638	△14, 690
2. 七八田世尹未貞	139, 200	△15, 945	123, 322	△013			△14, 030

節			
区 分	金 額	説	明
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△4, 000	障害福祉サービス費	313 5, 485
19. 扶 助 費	13, 503	地域生活支援事業費 【社会福祉課】 事業委託料 ボランティア養成研修事業 障害者基幹相談支援事業費 【社会福祉課】 業務委託料 専門員派遣業務 補助金 計画相談支援推進事業費	$\triangle 200$ $\triangle 200$ $\triangle 4, 232$ $\triangle 232$ $\triangle 4, 000$ $\triangle 4, 000$
19. 扶 助 費	△553	住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】 住居確保給付金	△553 △553

				餌	j				
	区			分		金	額	説	
1.	報				酬		△217	人件費	△853
3.	職	員	手	当	等		△370	会計年度任用職員報酬パートタイム職員	$\triangle 217$ $\triangle 217$
4.	共		済		費		△266	期末手当 勤勉手当	△300 △70
27.	繰		出		金		△74, 324	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】 介護保険事業特別会計繰出金 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保・年金課】 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	$\triangle 115$ $\triangle 151$ $\triangle 53, 119$ $\triangle 53, 119$ $\triangle 21, 205$ $\triangle 21, 205$
1.	報				酬		△80	人件費	△80
10.	需		用		費		△71	委員報酬 老人ホーム入所判定委員	△80 △80
12.	委		託		料		△2, 170	長寿祝福事業費 【高年介護課】 消耗品費 まないごむまないごままないできませいできません	△71 △71
18.	負 担 交	旦金、	補 付	助及	てび 金		△1, 491	生きがい活動支援通所事業費 【高年介護課】 事業委託料 生きがい活動支援通所事業	$\triangle 1,420$ $\triangle 1,420$
19.	扶		助		費		△12, 131	外出支援サービス助成事業費 【高年介護課】 外出支援サービス助成費 生活管理指導短期宿泊事業費 【高年介護課】 事業委託料 生活管理指導短期宿泊事業	$\triangle$ 12, 131 $\triangle$ 12, 131 $\triangle$ 750 $\triangle$ 750

### (款) 3. 民生費

#### (項) 2. 老人福祉費

				補	正額の	財 源 内	訳
<b>I</b>	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(老人福祉事業費)							
3. 老人保護措置費	171, 946	△11, 465	160, 481			△404	△11,061
9. 老人福祉施設整備費	108, 958	△56, 641	52, 317	△56, 641			
計	3, 538, 699	△159, 226	3, 379, 473	△71, 128		△11,744	△76, 354

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

				補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定		財	源			一般財源
				国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
1. 児童福祉総務費	2, 072, 048	△111, 586	1, 960, 462	△87, 909						△53	△23, 624
2. 放課後児童クラブ	365, 106	△12, 256	352, 850	△2, 244							△10, 012
運営費	Í	,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							,

Arter			(+17 111)
節 			
区分	金 額	説	明
		老人福祉事業費 【高年介護課・健康増進課】 補助金 玄さん元気教室奨励金 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費	$\triangle$ 1, 491 $\triangle$ 1, 491 $\triangle$ 255 $\triangle$ 1, 236
19. 扶 助 費	△11, 465	老人保護措置事業費 【高年介護課】 施設入所者措置費	$\triangle$ 11, 465 $\triangle$ 11, 465
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△56, 641	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】 補助金 地域介護拠点整備費	$\triangle 56, 641$ $\triangle 56, 641$ $\triangle 56, 641$

		食	į			
区		分		金額	説明	
3. 職	員 手	当	等	△398	人件費 通勤手当	△1, 897
4. 共	済		費	△1, 499		$ \begin{array}{c} \triangle 106 \\ \triangle 74 \\ \triangle 218 \end{array} $
7. 報	償		費	△892	動地子ヨ   共済組合負担金   健保、厚生年金保険料	△631 △868
12. 委	託		料	△2, 729	一健床、厚生中金体関格   児童扶養手当給付事業費 【こども支援課】   児童扶養手当	$\triangle 5,883$
19. 扶	助		費	△106, 068	元里祆養手当 児童手当給付事業費 【国保・年金課】 児童手当 生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費 【こども支援課】 報償金 子育て世帯訪問支援事業費 【こども支援課】 業務委託料 子育て世帯訪問支援業務	$\triangle$ 5, 883 $\triangle$ 100, 185 $\triangle$ 100, 185 $\triangle$ 892 $\triangle$ 892 $\triangle$ 2, 729 $\triangle$ 2, 729
1. 報			酬	△2, 901		△5, 548
3. 職	員 手	当	等	△1, 249	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 通勤手当	$\triangle 2,901$ $\triangle 2,901$ $\triangle 87$
4. 共	済		費	△1, 398	期末手当	△619
10. 需	用		費	△500		△543 △615
12. 委	託		料	△1, 081	健保、厚生年金保険料 放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課】	△783 △500
14. 工	事請	負	費	△5, 127	・ 光熱水費 放課後児童クラブ整備事業費 【幼児育成課】 投資委託料	$\triangle 500$ $\triangle 6, 208$ $\triangle 1, 081$

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/4X X 1 W/A
(放課後児童クラブ 運 営 費)							
4. 私 立 園 費	2, 615, 054	△148, 718	2, 466, 336	△81, 551		△14, 391	△52, 776
5. 公 立 園 費	812, 281	△23, 473	788, 808	1,552		△15, 219	△9, 806
6. 母子・父子福祉費	30, 574	△5, 764	24, 810	△4, 313		△12	△1, 439
計	5, 895, 063	△301, 797	5, 593, 266	△174, 465		△29, 675	△97, 657

							(寺匹 111)
			節				
	区		分	金	額	説明	
						工事監理 整備工事費 放課後児童クラブ	△5, 127
18.	負 担 交	. 金 、補 付	助及び金		△10, 359	児童保育運営事業費 【幼児育成課】 私立保育園施設型給付費	$\triangle 138, 359$ $\triangle 79, 795$
19.	扶	助	費		\138, 359	入所委託費負担金 私立認定こども園施設型給付費 地域型保育給付費 施設等利用費 私立保育園等振興事業費 【幼児育成課】 補助金 多子世帯等保育料軽減事業費 子ども子育て支援交付金等事業費 【幼児育成課】 補助金 保育環境改善等事業費 保育体制強化事業費 保育所等ICT化推進等事業費	$\triangle 7, 146$ $\triangle 55, 646$ $5, 610$ $\triangle 1, 382$ $768$ $768$ $68$ $\triangle 11, 127$ $\triangle 11, 127$ $\triangle 597$ $\triangle 8, 580$ $\triangle 1, 950$
1.	報		酬		△6, 207	人件費	△21, 780
2.	給		料		△5, 460	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員	$\triangle 6, 207$ $\triangle 6, 207$
3.	職	員 手	当 等		△3,844	一般職給 会計年度任用職員	$\triangle 5,460$ $\triangle 5,460$
4.	共	済	費		△6, 269	通勤手当 期末手当	$\triangle 54$ $\triangle 2,034$
10.	需	用	費		△1,690	勤勉手当 共済組合負担金	$\triangle 1,756$ $\triangle 1,215$
11.	役	務	費		△3	健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金 保育所等管理費 【教育総務課】 光熱水費 一時保育事業費 【幼児育成課】 消耗品費 賄材料費 保険料	$\triangle 2, 151$ $\triangle 2, 903$ $\triangle 1, 290$ $\triangle 1, 290$ $\triangle 403$ $\triangle 70$ $\triangle 330$ $\triangle 3$
19.	扶	助	費		△5, 764	母子・父子福祉事業費 【こども支援課】 母子・父子自立支援給付費 母子生活支援施設措置事業費 【こども支援課】 施設入所者支援費	△1, 644 △1, 644 △4, 120 △4, 120

### (款) 3. 民生費

### (項) 4. 生活保護費

					補	正	額	の	財	源	内	訳	
目	補正前の額	補	E 額	計	特	定		財	源			—- <del>拍</del>	2. 皮財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	,,	XX 14 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18
1. 生活保護総務費	55, 206		△77	55, 129	△38								△39
計	1, 020, 638		△77	1, 020, 561	△38								△39

### (款) 4. 衛生費

#### (項) 1. 保健衛生費

				補	正額の	財源内	引 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その化	
1. 保健衛生総務費	494, 543	△13, 033	481, 510			△6, 69	9 △6, 334
2. 生涯健康推進費	283, 077	△31, 064	252, 013	△7, 000		$\triangle 5, 51$	9 $\triangle$ 18, 545

	節					
区	分	金	額	説	明	
8. 旅	費		△77	生活保護適正実施推進事業費 特別旅費	【社会福祉課】	△77 △77

節			<u> </u>
区 分	金額	説明	
7. 報 償 費	△17	保健センター運営費 【健康増進課】 保守点検委託料	$\triangle 6,065$ $\triangle 264$
10. 需 用 費	△6, 699		
12. 委 託 料	△516	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	$\triangle 1, 437$ $\triangle 4, 364$
13. 使用料及び賃借料	△1, 437		$\triangle 6,699$ $\triangle 6,699$
17. 備 品 購 入 費	△4, 364	総合健康ゾーン運営事業費 【健康増進課】 報償金 業務委託料 モニタリング業務	
1. 報 酬	△1,980		△1, 980
7. 報 償 費	△1,000		△1, 980 △300
8. 旅 費	△475	歯科衛生士(健康増進課)  保健師(健康増進課)  保健師(健康増進課)	△1,000 △500
12. 委 託 料	△16, 749		$\triangle 180$ $\triangle 14,049$
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△7, 000	<ul><li>業務委託料</li><li>結核検診業務</li><li>すこやか市民健診業務</li><li>骨粗しょう症検診業務</li></ul>	△14, 049
19. 扶 助 費	△3, 860		$\triangle 13,560$ $\triangle 2,700$ $\triangle 7,000$ $\triangle 7,000$ $\triangle 1,000$ $\triangle 1,860$ $\triangle 1,000$ $\triangle 1,475$ $\triangle 1,000$ $\triangle 204$ $\triangle 271$

### (款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/4X/\1 W\
3. 予 防 費	504, 001	△61, 864	442, 137	△5, 272		△20, 442	△36, 150
4. 環 境 衛 生 費	23, 404	△864	22, 540	△288			△576
8. 病 院 費	2, 804, 294	△24, 505	2, 779, 789		△40, 000		15, 495
9. 診療所費	107, 933	△1, 192	106, 741				△1, 192
10. 水 道 費	354, 646	△43, 392	311, 254	△2, 876	△40, 500		△16
<b>≅</b> †	4, 610, 586	△175, 914	4, 434, 672	△15, 436	△80, 500	△32, 660	△47, 318

### (款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/4X/11 MV
2. 塵 芥 処 理 費	456, 127	314	456, 441			△13, 400	13, 714
3. し 尿 処 理 費	26, 041	△2, 101	23, 940			△1, 438	△663

節			(十)立 1 1 1 1 )
区 分	金額	説	明
12. 委 託 料	△61, 864	予防接種事業費 【健康増進課】 業務委託料 予防接種業務 抗体検査業務	△61, 864 △61, 864
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△864	浄化槽設置事業費 【下水道課】 補助金 浄化槽設置事業費	△864 △864 △864
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△24, 505	公立豊岡病院組合負担金 【健康増進課】 負担金 公立豊岡病院組合	$\triangle$ 24, 505 $\triangle$ 24, 505 $\triangle$ 24, 505
27. 繰 出 金	△1, 192	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 診療所事業特別会計繰出金	△1, 192 △1, 192
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△43, 392	水道事業会計負担金 【水道課】 負担金 水道事業会計	$\triangle 43, 392$ $\triangle 43, 392$ $\triangle 43, 392$

		節			(+122 1 1 1 1 /
	区	分	金額	説	明
12.	委	託 料	△4, 129		4, 443
18.	負担金、 交	、補助及び付金	1	負担金 北但行政事務組合 最終処分場管理費 【生活環境課】 維持管理委託料 運転管理 業務委託料 水質検査業務 ダイオキシン類測定業務 旧清掃施設管理費 【生活環境課】 維持管理委託料 運転管理 業務委託料 水質検査業務 ダイオキシン類測定業務 解体工事検討業務	4, 443 $4, 443$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 44$ $4, 4$
12.	委	託 料	△1,010		△2, 101
18.	負担金、交	、補助及び 付 金	1	<ul><li>業務委託料</li><li>し尿収集運搬業務</li><li>負担金</li></ul>	$\triangle 1,010$ $\triangle 1,091$

### (款) 4. 衛生費

### (項) 2. 清掃費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	150,14 611
(し尿処理費)							
111111111111111111111111111111111111111	508, 755	△1, 787	506, 968			△14, 838	13, 051

#### (款) 6. 農林水産業費

### (項) 1. 農業費

(水) 3. 及口外是				/ 1. DC/ND						
				補	正額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源			一般財源
				国県支出金	地方	債	そ	の	他	142771 1037
1. 農業委員会費	68, 720	△664	68, 056	△512						△152
2. 農 業 総 務 費	154, 478	0	154, 478	△1, 261						1, 261
3. 農 業 振 興 費	552, 326	△38, 035	514, 291	△14, 640				∆17 <b>,</b>	536	△5, 859

	節				
区	分	金	額	説 	
				し尿処理費	△1, 091

			節				(中位 111)
	X		分	金	額	説明	
7.	報	償	撑	Ť	△30	農業委員会費 【農業委員会事務局】	△664 ^ 20
8.	旅		撑	Ī	△459	報償金   費用弁償   普通旅費	$\triangle 30$ $\triangle 357$
12.	委	託	米	+	△51	業務委託料	
13.	使	用料及て	が賃 借料	+	△124	会議録作成業務 自動車借上料	△124
						財源更正	
7.	報	償	享	Ť	△1, 395	農業振興事業費 【農林水産課】 補助金	△107 △107
10.	需	用	了	7	△1,600	補助金   集落営農活性化プロジェクト促進事業費   有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】	
13.	使	用料及て	が賃 借料	+	△976	有音局歌劇所列東事業員   【長杯小座味】   報償金   自動車借上料	$\triangle 1,395$ $\triangle 976$
17.	備	品購	入	7	△15	事業用備品	$\triangle 15$
		担金、 新 担金、 新 付		ĸ	△34, 049	補助金 有害鳥獣防護柵等設置事業費 有害鳥獣捕獲柵等設置事業費 高齢者等農作業生きがい対策事業費 鳥獣被害防止緊急対策事業費 【農林水産課】 負担金 豊岡市野生動物被害対策推進協議会 多面的機能支払事業費 【農林水産課】 交付金 共同活動交付金 長寿命化活動交付金 経営所得安定対策直接支払推進事業費 【農林水産記】 補助金 経営所得安定対策直接支払推進事業費 地域計画推進事業費 【農林水産課】 補助金 機構集積協力金 有機農業産地づくり推進事業費 【農林水産課】 賄材料費 補助金 学校給食用無農薬米拡大支援事業費	$\triangle$ 1, 103 $\triangle$ 339 $\triangle$ 264 $\triangle$ 500 $\triangle$ 22, 046 $\triangle$ 22, 046 $\triangle$ 7, 362 $\triangle$ 7, 362 $\triangle$ 1, 600 $\triangle$ 5, 762

### (款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農業振興費)							
5. 農 地 費	616, 154	△27, 798	588, 356	△9, 534	△14, 600	13	1 △3, 795
7. たん水防除施設費	34, 613	△7, 092	27, 521		△6, 200		△892
計	1, 432, 652	△73, 589	1, 359, 063	△25, 947	△20, 800	△17, 40	5 △9, 437

			(単位 十円)
節			
区 分	金額	説	明
		交付金 有機転換推進事業交付金	△618 △618
3. 職 員 手 当 等	△147	人件費 - 扶養手当	△719 △147
4. 共 済 費	△572	共済組合負担金	△140
7. 報 償 費	△45	健保、厚生年金保険料 農業用施設管理費 【農林水産課】	$\triangle 432$ $\triangle 5,398$
8. 旅 費	△50	業務委託料 基幹農道トンネル点検業務	△2, 392
10. 需 用 費	△250	整備工事費トンネル照明	$\triangle 3,976$
11. 役 務 費	△169	ため池廃止 負担金	1,040
12. 委 託 料	△6, 903	排水路整備事業費 補助金	1, 040 △70
13. 使用料及び賃借料	△68	ため池管理強化事業費 基盤整備促進事業費 【農林水産課】	$\triangle 70$ $\triangle 16,588$
14. 工 事 請 負 費	△3, 976	負担金 農地整備事業費	△16, 138 △66
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△15, 618	基幹農道整備事業費 補助金 中心経営体農地集積促進事業費 地籍調査事業 【地籍調査課】 報償金 普通旅費 消耗品費 燃料費 通信運搬費 保険料 保守点検委託料 CADシステム保守点検 業務委託料 地籍調査業務 自動車借上料 OA機器借上料	$\triangle 16,072$ $\triangle 450$ $\triangle 450$ $\triangle 5,093$ $\triangle 45$ $\triangle 50$ $\triangle 200$ $\triangle 50$ $\triangle 150$ $\triangle 19$ $10$ $\triangle 4,521$ $\triangle 92$ $24$
14. 工 事 請 負 費	△530		△7, 092
18. 負担金、補助及び 交 付 金	1	補修工事費 上庄境排水機場 負担金 土地改良施設維持管理適正化事業費 一日市排水機場改修事業費	$\triangle 530$ $\triangle 6, 562$ 21 $\triangle 6, 583$

#### (款) 6. 農林水産業費

#### (項) 2. 林業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/32/14/01/
2. 林 業 振 興 費	187, 308	△23, 709	163, 599	△8, 013		1, 906	△17, 602
計	244, 926	△23, 709	221, 217	△8, 013		1,906	△17, 602

#### (款) 6. 農林水産業費

#### (項) 3. 水産業費

				補	正額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源			一般財源
				国県支出金	地方	債	そ	の	他	750,454
2. 水産業振興費	10, 970	△390	10, 580	△25						△365
計	30, 999	△390	30, 609	△25						△365

### (款) 7. 商工費

### (項) 1. 商工費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	742/17 1011
2. 商 工 振 興 費	2, 180, 572	△15, 847	2, 164, 725				△15, 847

節		
区 分 金額		
7. 報 償 費 △52		△5, 081
8. 旅 費 △5		$\triangle 5,081$ $\triangle 5,081$ $\triangle 962$
12. 委 託 料 △17,609		△962 △962
14. 工 事 請 負 費 △962	2 松くい虫防除事業費 【農林水産課】	$\triangle 1, 259$ $\triangle 1, 259$
18. 負担金、補助及び 交 付 金 △5,081		△1, 200
	林道管理費 【農林水産課】	10, 988 10, 988
	森林環境整備事業費 【農林水産課】 報償金 費用弁償	$\triangle 5, 419$ $\triangle 52$ $\triangle 5$ $\triangle 5, 362$

(単位 千円)

	節				明	
区	分	金	額	説		
10. 需	用費		△25	水産業振興事業費 【農林水産課】 消耗品費		390 ∖25
18. 負担金	、補助及び 付 金		△365	利子補給金 豊かな海づくり資金	$\triangle$	365 365 365

節									
	₹.		分		金	額	説	明	
12. 委		託		料		△8, 173	中小企業金融対策事業費 【環境経済課】		△869
14. 工	事	請	負	費		△5, 513	利子補給金 中小企業融資資金 企業誘致推進事業費 【環境経済課】 補助金		$\triangle 869$ $\triangle 869$ $\triangle 1, 292$ $\triangle 1, 292$

## (款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	- /32/17 1/31
(商工振興費)							
5. 観 光 費	159, 048	△421	158, 627		4, 300	△1, 229	△3, 492
7 工担以国体体理典	12 660	A 9, 990	10 000		A 1 400		∆ 1 420
7. 工場公園等管理費	13, 662	△2, 839	10, 823		△1, 400		△1, 439
8. 商工施設管理費	6, 050	△678	5, 372				△678
9. 観光施設管理費	145, 948	△2, 336	143, 612		△1, 200	△3, 300	2, 164
計	2, 671, 275	△22, 121	2, 649, 154		1,700	△4, 529	△19, 292
"	2, 0.1, 2.0		2,010,101		1,,,,,	-1, 520	

# (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750, 4 51.
1. 土 木 総 務 費	303, 845	△18, 972	284, 873	△2, 945	△14, 800	△1, 201	△26

						(単位 十円) <u></u>
		節				
	区	分		金額	説明	
18.	負担金 交	、補助及で付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	び 金	△2, 161	雇用奨励金 工場等設置奨励金 産業用地整備事業費 【環境経済課】 投資委託料 実施設計等 整備工事費 水道減圧施設	$\triangle 900$ $\triangle 392$ $\triangle 13, 686$ $\triangle 8, 173$ $\triangle 5, 513$
8.	旅	1	費	△326		△246
18.	負担金 交	、補助及で付 3	び金	△95	<ul><li>費用弁償 負担金 北近畿広域観光連盟 山陰海岸ジオパーク推進事業費 【観光政策課】 普通旅費 負担金 会議等出席</li></ul>	$\triangle 161$ $\triangle 85$ $\triangle 85$ $\triangle 175$ $\triangle 165$ $\triangle 10$
10.	需	用	費	△200	工場公園等管理費 【環境経済課】	△2,839
12.	委	託 #	<b></b>	△1, 839	光熱水費 投資委託料 理本記書	$\triangle 200$ $\triangle 1,525$
14.	工 事	請負	By I	△800	調査設計 業務委託料 樹木伐採撤去業務 整備工事費 法面保護	△314 △800
12.	委	託 岩	타	△678	豊岡商工施設管理費 【環境経済課】 投資委託料 調査設計	△678 △678
12.	委	託	타	△2, 336	泉源管理費 【観光政策課】 業務委託料 温泉供給業務 道の駅「神鍋高原」整備事業費 【日高地域振興課】 投資委託料 実施設計	$\triangle 1, 186$ $\triangle 1, 186$ $\triangle 1, 150$ $\triangle 1, 150$
acksquare						

	節				
区	分	金額	説	明	
18. 負担金、交	補助及び 付 金	△18, 500	急傾斜地崩壞対策事業費 【建設課】 負担金 急傾斜地崩壞対策事業費 還付金	△18, △18, △18,	, 500

## (款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	132/14/131
(土木総務費)							
2. 用 地 対 策 費	5, 511	△544	4, 967	△544			
3. 内 水 処 理 費	47, 000	△3, 500	43, 500		△3, 500		
4. 排水機樋門管理費	200, 578	△16, 777	183, 801		△9, 200		△7, 577
計	559, 274	△39, 793	519, 481	△3, 489	△27, 500	△1, 201	△7, 603

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	100141011
1. 道路橋りょう総務 費	113, 026	△1,000	112, 026				△1,000
[							
2. 道 路 維 持 費	338, 880	△33, 232	305, 648	△1, 315	△34, 100		2, 183

							(五位 111)
			節				
	区	,	分	金	額	説	明
22.	償還金、引	利子	及び割 料		△472	受益者分担金過年度過誤納還付金	△472
8.	旅		費		△460	用地対策事業費 【建設課】	△544 △460
13.	使用料》	及び負	<b>責借料</b>		△84	普通旅費 通行料 駐車料	
14.	工事	請	負費		△3, 500	内水処理事業費 【建設課】 整備工事費 排水ポンプ施設	△3, 500 △3, 500
1.	報		酬		△250	人件費	△1, 938
3.	職員	手	当 等		△1, 284	会計年度任用職員報酬パートタイム職員	$\triangle 250$ $\triangle 250$
4.	共	済	費		△404	期末手当勤勉手当	△697 △587
12.	委	託	料		△14, 839	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 排水機樋門管理費 【建設課】 業務委託料 修繕計画策定業務 工事委託料 鶴岡第3樋管	$\triangle 209$ $\triangle 195$ $\triangle 14, 839$ $\triangle 5, 710$ $\triangle 9, 129$

			節						
	区		分		金	額	説	明	
7.	報	償		費		△59	道路橋りょう総務費 【建設課】 報償金	△1, 000 △59	
10.	需	用		費		△230	報 [	△20 △130	
11.	役	務		費		△20	印刷製本費通信運搬費	$ \begin{array}{c c}  & 2130 \\  & 80 \\  & 20 \end{array} $	
13.	使月	月料及び	ず 賃 借	料		△691	用品借上料	△691	
12.	委	託		料		335	道路維持事業費 【建設課】 投資委託料	△33, 232 335	
14.	エ	事請	負	費		△33, 567	投資安託符 設計等 補修工事費 補修 側溝 舗装	△33, 567	

## (款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

				補	正額の	財 源 卢	可訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 道路新設改良費	138, 890	△3, 473	135, 417		△3, 500		27
	000,000	A 17, C49	010, 605		A 10, 000		257
4. 雪 害 対 策 費	936, 268	$\triangle 17,643$	918, 625		△18,000		357
	500 544	A 10 051	514 000	1 015	A 10 000		A 4 000
5. 橋りょう維持費	533, 564	$\triangle$ 19, 271	514, 293	1, 315	△16, 300		△4, 286
6. 橋りょう新設改良	179, 765	△3, 000	176, 765	4, 490	3,000		△10, 490
費							
7. 交通安全施設整備	46, 505	△1, 999	44, 506				△1, 999
費							
計	2, 295, 898	△79, 618	2, 216, 280	4, 490	△68, 900		△15, 208

#### (款) 8. 土木費

(項) 3. 河川費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	10014 1011
1. 河 川 総 務 費	80, 244	△17, 527	62, 717		△18, 000		473
計	80, 244	△17, 527	62, 717		△18, 000		473

			(事位 1月)
節			
区 分	金 額	説	明
12. 委 託 料	△1, 552	上山二見線道路改良事業費 【建設課】	$\triangle 1,921$
14. 工 事 請 負 費	△1, 921	整備工事費 上山二見線 高龍寺本線道路改良事業費 【建設課】 投資委託料 測量等	$\triangle 1,921$ $\triangle 1,552$ $\triangle 1,552$
14. 工 事 請 負 費	△17, 643	雪害対策事業費 【建設課】 補修工事費 消雪装置	△17, 643 △17, 643
12. 委 託 料	24, 638	│ │ 橋りょう長寿命化事業費 【建設課】 │ 投資委託料	$\triangle 19, 271$ $\triangle 1, 845$
14. 工 事 請 負 費	△43, 365		△1, 649
21. 補償、補填及び賠償 金	△544	業務委託料 修繕計画策定業務 工事委託料	$\triangle 5,547$ 32,030
		五荘大橋 補修工事費 橋りょう等	$\triangle 43,365$
		補償金 物件移転補償金	△544 △544
14. 工 事 請 負 費	△3,000	上野橋整備事業費 【建設課】 整備工事費 上野橋	△3, 000 △3, 000
14. 工 事 請 負 費	△1, 999	交通安全施設整備事業費 【建設課】 整備工事費 防護柵・区画線等	△1, 999 △1, 999

節			
区 分	金額	説	明
14. 工 事 請 負 費	△17, 527	河川改良事業費 【建設課】 浚渫工事費 普通河川整備事業費 【建設課】 整備工事費 普通河川	$\triangle 5,010$ $\triangle 5,010$ $\triangle 12,517$ $\triangle 12,517$

### (款) 8. 土木費

(項) 4. 港湾費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	1,22,7,4 1,2,1
1. 港 湾 管 理 費	11, 787	△4, 283	7, 504	△4, 283			
# <del> </del>	11, 787	△4, 283	7, 504	△4, 283			

### (款) 8. 土木費

### (項) 5. 都市計画費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	10014 011
1. 都市計画総務費	132, 697	△456	132, 241				△456
8. 下 水 道 費	2, 190, 391	△17, 573	2, 172, 818				△17, 573
# <u></u>	2, 444, 680	△18, 029	2, 426, 651				△18, 029

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750,14 641
1. 住 宅 管 理 費	230, 628	△31, 539	199, 089	△17, 241		△4, 378	△9, 920

		節						
	区	分	金	額	説	明		
10.	需	用	農	△43	海岸環境整備事業費 【建設課】	$\triangle 4,283$		
11.	役	務	費	△100	燃料費   手数料   業務委託料			
12.	委	託	타	△4 <b>,</b> 000	乗物安託科   海岸漂着物処分業務   重機借上料	·		
13.	使用料	及び賃借	타	△140	里(	△140		

(単位 千円)

				(井原 111)
節				
区	分	金額	説	明
2. 給	料	△395	人件費 一般職給	△456 △395
3. 職 員	手 当 等	△61	一般職員動勉手当	△395 △31 △61
18. 負担金、交	,補助及び 付 金	△17, 573	下水道事業会計負担金 【下水道課】 負担金 下水道事業会計	$\triangle 17,573$ $\triangle 17,573$ $\triangle 17,573$

		餌	Ť				
区		分		金額		說	明
4. 共	済		費	$\triangle$	319	人件費 共済組合負担金	△319 △92
8. 旅			費	Δ	\84	健保、厚生年金保険料	△227
10. 需	用		費		$\triangle 2$	住宅管理費 【建築住宅課】 手数料	△22, 695 △61
11. 役	務		費		338	保険料 投資委託料	△187 △272
12. 委	託		料	Δ:	272	設計 補修工事費 市営住宅	$\triangle 22, 175$
14. I	事請	負	費	△22,	175	住宅耐震改修促進事業費 【建築住宅課】 普通旅費	△8, 360 △43

## (款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	10014 011
(住宅管理費)							
計	230, 628	△31, 539	199, 089	△17, 241		△4, 378	△9, 920

## (款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

				補	正額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	=	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その	他
1. 常 備 消 防 費	1, 113, 645	$\triangle 1,765$	1, 111, 880		△1,000		△765
2. 非常備消防費	469, 262	△15, 513	453, 749		△12, 400		33 △3, 146
	100, 202	_10, 010	100, 110				
3. 消 防 施 設 費	92, 195	△7, 902	84, 293		△1,700		△6, 202

	節				
区	分	金	額	説明	
18. 負担金、交	、補助及び 付 金		△8, 349	消耗品費 補助金 住宅耐震改修促進事業費 住宅新築資金等貸付金回収事業費 【建築住宅課】 普通旅費 手数料 負担金 会議等出席 老朽危険空家対策事業費 【建築住宅課】 負担金 会議等出席	

								(単位 下門)
				餌	त्			
	区			分		金額		
3.	職	員	手	当	等	△185		△185
8.	旅				費	△500		△185 △630
10.	需		用		費	△80		△500 △80
17.	備	品	購	入	費	△950	-	△50 △50
	負 ź 交	11 金	、 補 付	助及	とび 金	△50		△950 △950
5.	災	害	補	償	費	33	3 人件費 - 災害補償費	△237 33
10.	需		用		費	△1, 990		
12.	委		託		料	△946		$\triangle 15, 276$ $\triangle 1, 990$
14.	エ	事	請	負	費	△903		△946
17.	備	品	購	入	費	△10, 593		△903
	負担交	旦 金	、 補 付	助及	び金	△1, 114		$\triangle 10, 593$ $\triangle 158$ $\triangle 158$ $\triangle 686$ $\triangle 686$
12.	委		託		料	△1, 229	豊岡消防署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】 事業用備品	$\triangle 3,744$ $\triangle 3,744$

#### (款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	. 一般財源
				国県支出金	地方債	その他	12000
(消防施設費)							
5. 災 害 対 策 費	84, 948	△8, 308	76, 640	△3, 365	△3, 500		△1, 443
	,		,				
計	1, 762, 777	△33, 488	1, 729, 289	△3, 365	△18, 600	33	△11, 556

## (款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	122/14/01/
5. 学校振興費	1, 029, 295	△10, 388	1, 018, 907				△10, 388

				,	·/-				(中四 111)
				Ĵ	節				
	×	ζ.		分		金	額	説明	
14.	工	事	請	負	費		△2, 929	防火水槽整備事業費 【危機管理課】 補修工事費	$\triangle 2,929$ $\triangle 2,929$
17.	備	品	購	入	費		△3, 744	備修工事質 防火水槽 出石分署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】 投資委託料 実施設計等	$\triangle 2,929$ $\triangle 1,229$ $\triangle 1,229$
1.	報				酬		△450	人件費	△450
8.	旅				費		△396	会計年度任用職員報酬 防災支援員(危機管理課)	
10.	需		用				△345	災害対策事業費 【危機管理課・建築住宅課】 普通旅費	$\triangle 7$ , 135 $\triangle 231$
11.	役		務		費		△823	光熱水費 手数料	△345 △314
13.	使	用 料	· 及て	が賃付	 昔料		△70	保険料 補助金	△28 △6, 217
18.	負交	担金	付	<b>甫助</b> <i>》</i>	及 び 金		△6, 224	土砂災害対策支援事業費 避難促進事業費 防災行政無線管理費 【危機管理課】 手数料 自主防災育成対策事業費 【危機管理課】 補助金 自主防災組織車検整備費 能登半島地震支援事業費 【危機管理課】 特別旅費 機器借上料 駐車料	$\triangle 6,000$ $\triangle 217$ $\triangle 481$ $\triangle 481$ $\triangle 7$ $\triangle 7$ $\triangle 7$ $\triangle 235$ $\triangle 165$ $\triangle 20$ $\triangle 50$

			餌	Ť				
区			分		金	額	説	明
1. 報				酬		△3, 149	人件費 会計年度任用職員報酬	△8, 388 △3, 149
3. 職	員	手	当	等		△2, 669	パートタイム職員	△3, 149
4. 共		済		費		△2, 570	通勤手当 期末手当	
8. 旅				費		△500	勤勉手当 共済組合負担金	$\triangle 1, 141$ $\triangle 163$
12. 委		託		料		△1,500	健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金 外国語指導助手招致事業費 【学校教育課】 普通旅費 スクールバス運行管理費 【学校教育課】 業務委託料	$\triangle 1, 365$ $\triangle 1, 042$ $\triangle 500$ $\triangle 500$ $\triangle 1, 500$ $\triangle 1, 500$

### (款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

				補	正額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源			一般財源
				国県支出金	地方	債	そ	の	他	120,14,1031
(学校振興費)										
6. 特別支援教育費	218, 344	△6, 698	211, 646							△6, 698
9. 認定こども園費	14, 492	△5, 733	8, 759							△5, 733
⇒ſ.	1 605 075	A 99, 910	1 600 556							A 00, 010
計	1, 625, 375	△22, 819	1, 602, 556							△22, 819

#### (款) 10. 教育費

#### (項) 2. 小学校費

				補	正 額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源			一般財源
				国県支出金	地方	債	そ	Ø	他	142/1/1//1
1. 小学校管理費	453, 709	△18, 165	435, 544							△18, 165
2. 小学校教育振興費	80, 206	△10, 120	70, 086	△350						△9, 770
計	785, 040	△28, 285	756, 755	△350						△27, 935

節			(十元 111)
区 分	金額	説	明
		通学バス運行管理業務	
1. 報 酬	△1, 159		$\triangle 6,698$
3. 職 員 手 当 等	△2, 197		$\triangle 1, 159$ $\triangle 1, 159$
4. 共 済 費	△3, 342	通勤手当 期末手当 勤勉手当 健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金	$\triangle 119$ $\triangle 1,085$ $\triangle 993$ $\triangle 2,391$ $\triangle 951$
11. 役 務 費	△1,698	認定こども園運営事業費 【幼児育成課】 通信運搬費	$\triangle 5,733$ $\triangle 1,698$
12. 委 託 料	△1,067	業務委託料	$\triangle 1,098$ $\triangle 1,067$
13. 使用料及び賃借料	△387		∆387
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△2, 581	補助金 私立認定こども園振興事業費	$\triangle 2,581$ $\triangle 2,581$

	節	**					
区	分	金額	説 明				
1. 報	西州	△252		△1,811			
4. 共	済費	△1, 559	会計年度任用職員報酬 パートタイム職員 健保、厚生年金保険料	$ \begin{array}{c} \triangle 252 \\ \triangle 252 \\ \triangle 1, 138 \end{array} $			
10. 需	用費	△15, 554		$\triangle 1$ , 138 $\triangle 421$ $\triangle 16$ , 354			
11. 役	務費	△800	光熱水費 手数料	△15, 554 △800			
11. 役	務費	△2, 500	通学補助事業費 【学校教育課】 通信運搬費	$\triangle 2,500 \\ \triangle 2,500$			
13. 使用制	斗及び賃借料	△500		$\triangle 6,220$ $\triangle 6,220$			
19. 扶	助費	△7, 120	株子後切員 特別支援教育就学奨励事業費 【学校教育課】 特別支援就学奨励費 小学校体験活動事業費 【学校教育課】 用品借上料 小学校体験活動費助成金	△700 △700 △700 △700 △500 △200			

#### (款) 10. 教育費

### (項) 3. 中学校費

				補	正 額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源			一般財源
				国県支出金	地方	債	そ	の	他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1. 中学校管理費	231, 744	△8,875	222, 869							△8, 875
2. 中学校教育振興費	73, 553	△8, 950	64, 603							△8, 950
計	305, 297	$\triangle 17,825$	287, 472							△17, 825

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

ſ									補	正	額	の	財	源	内	訳
		目			補正前の額	補	正額	計	特	定		財	源			一般財源
									国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750 4 61
	1. 幼	稚	園	費	239, 420		△1, 91	237, 505								△1, 915
ŀ		計			239, 420		△1, 91	237, 505								△1, 915

### (款) 10. 教育費

### (項) 5. 社会教育費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	122713 1031
1. 社会教育総務費	176, 889	△332	176, 557				△332
2. 人 権 教 育 費	7, 484	△663	6, 821			△30	△633

		***					( <u>+</u>   <u>-</u>   <u>-</u>
		節					
	区	分		金	額	説明	
4.	共	済	費		△533	人件費 健保、厚生年金保険料	△533 △330
10.	需	用	費		△8, 342		$\triangle 330$ $\triangle 203$ $\triangle 8, 342$ $\triangle 8, 342$
11.	役	務	費		△4,000	通学補助事業費 【学校教育課】 通信運搬費	△4, 500
18.	負担金、交	、補助及 付	び 金		△500	地信連版質   補助金   自転車・ヘルメット   要保・準要保護生徒関係事業費 【学校教育課】	$\triangle 4,000$ $\triangle 500$ $\triangle 4,450$
19.	扶	助	費		△4, 450		$\triangle 4,450$ $\triangle 4,450$

(単位 千円)

		節				
区		分	金	説 金 額		明
1. 報		酬		△584	人件費 会計年度任用職員報酬	△1, 285 △584
3. 職 員	手	当 等		△61	云計千度任用職員報酬 パートタイム職員 幼稚園教諭(幼児育成課)	△184 △184 △400
4. 共	済	費		△640	到作園教諭(初先育成課) 通勤手当 健保、厚生年金保険料	△61 △100
8. 旅		費		△230	要体、厚生中金体网络 学校共済組合負担金 幼稚園運営事業費 【幼児育成課】	△540 △630
11. 役	務	費		△400	△230 △230 △400	

	節			
区	分	金額	説明	
11. 役	務費	△33	2 文化振興費 【文化・スポーツ振興課】 手数料	△332 △332
7. 報	償 費	△46	2 人権教育推進事業費 【多様性推進・ジェンダーギャップ対策課】	△663

### (項) 5. 社会教育費

				補	正額	頁 の	財	源	内	訳
Ħ	補正前の額	補正額	計	特	定	財	源	•		一般財源
				国県支出金	地方	ī 債	そ	の	他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
(人権教育費)										
3. 文化財保護費	88, 108	△11, 982	76, 126	△1, 185	Δ	2, 300		△7,	193	△1, 304
6. 図 書 館 費	177, 428	$\triangle 2,977$	174, 451							△2, 977

		(-	単位 十円)
節 	T		
区分	金額	説 明	
10. 需 用 費	△160	報償金	△462
11. 役 務 費	△11	消耗品費   保険料   会場借上料	
13. 使用料及び賃借料	△30	云物旧工村	∠30
1. 報 酬	△5, 724	-   人件費   委員報酬	$\triangle 5,724$ $\triangle 179$
7. 報 償 費	△240	伝統的建造物群保存審議会委員 文化財保護審議委員会委員	△135 △44
8. 旅 費	△178	会計年度任用職員報酬 作業員(文化・スポーツ振興課)	$\triangle 5,545$ $\triangle 4,783$
10. 需 用 費	△326	出土遺物整理員(文化・スポーツ振興課) 埋蔵文化財発掘調査事業費 【文化・スポーツ振興課	△762
11. 役 務 費	△132	】	$\triangle 2,242$ $\triangle 60$
12. 委 託 料	△1, 113	費用弁償 普通旅費	$\triangle 74$ $\triangle 4$
13. 使用料及び賃借料	△1, 184	消耗品費 燃料費	△131 △75
14. 工 事 請 負 費	△2, 101	印刷製本費 手数料	$\triangle 120$ $\triangle 132$
18. 負担金、補助及び交 付 金	△984	業務委託料 発掘業務 自動車借上料 建物借上料 機械借上料 重機借上料 伝統的建造物群保存地区保存事業費 【出石地域振興 課】 報償金 費用弁償 業務委託料 申請物件調查業務 補助金 伝統的建造物群保存地区保存事業費 永楽館管理費 【出石地域振興課】 投資委託料 設計監理 補修工事費 空調設備	$\triangle 462$ $\triangle 100$ $\triangle 172$ $\triangle 280$ $\triangle 632$ $\triangle 1, 464$ $\triangle 180$ $\triangle 100$ $\triangle 200$ $\triangle 984$ $\triangle 984$ $\triangle 2, 552$ $\triangle 451$ $\triangle 2, 101$
1. 報 酬	△1, 242	人件費	$\triangle 2,653$
3. 職 員 手 当 等	△176	会計年度任用職員報酬   パートタイム職員   補助員(社会教育課)	$\triangle 1, 242$ $\triangle 792$
4. 共 済 費	△1, 235	補助員(任芸教育課)   期末手当   勤勉手当	
10. 需 用 費	△324	期地子ョ 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 図書館管理費 【社会教育課】 光熱水費	$\triangle 102$ $\triangle 618$ $\triangle 617$ $\triangle 324$ $\triangle 324$

#### (項) 5. 社会教育費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 市民会館等管理費	75, 552	△2, 069	73, 483			△2, 984	915
8. 市民会館等自主事	18, 831	△913	17, 918	△43		△2, 933	2, 063
業費							
9. 博物館等管理費	139, 508	△2, 950	136, 558		△100	△70	△2, 780
10. 博物館等自主事業	22, 828	△2, 911	19, 917			△1,510	△1, 401
費							

区 分 金 額   説 明	△1, 411 △765 △709 △56 △308 △176 △162 △658 △88 △570
3. 職 員 手 当 等     △308       4. 共 済 費     △338       11. 役 務 費     △88       12. 委 託 料     △570       本 費     △136       本 費     △136       本 費     △128       本 費     △128       本 日本     ○308       中 大 子 イン 本 ・	$\triangle 765$ $\triangle 709$ $\triangle 56$ $\triangle 308$ $\triangle 176$ $\triangle 162$ $\triangle 658$ $\triangle 88$
3. 職員手当等       △308         4. 共済費       △338         11. 役務費       △88         12. 委託       料         △570       上級         (本)       大級         (本)       大級     <	$\triangle 709$ $\triangle 56$ $\triangle 308$ $\triangle 176$ $\triangle 162$ $\triangle 658$ $\triangle 88$
<ul> <li>4. 共 済 費 △338</li> <li>11. 役 務 費 △88</li> <li>12. 委 託 料 △570</li> <li>12. 委 董 単 △136</li> <li>13. 本 資 本 △136</li> <li>14. 共 済組合負担金 健保、厚生年金保険料 豊岡市民会館管理費 【文化・スポーツ振興課】 保険料 業務委託料 舞台操作及び技術指導業務</li> <li>15. 本 資 本 △136</li> <li>16. 本 本 △128</li> <li>17. 報 費 △128</li> <li>18. 旅 費 △128</li> </ul>	
11. 役 務 費 △88   健保、厚生年金保険料	
12. 委   託   料   △570   保険料 業務委託料 舞台操作及び技術指導業務     7. 報   償 費   △136   市民会館等自主事業費 【文化・スポーツ振興課】 報償金 普通旅費 消耗品費	△88
業務委託料 舞台操作及び技術指導業務  7. 報 償 費 △136 市民会館等自主事業費 【文化・スポーツ振興課】 報償金 普通旅費 消耗品費	
報償金   8. 旅	
8. 旅 費 △128 普通旅費 消耗品費	△913
	△136 △128
10. 需	$\begin{array}{c} \triangle 125 \\ \triangle 150 \end{array}$
広告料	$\triangle 112$ $\triangle 151$
13. 使用料及び賃借料 △111	∆111
1. 報 酬 △351 人件費	△1, 574
会計年度任用職員報酬   3.職 員 手 当 等   △408   パートタイム職員   3. 職 員 手 当 等   △408   パートタイム職員   3. 職 員 手 当 等   ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	△351 △351
期末手当   4. 共 済 費 △815 勤勉手当	$\triangle 207$ $\triangle 201$
共済組合負担金	△384 △431
歴史博物館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△108
11. 役     務     費     △207     補修工事費       空調設備	△108
13. 使用料及び賃借料   △5 日本・モンゴル民族博物館管理費 【但東地域振興課】	△700
14. 工 事 請 負 費   △108   光熱水費   美術館管理費 【文化・スポーツ振興課】	△700
美術館管理費 【文化・スポーツ振興課】   消耗品費	$\triangle 568$ $\triangle 40$
燃料費   光熱水費	$\triangle 20$
元然水質   通信運搬費	$\triangle 296$ $\triangle 50$
手数料	$\triangle 6$
保険料   通行料	$\triangle 151$ $\triangle 5$
7. 報 償 費 △800 美術館事業費 【文化・スポーツ振興課】 報償金	△2, 911 △800
8. 旅 費 △136 費用弁償	$\triangle 117$
#通旅費 10. 需 用 費 △80 印刷製本費	△19 △80
11. 役   務   費   △1,739   広告料	$\triangle 1,521$ $\triangle 100$
Control   Co	△118 △106

### (款) 10. 教育費

### (項) 5. 社会教育費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750.4 61.
(博物館等自主事業 費 )							
15. 新文化会館整備費	7, 815	△434	7, 381				△434
計	734, 541	△25, 231	709, 310	△1, 228	△2, 400	△14, 720	△6, 883

### (款) 10. 教育費

# (項) 6. 保健体育費

				補	正額の	財 源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源		一般財源
				国県支出金	地方債	その	他	750 14 611
1. 保健体育総務費	88, 802	△766	88, 036					△766
5. 市民グラウンド費	143, 158	△1, 200	141, 958		△1, 100			△100
5. 川以ケノヴンド質 	143, 136	△1, 200	141, 950		△1,100			△100
2 27 14 74 4 4	444 0.50	4.5.100	400.000					A.5. 100
8. 学校給食費	411, 359	△5, 136	406, 223					△5, 136
計	1, 043, 544	△7, 102	1, 036, 442		△1, 100			△6, 002

### (款) 11. 災害復旧費

### (項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

					補	正	額の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正物	頁 計		特	定	財	源	•		一般財源
					国県支出金	地	方 債	そ	の	他	750.464
1. 農林水産業施設災 害 復 旧 費	0		0	0	△5, 440		△100		4	△29	5, 569
計	0		0	0	△5, 440		△100			△29	5, 569

(単位 千円)

			(+1-11)
節			
区 分	金額	説明	
13. 使用料及び賃借料	△50	展示物監視業務 会場借上料	△50
12. 委 託 料	△434	新文化会館整備事業費 【新文化会館整備推進室】 業務委託料 管理運営計画策定支援業務	△434 △434

(単位 千円)

節			
区分	金額	説明	
18. 負担金、補助及U 交 付 金	i e	生涯スポーツ振興事業費 【文化・スポーツ振興課】 補助金 日本女子ソフトボールリーグ豊岡大会実行委員会 ボート推進事業費 【文化・スポーツ振興課】 補助金 全国市町村交流レガッタ派遣費	△500 △500 △500 △266 △266 △266
12. 委 託 米	△1, 200	出石グラウンド管理費 【文化・スポーツ振興課】 投資委託料 実施設計	△1, 200 △1, 200
10. 需 用 費	△5, 136	期用需用費 【教育総務課】 光熱水費	△5, 136 △5, 136

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

### 補正予算給与費明細書

#### 1 特別職

1 特別	100									
区	分	職員数	報酬	給	与 期末手当 (千円)	費 その他	<b>#</b>	共済費	合 計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	年間支給 率(月分)	の手当 (千円)	(千円)	(千円)	(千円)	VIII J
	長 等	4		34, 680	14, 957 <sup>(4.6月分)</sup>		49, 637	9, 005	58, 642	
補正後	議員	22	98, 532		43, 416 (4.6月分)		141, 948	29, 934	171, 882	
加止区	その他の特別職	2, 592	153, 249				153, 249	247	153, 496	
	計	2, 618	251, 781	34, 680	58, 373		344, 834	39, 186	384, 020	
	長 等	4		34, 680	14, 957 (4. 6月分)		49, 637	9, 005	58, 642	
補正前	議員	22	98, 532		43, 416 (4.6月分)		141, 948	32, 120	174, 068	
1111111111	その他の 特 別 職	2, 646	153, 859				153, 859	247	154, 106	
	計	2, 672	252, 391	34, 680	58, 373		345, 444	41, 372	386, 816	
	長 等									
比較	議員							△ 2, 186	△ 2,186	
1 収	その他の特別職	△ 54	△ 610				△ 610	_	△ 610	
	計	△ 54	△ 610				△ 610	△ 2, 186	△ 2,796	

# 2 一般職 (1) 総 括

	職員数		給 与	費		共 済 費	合 計	
区 分	4	報酬	給 料	職員手当	計			備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	( 894 ) 816	1, 307, 034	3, 075, 885	2, 343, 689	6, 726, 608	1, 242, 513	7, 969, 121	
補正前	( 923 ) 818	1, 345, 957	3, 081, 822	2, 371, 420	6, 799, 199	1, 278, 460	8, 077, 659	
比 較	$\begin{array}{ccc} (& \triangle 29 & ) \\ & \triangle & 2 \end{array}$	△ 38, 923	△ 5,937	△ 27,731	△ 72, 591	△ 35, 947	△ 108, 538	

( ) 内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	97, 195	40, 991	110, 176	672	13, 661
	補正前	97, 342	41, 251	111, 087	718	13, 661
	比 較	△ 147	△ 260	△ 911	△ 46	
mld El es via	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後	233, 452	39, 132	11, 192	86, 916	501
の内訳	補 正 前	240, 777	39, 132	11, 192	86, 916	501
	比 較	△ 7,325				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	914, 187	736, 709	58, 905		
	補正前	925, 036	744, 902	58, 905		
	比 較	△ 10,849	△ 8, 193			

ア 会計年度任用職員以外の職員

		- 11	<b>人区/10/19(3/0)</b>		., ,	4.5						
			職員数			給	チ質		共 済 費	合 計		
⊵	<u> </u>	分	400 只 500	報	酬	給 料	職員手当	計	六 151 貝	ц п	備	考
			(人)		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		
有	非正	後	775			2, 973, 895	1, 868, 246	4, 842, 141	962, 111	5, 804, 252		
-			775						,			
有	直	前	775			2, 974, 372	1, 878, 569	4, 852, 941	963, 062	5, 816, 003		
			775									
月	Ł	較				△ 477	△ 10, 323	△ 10,800	△ 951	△ 11, 751		

( )内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	97, 195	40, 991	63, 503	672	13, 661
	補正前	97, 342	41, 251	63, 560	718	13, 661
	比 較	△ 147	△ 260	△ 57	△ 46	
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後	233, 452	39, 132	11, 192	86, 916	501
の内訳	補正前	240, 777	39, 132	11, 192	86, 916	501
	比 較	△ 7, 325				
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	680, 303	541, 823	58, 905		
	補正前	682, 730	541, 884	58, 905		
	比 較	△ 2,427	△ 61			

イ 会計年度任用職員

	職員数		給 与	j. 費		共 済 費	合 計	
区 分	椒 貝 剱	報酬	給 料	職員手当	計	共 併 賃		備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	( 894 ) 41	1, 307, 034	101, 990	475, 443	1, 884, 467	280, 402	2, 164, 869	
補正前	( 923 ) 43	1, 345, 957	107, 450	492, 851	1, 946, 258	315, 398	2, 261, 656	
比 較	( △29 ) △ 2	△ 38, 923	△ 5, 460	△ 17, 408	△ 61,791	△ 34, 996	△ 96, 787	
			·			/	\ \	n+ nn +1. 76 mh D

( ) 内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			46, 673		
	補正前			47, 527		
	比 較			△ 854		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後					
の内訳	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	233, 884	194, 886			
	補正前	242, 306	203, 018			
	比較	△ 8,422	△ 8, 132			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(2)									
区 分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 <u>(千円)</u>	説	明		備	考	
		給与改定に 伴う増減分							
給 料	△ 5,937	昇給に伴う 増 加 分							
		その他の 増 減 分	△ 5,937	職員の変動によるも	らの △ 5,937	千円			
		制度改正に 伴う増減分							
職員手当	△ 27,731	その他の 増 減 分	△ 27,731	扶住通道 禁手手 手手手 等手手 等手手 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	△ 46 △ 7, 325	千千千千千千千千千千千千千千千千			

# 地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに 当該年度末における現在高の見込みに関する調書

						前前年度末	前年度末		年 度 中
		区		分		現在高		当該年	度 中 起 債
								補正前の額	補 正 額
1. 普		通	債			28, 032, 518	25, 583, 225	3, 387, 700	△ 261, 100
(1)	総				務	3, 937, 318	3, 528, 493	379, 100	△ 18, 400
(2)	民				生	132, 420	185, 187	64, 900	△ 2,300
(3)	衛				生	4, 702, 731	4, 042, 309	128, 000	△ 80, 500
(4)	農		林	水	産	1, 081, 794	1, 182, 761	304, 100	△ 20,800
(5)	商				エ	1, 185, 920	982, 876	62, 300	△ 2,600
(6)	土				木	7, 181, 205	7, 022, 780	1, 156, 200	△ 114, 400
(7)	消				防	3, 151, 409	2, 602, 636	257, 900	△ 18,600
(8)	教				育	6, 659, 721	6, 036, 183	1, 035, 200	△ 3,500
2. 災	害	復	旧債	_		238, 276	234, 977	39, 800	△ 100
(1)	農		林	水	産	49, 747	55, 459	10, 500	△ 100
		合		計		42, 953, 190	39, 069, 891	3, 598, 200	△ 261, 200

(単位 千円)

増 減 見	. 込 み	当該年度	: 士 珇 尤	高 見 込 額
見 込 額	当該年度中	当該年度	末現在	高 見 込 額
補正後の額	- 元金償還見 込 額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
3, 126, 600	4, 061, 442	24, 909, 483	△ 261, 100	24, 648, 383
360, 700	574, 427	3, 333, 166	△ 18, 400	3, 314, 766
62, 600	22,000	228, 087	△ 2,300	225, 787
47, 500	681, 458	3, 488, 851	△ 80, 500	3, 408, 351
283, 300	97, 191	1, 389, 670	△ 20,800	1, 368, 870
59, 700	180, 240	864, 936	△ 2,600	862, 336
1, 041, 800	814, 748	7, 364, 232	△ 114, 400	7, 249, 832
239, 300	668, 118	2, 192, 418	△ 18,600	2, 173, 818
1, 031, 700	1, 023, 260	6, 048, 123	△ 3,500	6, 044, 623
39, 700	36, 833	237, 944	△ 100	237, 844
10, 400	29, 504	36, 455	△ 100	36, 355
3, 337, 000	5, 520, 509	37, 147, 582	△ 261, 200	36, 886, 382

# 歳入補正予算総括表

蒙	Ŕ	名	移	,	補正前の額	補 正 額	計
1	市			税	9, 460, 037	64, 700	9, 524, 737
2	地	方 譲	与	税	493, 632	2	493, 634
14		担金及で			170, 210	△ 30, 438	139, 772
15	使,	用料及で	び 手 数	料	759, 904	△ 28, 139	731, 765
16	国	庫 支	出	金	6, 985, 402	△ 183, 826	6, 801, 576
17	県	支	出	金	3, 503, 614	△ 215, 665	3, 287, 949
18	財	産	収	入	311, 273	127, 940	439, 213

			(井    111)
	主な	内 容	
市民税(法人)	65, 500	固定資産税	13, 000
市たばこ税	△ 20, 400	入湯税	6,600
森林環境讓与税	2		
急傾斜地崩壊対策事業費	△ 1, 201	老人福祉法第28条収入	△ 404
特定教育・保育施設利用者負担金	△ 28, 748		
温泉	△ 4, 354	玄武洞公園観覧料	3,000
住宅	$\triangle$ 5, 327	豊岡市民会館	$\triangle$ 2, 984
美術館入館料	$\triangle$ 1,000	戸籍	$\triangle$ 3, 338
ごみ処理	$\triangle$ 10, 747	し尿処理	△ 1, 438
特別障害者手当等給付費	$\triangle$ 1,879	国民健康保険基盤安定費	2, 164
障害者(児)自立支援給付費	6, 595	母子生活支援施設措置費	$\triangle$ 2, 053
児童扶養手当給付費	$\triangle$ 1, 961	児童手当	△ 76, 811
緊急消防援助隊活動費	4, 447	文化芸術振興費	1,811
社会資本整備総合交付金	△ 19, 382	母子家庭等対策総合支援事業費	$\triangle$ 1, 233
児童虐待防止対策支援事業費	$\triangle$ 5, 147	一時預かり事業費	1,822
子どものための教育・保育給付交付金	$\triangle$ 27, 109	保育体制強化事業費	△ 4, 290
子ども・子育て支援施設整備交付金	△ 1, 122	子育て世帯訪問支援事業費	$\triangle$ 1,536
保育所等ICT化推進等事業費	△ 1, 300	利用者支援事業費	8, 276
出産・子育て応援交付金	△ 4, 200	防災・安全交付金	4, 490
デジタル田園都市国家構想交付金	△ 8,641	地方創生臨時交付金	$\triangle$ 51, 500
国民健康保険基盤安定費	1, 796	障害者(児)自立支援給付費	3, 298
後期高齢者医療保険基盤安定費	$\triangle$ 13, 872	教育・保育給付費	△ 44, 384
母子生活支援施設措置費	$\triangle$ 1, 027	児童手当	△ 11,686
空き家活用支援事業費	△ 6,000	重度障害者医療費助成事業費	$\triangle$ 1,550
乳幼児等医療費助成事業費	$\triangle$ 3, 750	地域介護拠点整備費	△ 56, 641
ひょうご保育料軽減事業費	$\triangle$ 1,074	保育体制強化事業費	$\triangle$ 2, 145
放課後児童クラブ整備事業費	$\triangle$ 1, 122	利用者支援事業費	2,068
出産・子育て応援交付金	△ 1, 167	帯状疱疹予防接種助成事業費	△ 4, 322
多面的機能支払交付金	$\triangle$ 5, 522	地籍調査事業費	△ 3,667
新規就農総合支援事業費	$\triangle$ 2, 626	鳥獣被害防止総合対策事業費	$\triangle$ 5, 180
農業水路等長寿命化・防災減災事業費	$\triangle$ 2, 626 $\triangle$ 5, 478	みどりの食料システム戦略推進交付金	$\triangle$ 3, 133 $\triangle$ 2, 218
就農準備資金	$\triangle$ 1, 500	地域計画策定推進緊急対策事業費	$\triangle$ 2, 210 $\triangle$ 1, 261
治山事業費	$\triangle$ 1, 500 $\triangle$ 1, 541	農山漁村地域整備交付金	$\triangle$ 1, 201 $\triangle$ 5, 604
農地農業用施設災害復旧費	$\triangle$ 5, 440	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費	$\triangle$ 2, 634
兵庫県知事選挙事務委託金	$\triangle$ 5, 025	衆議院議員選挙事務委託金	$\triangle$ 10, 997
公共用地取得事務委託金	$\triangle$ 3, 314	海岸環境整備事業委託金	△ 4, 283
財政調整基金利子	3, 650	市債管理基金利子	1, 500
地域振興基金利子	1, 820	公共施設整備基金利子	3, 000
土地壳払収入	114, 561	立木売払収入	1, 080
不用物品壳払収入	1, 949		1, 000
T 7 13 1/0 144 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1, 949		

意	¢	名	称	補正前の額	補正額	計
19	寄	附	金	1, 797, 495	△ 14,800	1, 782, 695
20	繰	入	金	2, 528, 475	△ 718, 652	1, 809, 823
21	繰	越	金	967, 358	156, 439	1, 123, 797
22	諸	収	入	2, 880, 283	△ 88, 407	2, 791, 876
23	市		債	2, 713, 500	△ 261, 200	2, 452, 300
	歳	入 合 計		53, 113, 834	△ 1, 192, 046	51, 921, 788

	主な	内 容	
企業版ふるさと応援寄附金	△ 15,000	社会教育事業費寄附金	200
太陽光発電事業特別会計	△ 698	財政調整基金	△ 702, 992
福祉基金	△ 4,000	コウノトリ基金	$\triangle$ 1, 178
地域振興基金	△ 7, 793	公共施設整備基金	△ 2,000
前年度繰越金	156, 439		
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業受託収入	△ 1,080	保育所弁償金	1, 487
各種検診弁償金	$\triangle$ 2, 439	光熱水費等使用者負担金	△ 6,699
認定こども園給食費負担金	△ 2,729	事業負担金	△ 10, 107
協議会等負担金	$\triangle$ 16, 536	補助金・交付金	△ 40,698
事業助成金	3,000	市民会館等入場料	△ 8, 183
移転補償金	$\triangle$ 5, 194		
鉄道交通対策事業債	△ 1,700	庁舎整備事業債	△ 8,800
コミュニティセンター整備事業債	$\triangle$ 7, 900	社会福祉施設整備事業債	$\triangle$ 2, 300
保健施設整備事業債	$\triangle$ 40,000	水道施設整備事業債	$\triangle$ 40, 500
土地改良事業債	$\triangle$ 14,600	たん水防除施設整備事業債	$\triangle$ 6, 200
観光施設整備事業債	△ 1,200	工場公園管理事業債	$\triangle$ 1, 400
急傾斜地崩壊対策事業債	△ 14,800	内水処理施設整備事業債	$\triangle$ 3, 500
土木管理事業債	$\triangle$ 9, 200	道路整備事業債	$\triangle$ 37, 600
橋りょう整備事業債	△ 13, 300	消雪装置整備事業債	△ 18,000
河川改良事業債	△ 18,000	消防防災施設整備事業債	$\triangle$ 15, 100
消防防災設備整備事業債	$\triangle$ 3, 500	社会教育施設整備事業債	$\triangle$ 2, 400
保健体育施設整備事業債	△ 1, 100	補助災害復旧事業債	△ 100

# 歳出補正予算総括表

蒜	¢	名	称	補正前の額	補 正 額	計
1	議	会	費	255, 189	△ 2, 186	253, 003
2	総	務	費	9, 125, 717	△ 41, 064	9, 084, 653
3	民	生	費	16, 304, 470		15, 780, 638
4	衛	生	費	5, 119, 341	△ 177, 701	4, 941, 640

	主な	内 容	
	△ 2, 186		
人件費	24, 647	一般管理費	△ 2,700
職員研修事業費	△ 1,681	庁舎管理費	$\triangle$ 3, 651
自動車管理費	△ 1,000	基金管理費	105, 819
財産管理	△ 10, 360	鉄道交通対策事業費	△ 3,885
バス交通対策事業費	△ 14, 549	ごみの減量・資源化対策事業費	$\triangle$ 4, 791
木質バイオマス導入補助事業費	△ 4,000	行政情報化推進事業費	△ 13, 009
DX推進事業費	$\triangle$ 1,741	庁舎管理費 (竹野)	△ 9, 130
竹野振興局プロジェクト事業費	△ 3, 464	庁舎管理費 (出石)	△ 1,600
庁舎管理費 (但東)	△ 2,000	但馬空港利用促進事業費	△ 5, 185
防犯対策事業費	△ 1,320	地域コミュニティ推進事業費	△ 3, 100
コミュニティセンター管理費	$\triangle$ 8,625	企業誘致推進事業費	$\triangle$ 6,065
内発型産業育成事業費	△ 4, 441	定住推進事業費	△ 12,600
観光まちづくり推進事業費	$\triangle$ 6,534	新規就農総合支援事業費	$\triangle$ 7, 372
豊岡農業スクール開校事業費	$\triangle$ 1,500	地域おこし協力隊推進事業費	△ 14, 798
企業版ふるさと納税獲得推進事業費	$\triangle$ 1, 297	衆議院議員選挙費	△ 9,392
兵庫県知事選挙費	△ 3, 159		
人件費	△ 30, 367	特別障害者手当等運営対策事業費	△ 2,504
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰出金	4, 108	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金	△ 8,541
低所得世帯生活支援給付金支給事業費	$\triangle$ 17,500	定額減税補足給付金支給事業費	△ 34,000
重度障害者医療費助成事業費	△ 3, 100	乳幼児等医療費助成事業費	$\triangle$ 7,500
日高東部健康福祉センター管理費	△ 2,229	障害者(児)自立支援給付事業費	13, 503
障害者基幹相談支援事業費	△ 4, 232	介護保険事業特別会計繰出金	△ 53, 119
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 21, 205	生きがい活動支援通所事業費	△ 1,420
外出支援サービス助成事業費	△ 12, 131	老人福祉事業費	△ 1,491
老人保護措置事業費	$\triangle$ 11, 465	民間老人福祉施設助成事業費	△ 56, 641
児童扶養手当給付事業費	△ 5,883	児童手当給付事業費	△ 100, 185
子育て世帯訪問支援事業費	$\triangle$ 2, 729	放課後児童クラブ整備事業費	△ 6, 208
児童保育運営事業費	△ 138, 359	子ども子育て支援交付金等事業費	△ 11, 127
保育所等管理費	△ 1, 290	母子・父子福祉事業費	△ 1,644
母子生活支援施設措置事業費	△ 4, 120		
人件費	△ 1,980	保健センター運営費	△ 6,065
総合健康ゾーン健康増進施設管理費	$\triangle$ 6, 699	健康診査事業費	△ 14, 049
母子保健事業費	$\triangle$ 13, 560	歩いて暮らすまちづくり推進事業費	$\triangle$ 1, 475
予防接種事業費	△ 61,864	公立豊岡病院組合負担金	△ 24, 505
診療所事業特別会計繰出金	△ 1, 192	水道事業会計負担金	△ 43, 392
塵芥処理事業費	4, 443	最終処分場管理費	△ 1,495
旧清掃施設管理費	△ 2,634	し尿処理費	△ 2, 101

蒙	Ź	2	名		称		補正前の額	補 正 額	計
6	農	林	水	産	業	費	1, 708, 577	△ 97, 68	1, 610, 889
7	商		I	-		費	2, 671, 275	△ 22, 12	2, 649, 154
8	土		木			費	5, 622, 511	△ 190, 78	5, 431, 722
9	消		财	j		費	1, 762, 777	△ 33, 48	1, 729, 289
10	教		有			費	4, 733, 217	△ 103, 17	4, 630, 040
	方	轰 出	合	計			53, 113, 834	△ 1, 192, 04	51, 921, 788

	主な	内 容	
L //L <del>- th</del>			A 0 100
人件費	△ 719	有害鳥獣駆除対策事業費	△ 3, 489
鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 22, 046	多面的機能支払事業費	$\triangle$ 7, 362
有機農業産地づくり推進事業費	△ 3, 418	農業用施設管理費	$\triangle$ 5, 398
基盤整備促進事業費	$\triangle$ 16, 588	地籍調查事業費	$\triangle$ 5, 093
ポンプ場管理費	$\triangle$ 7, 092	森林管理100%作戦推進事業費	$\triangle$ 5, 081
松くい虫防除事業費	$\triangle$ 1, 259	林道管理費	$\triangle$ 10, 988
森林環境整備事業費	△ 5, 419		
企業誘致推進事業費	$\triangle$ 1, 292	産業用地整備事業費	△ 13, 686
工場公園等管理費	$\triangle$ 2,839	泉源管理費	△ 1, 186
道の駅「神鍋高原」整備事業費	△ 1,150		
人件費	$\triangle$ 2, 713	急傾斜地崩壊対策事業費	$\triangle$ 18, 972
内水処理事業費	△ 3, 500	排水機樋門管理費	△ 14,839
道路橋りょう総務費	△ 1,000	道路維持事業費	△ 33, 232
上山二見線道路改良事業費	△ 1,921	高龍寺本線道路改良事業費	$\triangle$ 1,552
雪害対策事業費	△ 17, 643	橋りょう長寿命化事業費	$\triangle$ 19, 271
上野橋整備事業費	△ 3,000	交通安全施設整備事業費	△ 1,999
河川改良事業費	△ 5,010	普通河川整備事業費	$\triangle$ 12, 517
海岸環境整備事業費	△ 4, 283	下水道事業会計負担金	$\triangle$ 17, 573
住宅管理費	$\triangle$ 22, 695	住宅耐震改修促進事業費	△ 8, 360
人件費	△ 872	非常備消防事業費	△ 15, 276
豊岡消防署消防設備・施設整備事業費	$\triangle$ 3, 744	防火水槽整備事業費	$\triangle$ 2, 929
出石分署消防設備・施設整備事業費	$\triangle$ 1, 229	災害対策事業費	$\triangle$ 7, 135
人件費	△ 30, 077	スクールバス運行管理費	△ 1,500
認定こども園運営事業	$\triangle$ 5, 733	学校施設管理費 (小学校)	$\triangle$ 16, 354
通学補助事業費(小学校)	△ 2,500	要保・準要保護児童関係事業費(小学校)	△ 6,220
学校施設管理費 (中学校)	△ 8, 342	通学補助事業費(中学校)	△ 4,500
要保・準要保護生徒関係事業費(中学校)	△ 4, 450	埋蔵文化財発掘調査事業費	$\triangle$ 2, 242
伝統的建造物群保存地区保存事業費	△ 1,464	永楽館管理費	$\triangle$ 2, 552
美術館事業費		出石グラウンド管理費	△ 1, 200
賄用需用費	△ 5, 136		

# 歳出節別補正予算

番号			節別			補正前の額	補 正 額	計
1	報				酬	1, 612, 624	△ 39, 533	1, 573, 091
2	給				料	3, 116, 502	△ 5,937	3, 110, 565
3	職	員	手	当	等	2, 429, 793	△ 27,731	2, 402, 062
4	共		済		費	1, 320, 474	△ 38, 133	1, 282, 341
5	災	害	補	償	費	1, 766	33	1, 799
7	報		償		費	200, 952	△ 7,502	193, 450
8	旅				費	68, 293	△ 7, 129	61, 164
10	需		用		費	1, 836, 737	△ 62,807	1, 773, 930
11	役		務		費	478, 539	△ 18,841	459, 698
12	委		託		料	7, 382, 743	△ 168, 833	7, 213, 910
13	使	用料	及び	賃 信	<b>普</b> 料	383, 529	△ 10, 583	372, 946
14	工	事	請	負	費	3, 201, 501	△ 182, 285	3, 019, 216
17	備	品	購	入	費	282, 371	△ 19,907	262, 464
18	負 :	担金、	補助及	び交	付 金	11, 276, 911	△ 338, 781	10, 938, 130
19	扶		助		費	8, 144, 486	△ 288 <b>,</b> 931	7, 855, 555
21	補	償、補	博填 及	び賠	償 金	6, 540	△ 544	5, 996
22	償 :	還金、	利子及	び割	引料	5, 861, 869	△ 472	5, 861, 397
24	積		<u>77.</u>		金	1, 942, 908	105, 819	2, 048, 727
27	繰		出		金	2, 887, 787	△ 79, 949	2, 807, 838
	_	歳出	合 計	•		53, 113, 834	△ 1, 192, 046	51, 921, 788

# 歳出性質別補正予算

番号		性	質	別		補正前の額	補正額	計
1	人		件		費	8, 931, 285	△ 43,004	8, 888, 281
2	物		件		費	9, 549, 280	△ 268, 572	9, 280, 708
3	維	持	補	修	費	172, 400	△ 880	171, 520
4	扶		助		費	8, 144, 486	△ 288,931	7, 855, 555
5	補	助		費	等	10, 477, 234	△ 236, 392	10, 240, 842
6	普	通建	設	事 業	費	4, 700, 379	△ 380, 137	4, 320, 242
(1)	補	助	事	業	費	2, 088, 928	△ 78,058	2, 010, 870
(2)	単	独	事	業	費	2, 611, 451	△ 302,079	2, 309, 372
10	積		立		金	1, 942, 908	105, 819	2, 048, 727
13	繰		出		金	2, 887, 787	△ 79, 949	2, 807, 838
	方	歳 出 台	合 言	<b>†</b>		53, 113, 834	△ 1, 192, 046	51, 921, 788

# 一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業> (単位 千円)

		事業名	予算額	特	定財	源	一般財源
			1 35 100	国県支出金	地方債	その他	/32/11//1
総務	費	一 般 管 理 費	△ 1,000				△ 1,000
		財 産 管 理 費	△ 1,818			△ 2,000	182
		鉄 道 交 通 対 策 事 業 費	△ 3, 385		△ 1,700		△ 1,685
		庁舎管理費 (竹野庁舎)	△ 9, 130		△ 8,800		△ 330
		コミュニティセンター管理費	△ 8,085		△ 7,900		△ 185
		小計	△ 23, 418	0	△ 18, 400	△ 2,000	△ 3,018
民 生	費	日高東部健康福祉センター管理費	△ 2, 229		△ 2,000		△ 229
		但東健康増進センター管理費	△ 251		△ 300		49
		民間老人福祉施設助成事業費	△ 56, 641	△ 56, 641			0
		放課後児童クラブ整備事業費	△ 6, 208	△ 2,244			△ 3,964
		小計	△ 65, 329	△ 58,885	△ 2,300	0	△ 4, 144
衛生	費	浄 化 槽 設 置 事 業 費	△ 864	△ 288			△ 576
		公立豊岡病院組合負担金	△ 40,000		△ 40,000		0
		小計	△ 40,864	△ 288	△ 40,000	0	△ 576
農林	水	有害鳥獣駆除対策事業費	△ 339				△ 339
産 業	費	鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 22, 046			△ 16, 536	△ 5,510
		農業用施設管理費	△ 2,936	△ 3,892			956
		基盤整備促進事業費	△ 16, 588	△ 337	△ 14,600	△ 29	△ 1,622
		ポンプ場管理費	△ 7,092		△ 6,200		△ 892
		市 行 造 林 事 業 費				1, 080	△ 1,080
		森林管理100%作戦推進事業費	△ 5,081			42	△ 5, 123
		治 山 事 業 費	△ 962	△ 1,541		△ 15	594
		小計	△ 55, 044	△ 5,770	△ 20,800	△ 15, 458	△ 13,016
商工	費	産業用地整備事業費	△ 13,686				△ 13,686
		工 場 公 園 等 管 理 費	△ 2, 325		△ 1,400		△ 925
		豊 岡 商 工 施 設 管 理 費	△ 678				△ 678
		道の駅「神鍋高原」整備事業費	△ 1,150		△ 1,200		50
		小計	△ 17,839	0	△ 2,600	0	△ 15, 239
土木	費	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 18, 500		△ 14,800	△ 1, 201	△ 2,499
		内 水 処 理 事 業 費	△ 3,500		△ 3,500		0
		排水機樋門管理費	△ 9, 129		△ 9, 200		71
		道路維持事業費	△ 33, 232		△ 34, 100		868
		上山二見線道路改良事業費	△ 1,921		△ 2,000		79
		高龍寺本線道路改良事業費	△ 1,552		△ 1,500		△ 52
		雪害対策事業費	△ 17, 643		△ 18,000		357
						·	

<普通建設事業> (単位 千円)

	事業名	予算額	特	定財	源	一般財源	
	争 耒 名	了异領	国県支出金	地 方 債	その他	/JX # 1 1//N	
土木費	橋りょう長寿命化事業費	△ 13, 724	1, 315	△ 16, 300		1, 261	
	上 野 橋 整 備 事 業 費	△ 3,000	4, 490	3,000		△ 10, 490	
	交通安全施設整備事業費	△ 1,999				△ 1,999	
	河 川 改 良 事 業 費	△ 5,010		△ 5, 100		90	
	普通河川整備事業費	△ 12, 517		△ 12,900		383	
	住 宅 管 理 費	△ 22, 447	△ 14,501		△ 7,946	0	
	住宅耐震改修促進事業費	△ 8, 315	△ 3,325			△ 4,990	
	小計	△ 152, 489	△ 12,021	△ 114, 400	△ 9, 147	△ 16,921	
消防費	消防装備管理費	△ 950		△ 1,000		50	
	非常備消防事業費	△ 12, 442		△ 12, 400		$\triangle$ 42	
	豊岡消防署消防設備・施設整備事業費	△ 3,744		△ 3,800		56	
	防火水槽整備事業費	△ 2,929				△ 2,929	
	消 火 栓 管 理 費			1, 200		△ 1,200	
	出石分署消防設備・施設整備事業費	△ 1,229		900		△ 2, 129	
	防災行政無線管理費			△ 3,500		3, 500	
	小計	△ 21, 294	0	△ 18,600	0	△ 2,694	
教育費	永 楽 館 管 理 費	△ 2, 552		△ 2,300		△ 252	
	歴 史 博 物 館 管 理 費	△ 108		△ 100		△ 8	
	出石グラウンド管理費	△ 1,200		△ 1,100		△ 100	
	小計	△ 3,860	0	△ 3,500	0	△ 360	
	合 計	△ 380, 137	△ 76, 964	△ 220,600	△ 26,605	△ 55,968	

<災害復旧事業> (単位:千円)

事業名	予算額	特	定	財	源	一般財源
ず 未 石	7 并 帜	国県支出金	地 ナ	ラ 債	その他	川又只切东
災 害 農地農業用施設災害復旧事業費		△ 5,440	Δ	△ 100	△ 29	5, 569
合 計	0	△ 5,440	Δ	100	△ 29	5, 569

# 一般会計地方債の内訳

事業名	中华中岛	
- 八 石	事業内容	予算計上額
土 地 改 良 事 業	トンネル照明設備更新事業	△ 800
	農道橋耐震化事業	△ 13, 300
	農道橋長寿命化事業	△ 1,200
	田鶴野地区排水路整備事業	800
	伊豆地区農地整備事業	△ 100
ん水防除施設整備事業	一日市排水機場改修事業	△ 6,000
9. 傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	△ 22,500
直 路 整 備 事 業	道路維持事業	△ 1,000
ありょう整備事業	上野橋整備事業	3, 000
	橋りょう長寿命化事業	2, 500
: 地 改 良 事 業	農道橋耐震化事業	△ 8,000
	田鶴野地区排水路整備事業	△ 7,900
	伊豆地区農地整備事業	△ 3,000
小 計		△ 57,500
土 地 改 良 事 業	農道橋耐震化事業	8,000
	田鶴野地区排水路整備事業	7, 900
	伊豆地区農地整備事業	3,000
息傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金	7, 700
小計		26, 600
及 林 水 産 業 施 設 前 助 災 害 復 旧 事 業	農地農業用施設	△ 100
小計		△ 100
	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金	△ 1,700
小計		△ 1,700
	ん水防除施調要業       砂     整     糖       り     改     事       財     事     事       財     財     事       財     財     事       財     財     財       財	農道橋耐震化事業         農道橋長寿命化事業         田鶴野地区排水路整備事業         伊豆地区農地整備事業         伊豆地区農地整備事業         伊豆地区農地整備事業         個斜地崩壊対策事業       急傾斜地崩壊対策事業費負担金         路整備事業       上野橋整備事業         協りよう長寿命化事業         地改良事業       農道橋耐震化事業         田鶴野地区排水路整備事業         伊豆地区農地整備事業         伊豆地区建立

起債の種類	事 業 名	事業内容	予算計上額
緊急防災・減災 事 業 債	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車整備事業	△ 10,500
(充当率100%)		高規格救急自動車整備事業	△ 3,800
		消火栓整備事業	1, 200
		消防団施設整備事業	△ 1,900
		災害対応ドローン整備事業	△ 1,000
		出石分署消防設備・施設整備事業	900
	消防防災設備整備事業	消防指令システム改修事業	△ 3,500
	小計		△ 18,600
公共施設等適正管理推進事業債	社会福祉施設整備事業	日高東部健康福祉センター改修事業	△ 2,000
(充当率90%)	工場公園管理事業費	汚水ポンプ施設改修事業	△ 1,400
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 1,200
	社会教育施設整備事業	永楽館改修事業	△ 2,300
		歴史博物館改修事業	△ 100
	保健体育施設整備事業	出石グラウンド改修事業	△ 1,100
	小計		△ 8, 100
緊急自然災害防止 対策債	たん水防除施設整備事業	上庄境排水機場改修事業	△ 200
(充当率100%)	内水処理施設整備事業	排水ポンプ施設整備事業	△ 3,500
	土木管理事業	鶴岡第3樋管改修事業	△ 9, 200
	河 川 改 良 事 業	普通河川整備事業	△ 12,900
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 15, 200
	小計		△ 41,000
緊急浚渫事業債(充当率100%)	河川改良事業	河川浚渫事業	△ 5, 100
	小計		△ 5,100
脱 炭 素 化 推 進 事 業 債 (充当率90%)	庁 舎 整 備 事 業	竹野庁舎改修事業	△ 3, 100
	小計		△ 3, 100
			L

		ī	1
起債の種類	事 業 名	事業内容	予算計上額
辺地対策事業債 (充当率100%)	観光施設整備事業	道の駅「神鍋高原」整備事業	△ 1,200
	道路整備事業	道路維持事業	△ 11,000
		側溝整備事業	1, 300
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 5,300
	小計		△ 16, 200
過 疎 対 策 事 業 債 ( 充 当 率 100%)	庁 舎 整 備 事 業	竹野庁舎改修事業	△ 5,700
	コミュニティセンター整備事業	高橋地区コミュニティセンター改修事業	△ 3,700
		中竹野地区コミュニティセンター再整備事 業	△ 4, 200
	社会福祉施設整備事業	但東健康増進センター改修事業	△ 300
	保健施設整備事業	但馬救命救急センター負担金	△ 40,000
	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	△ 4,000
		道路防災事業	800
		道路維持事業	△ 8,600
		側溝整備事業	△ 10,400
		上山二見線道路改良事業	△ 2,000
		高龍寺本線道路改良事業	△ 1,500
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業	△ 13,500
	消雪装置整備事業	消雪装置整備事業	△ 2,800
	小計		△ 95, 900
一般会計出資債 (充当率100%)	水道施設整備事業	水道事業会計負担金(城崎・港給水区 配水施設整備等)	△ 40,500
	小計		△ 40,500
	合 計		△ 261, 200

#### 第19号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

令和6年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算 (第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,450千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,898,118千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税		1, 512, 517	△40, 226	1, 472, 291
	1.国民健康保険税	1, 512, 517	△40, 226	1, 472, 291
2. 使用料及び手数料		800	△54	746
	1. 手 数 料	800	△54	746
3. 国 庫 支 出 金		8, 366	3, 333	11, 699
	2. 国 庫 補 助 金	8, 366	3, 333	11, 699
4. 県 支 出 金		6, 626, 975	△48, 015	6, 578, 960
	1. 県 補 助 金	6, 626, 975	△48, 015	6, 578, 960
5. 財 産 収 入		300	195	495
	1.財産運用収入	300	195	495
6. 繰 入 金		718, 168	18, 862	737, 030
	1.他 会 計 繰 入 金	668, 168	4, 108	672, 276
	2.基 金 繰 入 金	50,000	14, 754	64, 754
8. 諸 収 入		6, 522	△545	5, 977
	1. 延滞金、加算金及び過料	3, 504	△545	2, 959
歳  入	合 計	8, 964, 568	△66, 450	8, 898, 118

歳 出 (単位 千円)

		草刀	<b></b>				J	項			補正前の額	補正額	計
1.	総		務		費						184, 733	△28, 141	156, 592
						1. 総	務	管	理	費	175, 287	△28, 141	147, 146
8.	保	健	事	業	費						133, 152	△17, 480	115, 672
						1. 保	健	事	業	費	27, 116	△174	26, 942
						2. 特定	2健康	診査	等事	業費	106, 036	△17, 306	88, 730
9.	基	金	積	立	金						27, 754	△27, 259	495
						1. 基	金	積	<u>77.</u>	金	27, 754	△27, 259	495
11.	諸	支		出	金						65, 480	6, 430	71, 910
						3. 繰		出		金	15, 208	6, 430	21, 638
		歳		Н	1	合		計			8, 964, 568	△66, 450	8, 898, 118

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

	款				補正前の額	補 正 額	計	
1. 🗉	国 民 健	康(	保 険	税	1, 512, 517	△40, 226	1, 472, 291	
2. 傾	吏 用 料	及び	手 数	料	800	△54	746	
3. ፱	国 庫	支	出	金	8, 366	3, 333	11,699	
4. 県	県 支	ļ	出	金	6, 626, 975	△48, 015	6, 578, 960	
5. 貝	才 産	Ţ	仅	入	300	195	495	
6. 絼	喿	入		金	718, 168	18, 862	737, 030	
8. 請	者	収		入	6, 522	△545	5, 977	
	歳 入	合	計		8, 964, 568	△66 <b>,</b> 450	8, 898, 118	

#### (歳 出)

		支	<b></b>			補 正 前 の 額	補正額	計
1.	総		務		費	184, 733	△28, 141	156, 592
3.	国民	健康保	険事:	業費納	付金	2, 399, 669	0	2, 399, 669
8.	保	健	事	業	費	133, 152	△17, 480	115, 672
9.	基	金	積	<u> </u>	金	27, 754	△27, 259	495
11.	諸	支		出	金	65, 480	6, 430	71, 910
	歳	出	合	計		8, 964, 568	△66, 450	8, 898, 118

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/4X	V1	/JN
△27, 082							△1, 059					
△23, 734							4, 742					18, 992
△3, 629							△174					△13, 677
							195					△27, 454
6, 430												
△48, 015			0				3, 704					△22, 139

#### 2. 歳 入

### (款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1, 512, 127	△40, 250	1, 471, 877
2. 退職被保険者等国民健康保険税	390	24	414
計	1, 512, 517	△40, 226	1, 472, 291

### (款) 2. 使用料及び手数料

#### (項) 1. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 督 促 手 数 料	800	△54	746
計	800	△54	746

### (款) 3. 国庫支出金

### (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	8, 366	3, 333	11, 699
計	8, 366	3, 333	11, 699

### (単位 千円)

節			説	明
区	分	金 額		74
1. 医療給付費分 税	現年課 分	△18, 47	1 医療給付費	△18, 471
2. 後期高齢者支 現 年 課	接金分 税 分	△15, 21	2 後期高齢者支援金	△15, 212
3. 介護納付金分 税	現年課 分	△8, 17	7 介護納付金	△8, 177
4. 医療給付費分 越	)滞納繰 分	10	9 医療給付費	109
5. 後期高齢者支 滞 納 繰	接金分 越 分	1, 61	4 後期高齢者支援金	1, 614
6. 介護納付金分 越	清納繰 分	△11	3 介護納付金	△113
4. 医療給付費分 越	)滞納繰 分	4	3 医療給付費	43
5. 後期高齢者支滞 納 繰	接金分 越 分	Δ	8 後期高齢者支援金	△8
6. 介護納付金分 越	滞納繰分	Δ1	1 介護納付金	△11

### (単位 千円)

		節			説	明	
	区	分	金	額		<i>)</i> ,	
1.	1. 保険税督促手数料		△54	督促手数料		△54	

	節			説	明	
区	分	金	額	~-	,,	
	・税番号制 ム整備費補 金		3, 333	社会保障・税番号制度システム整備費補助金		3, 333

### (款) 4. 県支出金

### (項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6, 626, 975	△48, 015	6, 578, 960
計	6, 626, 975	△48, 015	6, 578, 960

#### (款) 5. 財産収入

#### (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利 子 及 び 配 当 金	300	195	495
計	300	195	495

### (款) 6. 繰入金

### (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	668, 168	4, 108	672, 276
計	668, 168	4, 108	672, 276

#### (款) 6. 繰入金

### (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 基 金 繰 入 金	50,000	14, 754	64, 754
計	50, 000	14, 754	64, 754

節		説	明
区 分	金額		
2. 特 別 交 付 金	△48, 015	保険者努力支援分 特別調整交付金 都道府県繰入金(2号分)	$\triangle 3,629$ $\triangle 20,652$ $\triangle 23,734$

# (単位 千円)

		節			説	明	
	区	分	金	額			
1.	利子及	び配当金		195	国民健康保険財政調整基金利子		195

# (単位 千円)

節		説	明
区 分	金額	μū	91
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	952	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	952
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	4, 329	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	4, 329
3. 未就学児均等割保険料 繰入 金	△202	未就学児均等割保険料繰入金	△202
4. 職員給与費等繰入金	△634	職員給与費等繰入金	△634
8. 産前産後保険税繰入金	△337	産前産後保険税繰入金	△337

	節			説	明	
区	分	金	額		,,	
1. 基 金 絲	巣 入 金		14, 754	国民健康保険財政調整基金繰入金		14, 754

# (項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者延滞金	3, 500	△545	2, 955
計	3, 504	△545	2, 959

	節	i			説	明	
×	分		金	額		,,	
1. 延	滞	金		△545	保険税滞納延滞金		△545

## 3. 歳 出

#### (款) 1. 総務費

#### (項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750.461
1. 一般管理費	175, 287	△28, 141	147, 146	△27, 082		△1,059	
計	175, 287	$\triangle 28, 141$	147, 146	△27, 082		$\triangle 1,059$	

# (款) 3. 国民健康保険事業費納付金

# (項) 1. 医療給付費分

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	10014 1011
1. 一般被保険者医療 給 付 費 分				0	1, 643, 781	△23, 734						653	23, 081
計	1, 643, 781			0	1, 643, 781	△23, 734						653	23, 081

# (款) 3. 国民健康保険事業費納付金

# (項) 2. 後期高齢者支援金等分

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	/1X/\1 \ <i>\</i> /\1
1. 一般被保険者後期 高齢者支援金等分	554, 838			0	554, 838						4,	057	△4, 057
計	554, 838			0	554, 838						4,	057	△4, 057

# (款) 3. 国民健康保険事業費納付金

# (項) 3. 介護納付金分

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750 4 51
1. 介護納付金分	201, 050			0	201, 050							32	△32
計	201, 050			0	201, 050							32	△32

	節			
区	分	金額	説	明
2. 給	料	△69	人件費 一般職給	△69 △60
12. 委	託 料	△28, 072		$\triangle 69$ $\triangle 69$ $\triangle 28,072$ $\triangle 28,072$

(単位 千円)

節		(
区 分	金額	説
		財源更正

(単位 千円)

	節			
区	分	金	額	説
				財源更正

	節 						
区	分	金	額	説	明		
				財源更正			

#### (款) 8. 保健事業費

#### (項) 1. 保健事業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	10014 1011
1. 保健衛生普及費	27, 116	△174	26, 942			△174	
計	27, 116	△174	26, 942			△174	

# (款) 8. 保健事業費

# (項) 2. 特定健康診査等事業費

				補	正額の	財 源 内	訳
<b>I</b>	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	7,00,14 10,11
1. 特定健康診査等事 業 費	106, 036	△17, 306	88, 730	△3, 629			△13, 677
未 質							
計	106, 036	△17, 306	88, 730	△3, 629			△13, 677

# (款) 9. 基金積立金

# (項) 1. 基金積立金

				補	正額の	財 源	内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源		一般財源
				国県支出金	地方債	その	他	12/17/01/
1. 財政調整基金積立金	27, 754	△27, 259	495				195	△27, 454
計	27, 754	△27, 259	495				195	△27, 454

	節					
区	分	金	額	説明	明	
4. 共	済費		△174	人件費 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料		△174 △66 △108

(単位 千円)

貫			
区分	金額	説	明
1. 報	酬 △557		△1, 330
3. 職 員 手 当	等 △444		△557 △557
4. 共 済	費 △329	· · · · · ·	
12. 委 託	料 △15,976	共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 特定健康診查事業費 【健康増進課】 業務委託料 特定健康診查業務 特定保健指導事業費 【健康増進課】 事業委託料 特定保健指導事業	$\triangle 132$ $\triangle 197$ $\triangle 7, 476$ $\triangle 7, 476$ $\triangle 8, 500$ $\triangle 8, 500$

	節			明	
区	分	金額	説		
24. 積 立	金	△27, 259	基金積立金 【国保・年金課】 国民健康保険財政調整基金積立金 国民健康保険財政調整基金積立金(利子)	$\triangle$ 27, 259 $\triangle$ 27, 454 195	

(項) 3. 繰出金

						補	正額	の財	源	内	訳
目		補正前の額	補 正 額	計	特	定具	才 没	亰		一般財源	
						国県支出金	地方	債そ	の	他	100,14 041
1. 繰	出	金	15, 208	6, 430	21, 638	6, 430					
	計		15, 208	6, 430	21, 638	6, 430					

	節				
区	分	金	額	説明	
27. 繰	出 金		6, 430	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金 【保・年金課】 国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金	(国 6, 430 6, 430

#### 補正予算給与費明細書

2 一般職 (1) 総 括

(1) 心 1日								
	職員数		給	費		共 済 費	습 함	
区 分	似 只 奴	報酬	給 料	職員手当	計	六 讷 貝	П П	備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	( 12 )	19, 388	65, 821	41, 292	126, 501	25, 126	151, 627	
1111 111. [X	17	13,000	00,021	11, 202	120, 001	20, 120	101, 021	
補正前	( 12 )	19,945	65, 890	41, 736	127, 571	25, 629	153, 200	
1111 1111 1111	17	13, 310	00,000	11, 100	121, 011	20, 023	100, 200	
比較		△ 557	△ 69	△ 444	△ 1,070	△ 503	△ 1,573	
11 報		△ 551	△ 03	△ 444	△ 1,010	△ 505	△ 1,515	
						(	)内は、短	時間勤務職員

単身赴任手当 特殊勤務手当 区 分 扶養手当 住居手当 通勤手当 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) 1,095 2, 181 19 補正後 19 補正前 1,095 2, 181 比 較 管理職員特別 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 管理職手当 勤務手当 区 分 (千円) (千円) (千円) (千円) (千円) 職員手当 補正後 574 3, 450 の内訳 補正前 3, 450 574 比 較 勤勉手当 区 分 期末手当 児童手当 (千円) (千円) (千円) 補正後 18, 599 15, 174 200 補正前 200 18,840 15, 377 比  $\triangle$  241  $\triangle$  203

ア 会計年度任用職員以外の職員

/ <u></u> /	及   工   川   帆 貝   八	/1.0/400只						
H ()	職員数	Act with	給生	事 費	31	共 済 費	合 計	/+t <del> </del> -
区 分	194 32 34	報酬	給料	職員手当	計			備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	( )		65, 821	33, 596	99, 417	20, 819	120, 236	
補正前	( )		65, 890	33, 596	99, 486	20, 819	120, 305	
比 較			△ 69		△ 69		△ 69	

)内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	1, 095		1, 519		19
	補正前	1, 095		1, 519		19
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後	3, 450			574	
の内訳	補 正 前	3, 450			574	
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	14, 760	11, 979	200		
	補 正 前	14, 760	11, 979	200		
	比 較					

イ 会計年度任用職員

区分     職員数     給 与 費     共済費     合 計       (人)     (千円)     (千円)     (千円)     (千円)     (千円)	備考
補正後 (12) 19,388 7,696 27,084 4,307 31,391	
補正前 (12) 19,945 8,140 28,085 4,810 32,895	
比較     △ 557     △ 444     △ 1,001     △ 503     △ 1,504	

( )内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			662		
	補正前			662		
	比 較					
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後					
の内訳	補正前					
	比 較					
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3, 839	3, 195			
	補正前	4, 080	3, 398			
	比 較	△ 241	△ 203			

(2) 給料及び	『職員手当の増減					
区 分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説	明	備考
		給与改定に 伴う増減分				
給料	△ 69	昇給に伴う 増 加 分				
		その他の 増 減 分	△ 69	職員の変動によるもの	の △ 69 千	-H
		制度改正に 伴う増減分				
職員手当	△ 444	その他の 増 減 分	△ 444	扶住通單特時休夜管質期勤児 手手手赴務勤外勤務手手当 当当当任務動動職員 手手手赴務務手手当 動動職員 等手手等 等手等 等手等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	

#### 第20号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)

令和6年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算 (第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,581千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,755千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 

歳 入 (単位 千円)

	款		項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診	療	又入		45, 148	△1,500	43, 648
			1. 外 来 収 入	42, 173	△500	41, 673
			2. その他診療収入	2, 975	△1,000	1, 975
4. 県	支占	出 金		0	30	30
			1. 県 補 助 金	0	30	30
5. 繰	入	金		28, 208	△2, 111	26, 097
			1.他 会 計 繰 入 金	28, 208	△2, 111	26, 097
	歳	入	合 計	82, 336	△3, 581	78, 755

歳 出 (単位 千円)

	款			項				補正前の額	補 正 額	計	
1.	総	務	費						45, 264	△1, 581	43, 683
				1. 総	務	管	理	費	45, 264	△1, 581	43, 683
2.	医	業	費						28, 701	△2,000	26, 701
				1. 医		業		費	28, 701	△2,000	26, 701
		歳	出	合		計			82, 336	△3, 581	78, 755

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)補正予算(第4号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

	款					補正前の額	補	正額	計		
1.	診	療	Ц	Z 7		45, 148		△1, 500	43, 648		
4.	県	支	Н	4 4	<u>&gt;</u>	0		30	30		
5.	繰		入	2	Ž	28, 208		△2, 111	26, 097		
	歳	入	合	計		82, 336		△3, 581	78, 755		

#### (歳 出)

	款		補 正 前 の 額	補正額	計
1. 総	務	費	45, 264	△1, 581	43, 683
2. 医	業	費	28, 701	△2,000	26, 701
歳	出合	計	82, 336	△3, 581	78, 755

	補	正	額	の	財	源	内	訳			
特	定		財			源			 般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	の	他		/4/	V1	/JN
30											△1,611
											△2,000
30			0				0				△3, 611

## 2. 歳 入

#### (款) 1. 診療収入

#### (項) 1. 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
5. 一 部 負 担 金 収 入	6, 555	△300	6, 255
6. その他診療報酬収入	1, 517	△200	1, 317
計	42, 173	△500	41,673

# (款) 1. 診療収入

# (項) 2. その他診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. そ の 他 診 療 収 入	2, 975	△1,000	1, 975
計	2, 975	△1,000	1, 975

# (款) 4. 県支出金

# (項) 1. 県補助金

	目			補正前の額	補正額	計
1. 県	補	助	金	0	30	30
	計			0	30	30

# (款) 5. 繰入金

# (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額 補正額		計	
1. 一般会計繰入金	26, 708	△8, 541	18, 167	
2. 事 業 勘 定 繰 入 金	1,500	6, 430	7, 930	
11th E	28, 208	△2, 111	26, 097	

	節						明	
区		分		金	額		, ·	
1. 現	年	度	分		△300	一部負担金収入	△300	
1. 現	年	度	分	△200		その他診療報酬収入	△200	

(単位 千円)

	飣	j			明	
区	分		金額		71	
1. 現	年 度	分	△1,000	予防接種料収入	△1,000	

(単位 千円)

	節						説明	
	区		分		金	額		
1.	県	補	助	金		30	物価高騰対策一時支援金	30

節		説	明
区 分	金額	,	,
1. 一般会計繰入金	△8, 541	一般会計繰入金	△8, 541
1. 事業勘定繰入金 6,430		国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰入金	6, 430

# 3. 歳 出

# (款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750 4 51
1. 一般管理費	45, 264	△1,581	43, 683	30			△1,611
計	45, 264	△1,581	43, 683	30			△1,611

# (款) 2. 医業費

# (項) 1. 医業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750 14 611
2. 医療用衛生材料費	22, 000	△1,000	21, 000				△1,000
3. 医療用機械器具費	3, 371	△1,000	2, 371				△1,000
計	28, 701	△2,000	26, 701				△2,000

	節					
区	分	金	額	説	明	
2. 給	料		△117	人件費 一般職給	△1, 281 △117	
4. 共	済 費		△1, 028	一級職和 会計年度任用職員 共済組合負担金		
18. 負担金、付	、補助及び交 金		△436	兵府組占員担金 負担金 退職手当組合 一般管理費 【健康増進課】 負担金 公立豊岡病院組合医師派遣費	$\triangle$ 1,028 $\triangle$ 136 $\triangle$ 136 $\triangle$ 300 $\triangle$ 300	

			節						
	区	分	रे	金	額	說	明		
10.	需	用	費		△1,000	医療用衛生材料費 医薬材料費	【健康増進課】		△1,000 △1,000
13.	使用料	及び賃	借料		△1,000	医療用機械器具費 機器借上料	【健康増進課】		△1,000 △1,000

# 補正予算給与費明細書

2 一般職 (1) 総 括

(1) /// 1	啦 早 粉		給 与	<b></b> 費		4. 汝 盡	^ <b>∌</b> l.			
区 分	職員数	報 酬	給 料	職員手当	計	共 済 費	合 計	備考		
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
補正後	( 9 )		16, 908	15, 542	32, 450	4, 078	36, 528			
補正前	( 9 )		17, 025	15, 542	32, 567	5, 106	37, 673			
比 較			△ 117		△ 117	△ 1,028	△ 1, 145			
( )内は、短時間勤務職員										

	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			363		8, 434
	補正前			363		8, 434
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後	218				
の内訳	補正前	218				
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3, 547	2, 980			
	補正前	3, 547	2, 980			
	比 較					

# ア 会計年度任用職員以外の職員

/ 云미刊	F 及 L 用 概 貝 以	アウル戦員						
区 分	職員数 (人)	報 酬 (千円)	給 給 料 (千円)	要   費     職員手当   (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正後								
補正前								
比 較								

( )内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後					
の内訳	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後					
	補正前					
	比 較					

イ 会計年度任用職員

	- P1 1	及压加帆员							
区	分	職員数	報酬	給 料	チ 費 職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
F=2	73	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	vm ·· J
補工	正 後	( 9 )		16, 908	15, 542	32, 450	4, 078	36, 528	
補工	正 前	( 9 )		17, 025	15, 542	32, 567	5, 106	37, 673	
比	較			△ 117		△ 117	△ 1,028	△ 1,145	
								\	마는 모모 #1. 76 #5. 모

( ) 内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			363		8, 434
	補正前			363		8, 434
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後	218				
の内訳	補正前	218				
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3, 547	2, 980			
	補正前	3, 547	2, 980			
	比較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(2) 給料及び職員手当の増減額の明神							
区分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説	明	備	考
		給与改定に 伴う増減分					
給 料	△ 117	, 昇給に伴う 増 加 分					
		その他の 増 減 分	△ 117	職員の変動によるもの	△ 117 千円		
		制度改正に 伴う増減分					
職員手当		その他の 増 減 分		扶住通事 等手手 等手手 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千		

#### 第21号議案

令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)

令和6年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,134千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,536,392千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 

歳 入 (単位 千円)

		款		項	補正前の額	補 正 額	計
1.	保	険	料		1, 092, 271	50, 339	1, 142, 610
				1. 後期高齢者医療保険料	1, 092, 271	50, 339	1, 142, 610
4.	繰	入	金		381, 411	△21, 205	360, 206
				1.一般会計繰入金	381, 411	△21, 205	360, 206
		歳	入	合 計	1, 507, 258	29, 134	1, 536, 392

歳 出 (単位 千円)

		款			-	項			補正前の額	補 正 額	計
1.	総	務	費						36, 135	△2, 709	33, 426
				1. 総	務	管	理	費	33, 245	△2, 709	30, 536
2.									1, 468, 080	31, 843	1, 499, 923
	納	付	金	1. 後期 納	高齢	者医療 付	京広域	連合 金	1, 468, 080	31, 843	1, 499, 923
	蒜	Ž	出	合		計			1, 507, 258	29, 134	1, 536, 392

令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第4号) に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

# 1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

		荥	<b></b>		補正前の額	補 正 額	計
1.	保		険	料	1, 092, 271	50, 339	1, 142, 610
4.	繰		入	金	381, 411	△21, 205	360, 206
	歳	入	合	計	1, 507, 258	29, 134	1, 536, 392

# (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補正額	· 計
1. 総 務 費	36, 135	$\triangle 2,709$	33, 426
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 468, 080	31, 843	1, 499, 923
歳 出 合 計	1, 507, 258	29, 134	1, 536, 392

	補	正	額	の	財	源	内	訳			
特	定		財			源			 般	 財	源
国県支出金	地	方	債		そ	Ø	他		/4.	V4	101
							△2, 709				
							∆18, 496				50, 339
0			0			۷	∆21, 205				50, 339

#### 2. 歳 入

# (款) 1. 保険料

## (項) 1. 後期高齢者医療保険料

			ŀ	1				補正前の額	補正額	計
1.	特	別	徴	収	保	険	料	730, 564	△6, 369	724, 195
2.	普	通	徴	収	保	険	料	361, 707	56, 708	418, 415
			計	-				1, 092, 271	50, 339	1, 142, 610

# (款) 4. 繰入金

# (項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 事 務 費 繰 入 金	19, 993	△3, 094	16, 899
2. 保険基盤安定繰入金	344, 849	△18, 496	326, 353
3. その他一般会計繰入金	16, 569	385	16, 954
<del>п</del> ш	381, 411	△21, 205	360, 206

			節				説	明
	区		分		金	額		,,
1.	現	年	度	分	2	△6, 369	現年度分特別徴収保険料	△6, 369
1.	現	年	度	分		55, 708	現年度分普通徴収保険料	55, 708
2.	滞	納	繰 越	分		1,000	滞納繰越分普通徴収保険料	1,000

	節			説	明
区	分	金	額		,
1. 事務費	景繰入金	2	△3, 094	事務費繰入金	△3, 094
1. 保険基盤	安定繰入金		18, 496	保険基盤安定繰入金	△18, 496
1. 職員給与	費等繰入金		385	職員給与費等繰入金	385

#### 3. 歳 出

## (款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	100141011
1. 一般管理費	33, 245	△2, 709	30, 536			△2, 709	
<u></u>	33, 245	△2, 709	30, 536			△2, 709	

# (款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

						補	正	額	の	財	源	内	訳	
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源				般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他		/42/14/011
1. 後期高齢者医療広域 連合納付金			31,	843	1, 499, 923					4	△18,	496		50, 339
±±+	1, 468, 080		31,	843	1, 499, 923						△18,	496		50, 339

	節				
区	分	金額	説	明	
3. 職 員	手 当 等	385			385
12. 委	託 料	△3, 094	時間外勤務手当 一般管理費 【国保・年金課】 業務委託料 後期高齢者医療システム標準化支援業務		385 △3, 094 △3, 094

	節					
X	分	金	額	説	明	
18. 負担金、付	補助及び交 金		31, 843	後期高齢者医療広域連合納付金 納付金 納付金	【国保・年金課】	31, 843 31, 843 31, 843

## 補正予算給与費明細書

2 一般職 (1) 総 括

(1) //10 11	職員数		給 与	<b></b> 費		共 済 費	合 計	
区 分	椒 貝 剱	報 酬	給 料	職員手当	計	共併复	(H)	備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	(1)	2, 352	6, 462	4, 564	13, 378	2, 558	15, 936	
補正前	(1)	2, 352	6, 462	4, 179	12, 993	2, 558	15, 551	
比 較				385	385		385	
						(	)内は、短	時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		168	296		8
	補正前		168	296		8
	比 較					
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後	1,009				
の内訳	補正前	624				
	比 較	385				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1, 675	1, 408			
	補正前	1, 675	1, 408			
	比 較					

ア 会計年度任用職員以外の職員

/ 云訂	+及住用 椒貝以	クトリク椒貝						
区分	職 員 数 (人)	報酬(千円)	給 給 料 (千円)	要   費     職員手当   (千円)	計 (千円)	共済費	合 計 (千円)	備考
補正後	( )	(114)	6, 462		(113)	(113)	11, 970	
補正前	( )		6, 462	3, 152	9, 614	1, 971	11, 585	
比 較				385	385		385	

)内は、短時間勤務職員

	区分	分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	发		168	171		8
	補正自	前		168	171		8
	比 輔	跤					
	区 分	分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後	发	1, 009				
の内訳	補正前	前	624				
	比車	跤	385				
	区多	分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正征	发	1, 185	996			
	補正前	前	1, 185	996			
	比 輔	跤					

イ 会計年度任用職員

-1 An	中反山川嶼貝							
区分	職 員 数 (人)	報 酬 (千円)	<u>給</u> 給料 (千円)	<u>費</u> 職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正後	( 1 )	2, 352		1, 027	3, 379	587	3, 966	
補正前	( 1 )	2, 352		1, 027	3, 379	587	3, 966	
比 較								

( ) 内は、短時間勤務職員

	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			125		
	補正前			125		
	比 較					
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後					
の内訳	補正前					
	比 較					
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	490	412			
	補正前	490	412			
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(乙) 相科及(	(2) 紹科及い職員手当の増減額の明細									
区分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 <u>(千円)</u>	説	明	備考				
		給与改定に 伴う増減分								
給 料		昇給に伴う 増 加 分								
		その他の 増 減 分								
		制度改正に 伴う増減分								
職員手当	385	その他の 増 減 分	385	扶住通单特時休夜管管期勤児 手手手赴務勤外勤務手手 当当当年手手赴務勤勞 動務等手手 等手手 等等等 等等 等等 等等 等等 等等 等等 等等 等等 等等 等	千f 千i 千i 千i 385 千i 千i 千i 千i 千i 千i	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				

#### 第22号議案

令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和6年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ77,492千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,377,662千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		2, 443, 534	△4, 335	2, 439, 199
	1.国 庫 負 担 金	1, 611, 665	△1,754	1, 609, 911
	2. 国 庫 補 助 金	831, 869	△2, 581	829, 288
4. 支払基金交付金		2, 522, 902	△109, 764	2, 413, 138
	1.支払基金交付金	2, 522, 902	△109, 764	2, 413, 138
5. 県 支 出 金		1, 383, 705	△25, 144	1, 358, 561
	1. 県 負 担 金	1, 292, 757	△24, 769	1, 267, 988
	2. 県 補 助 金	90, 948	△375	90, 573
6. 財 産 収 入		800	380	1, 180
	1.財産運用収入	800	380	1, 180
7. 繰 入 金		1, 761, 742	59, 067	1, 820, 809
	1.一般会計繰入金	1, 677, 404	△53, 119	1, 624, 285
	2.基 金 繰 入 金	84, 338	112, 186	196, 524
9. 諸 収 入		16, 489	2, 304	18, 793
	3. 雑 入	16, 476	2, 304	18, 780
歳  入	合 計	10, 455, 154	△77, 492	10, 377, 662

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		366, 903	△28, 396	338, 507
	1. 総 務 管 理 費	315, 688	△25, 132	290, 556
	3. 介護認定審査会費	45, 887	△3, 264	42, 623
2. 保 険 給 付 費		8, 936, 687	△47, 000	8, 889, 687
	1.介護サービス等諸費	8, 190, 808	△47, 000	8, 143, 808
3. 地域支援事業費		645, 966	△2, 476	643, 490
	2.一般介護予防事業費	33, 558	△1,500	32, 058
	3. 包括的支援事業·任意事 業 費	233, 907	△976	232, 931
5. 基 金 積 立 金		211, 028	380	211, 408
	1.基 金 積 立 金	211, 028	380	211, 408
歳出	合 計	10, 455, 154	△77, 492	10, 377, 662

令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算 (第4号) に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

	款						補正前の額	補正額		<b>≅</b> -1
3.	国	庫	支	出金		金	2, 443, 534	$\triangle 4$ ,	335	2, 439, 199
4.	支	払 基	金	交	付	金	2, 522, 902	△109,	764	2, 413, 138
5.	県	支	Ę	出		金	1, 383, 705	△25,	144	1, 358, 561
6.	財	産	Ī.	収		入	800		380	1, 180
7.	繰		入			金	1, 761, 742	59,	067	1, 820, 809
9.	諸		収			入	16, 489	2,	304	18, 793
	歳	入	É	7	計		10, 455, 154	△77,	492	10, 377, 662

#### (歳 出)

		쿻	敦			補 正 前 の 額	補正額	計
1.	総		務		費	366, 903	△28, 396	338, 507
2.	保	険	給	付	費	8, 936, 687	△47, 000	8, 889, 687
3.	地	域 支	援	事 業	費	645, 966	△2, 476	643, 490
5.	基	金	積	並	金	211, 028	380	211, 408
	歳	出	合	計		10, 455, 154	△77, 492	10, 377, 662

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			 般	財	源	
国県支出金	地	方	債		そ	の	他		/1/	7.1	1/21	
△1,000						2	△27, 396					
△27, 324						2	△20, 033					357
△1, 155							△964				4	△357
							380					
△29, 479			0			2	△48 <b>,</b> 013					0

#### 2. 歳 入

## (款) 3. 国庫支出金

#### (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,611,665	△1,754	1, 609, 911
計	1, 611, 665	△1, 754	1, 609, 911

#### (款) 3. 国庫支出金

#### (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 調 整 交 付 金	621, 099	△801	620, 298
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	109, 997	△405	109, 592
3. 地域支援事業交付金(介護予防・ 日常生活支援総合事業以外の地域 支援事業)	79, 319	△375	78, 944
4. 介護保険事業費補助金	2, 746	△1,000	1,746
計	831, 869	△2, 581	829, 288

## (款) 4. 支払基金交付金

## (項) 1. 支払基金交付金

田	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	2, 412, 905	△109, 359	2, 303, 546
2. 地域支援事業支援交付金	109, 997	△405	109, 592
11 <del>1</del>	2, 522, 902	△109, 764	2, 413, 138

#### (款) 5. 県支出金

#### (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1, 292, 757	△24, 769	1, 267, 988
計	1, 292, 757	△24, 769	1, 267, 988

		節			
区	区 分 金額		金額	7.	
1. 現	年 度	5 分	$\triangle 1,754$	介護給付費負担金	△1, 754

# (単位 千円)

	節						説	明	
	区		分		金	額		<i>7</i> •	
1.	現	年	度	分		△801	普通調整交付金	△801	
1.	現	年	度	分		△405	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	△405	
1.	現	年	度	分		△375	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業)	△375	
1.	1. 介護保険事業費補助 △1,00 金				△1, 000	介護保険事業費補助金	△1, 000		

# (単位 千円)

		飦	ĵ		説	明
×	区 分 金 額			金額	<i>~</i> 2	,,
1. 現	年	度	分	△109, 359	介護給付費交付金	△109, 359
1. 現	年	度	分	△405	地域支援事業交付金	△405

	節 						明
	区 分 金 額		金 額		,,		
1	. 現 年 度 分 △24,769		△24, 76	9 介護給付費負担金	△24, 769		
	11 12 1 12 13 100						

#### (款) 5. 県支出金

#### (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金(介護予防・ 日常生活支援総合事業)	50, 924	△187	50, 737
2. 地域支援事業交付金(介護予防・ 日常生活支援総合事業以外の地域 支 援 事 業 )	39, 659	△188	39, 471
計	90, 948	△375	90, 573

# (款) 6. 財産収入

# (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利 子 及 び 配 当 金	800	380	1, 180
<del>1</del>	800	380	1, 180

# (款) 7. 繰入金

# (項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	1, 117, 085	△25 <b>,</b> 348	1, 091, 737
2. 地域支援事業繰入金(介護予防・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業)	53, 265	△187	53, 078
3. 地域支援事業繰入金(介護予防・ 日常生活支援総合事業以外の地域 支 援 事 業 )	53, 447	△188	53, 259
5. その他一般会計繰入金	368, 824	△27, 396	341, 428
<b>#</b>	1, 677, 404	△53, 119	1, 624, 285

#### (款) 7. 繰入金

#### (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	84, 338	112, 186	196, 524

節					説	明	
区	分		金	額	אע	71	
1. 現	年 度	分		△187	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)		△187
1. 現	年 度	分		△188	地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業)		△188

# (単位 千円)

	節			説	明	
区	分	金	額	7,0	,,	
1. 利子及	び配当金		380	介護保険給付費準備基金利子		380

# (単位 千円)

								明
	区		分		金	額	, vu	71
1.	現	年	度	分	Δ	25, 348	介護給付費繰入金	△25, 348
1.	現	年	度	分		△187	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	△187
1.	現	年	度	分		△188	地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業 以外の地域支援事業)	△188
1.	職員	給与す	貴等繰.	入金		△6, 457	職員給与費等繰入金	△6, 457
2.	2. 事務費繰入金 △20,939		20, 939	事務費繰入金	△20, 939			

節		説	明
区 分	金 額	*-	,
1. 介護給付費準備基金 繰 入 金	112, 186	介護給付費準備基金繰入金	112, 186

## (款) 7. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
計	84, 338	112, 186	196, 524

#### (款) 9. 諸収入

#### (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 第 三 者 納 付 金	1	2, 304	2, 305
計	16, 476	2, 304	18, 780

	節				明
区	分	金	額	7/4	<b>/</b> •

	節			説	明	
	区 分	金	額			
1. 3	第三者納付金		2, 304	第三者行為納付金		2, 304

#### 3. 歳 出

# (款) 1. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	7507451
1. 一般管理費	314, 781	△25, 132	289, 649	△1,000		△24, 132	
計	315, 688	△25, 132	290, 556	△1,000		△24, 132	

# (款) 1. 総務費

# (項) 3. 介護認定審査会費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750,14 1/11
1. 介護認定審査会費	12, 792	△264	12, 528			△264	
2. 認定調査等費	33, 095	△3,000	30, 095			△3,000	
計	45, 887	△3, 264	42, 623			△3, 264	

# (款) 2. 保険給付費

# (項) 1. 介護サービス等諸費

						補	正	額	の	財	源	内	訳	
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源				·般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他		750717 1571
1. 居宅介護サービス 給 付 費	2, 889, 446			0	2, 889, 446	△4, 513					Δ1,	745		6, 258
3. 地域密着型介護サービス給付費	1, 960, 030		∆47,	000	1, 913, 030	△21, 985				4	△18,	426		△6, 589

介護保険事業特別会計

		T	(中位 111)
節			
区 分	金額	説	明
1. 報 酬	△2, 431	人件費	$\triangle 6,457$
2. 給 料	△881	<ul><li>会計年度任用職員報酬</li><li>パートタイム職員</li><li>一般職給</li></ul>	$\triangle 2, 431$ $\triangle 2, 431$ $\triangle 881$
3. 職 員 手 当 等	△825	一板	△881
4. 共 済 費	△2, 253		
12. 委 託 料	△18, 675		
18. 負担金、補助及び交 付 金	△67	度保、厚生中立保険料 負担金 退職手当組合 一般管理費 【高年介護課】 業務委託料 介護保険システム更新業務 介護保険運用標準化業務	△67 △67 △67 △18, 675 △18, 675

(単位 千円)

	節			
区	分	金額	就	明
1. 報	子	△26-	人件費 委員報酬 介護認定審査会委員	$\begin{array}{c} \triangle 264 \\ \triangle 264 \\ \triangle 264 \end{array}$
11. 役	務費	△3, 000	認定調査等費 【高年介護課】   手数料	△3, 000 △3, 000
				_

	節						
区	分	金	額		Э	明	
				財源更正			
18. 負担金、付	補助及び交 金		△47, 000	保険給付事業費 給付金	【高年介護課】		△47, 000 △47, 000

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 1. 介護サービス等諸費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補 正	額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750,14 6/11
(地域密着型介護サ ー ビ ス 給 付 費)												
5. 施設介護サービス 給 付 費	2, 936, 501		0	2, 936, 501	746						698	△1, 444
7. 居宅介護福祉用具購入費	8, 040		0	8, 040	△14						△7	21
8. 居宅介護住宅改修費	18, 416		0	18, 416	△33					,	△60	93
9. 居宅介護サービス 計 画 給 付 費	378, 374		0	378, 374	△682						9	673
計	8, 190, 808	△47, 0	000	8, 143, 808	△26, 481					△19,	531	△988

# (款) 2. 保険給付費

# (項) 2. 介護予防サービス等諸費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/32/14 1/11
1. 介護予防サービス 給 付 費	151, 995	0	151, 995	△273		14	259
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	24, 481	0	24, 481	△43		80	△37
5. 介護予防福祉用具購入費	4, 319	0	4, 319	△8		△6	14
6. 介護予防住宅改修費	18, 824	0	18, 824	△34		29	5
7. 介護予防サービス 計 画 給 付 費	46, 582	0	46, 582	△84		89	△5
<b>#</b>	246, 203	0	246, 203	△442		206	236

	節				(114)
区	分	金	額	説	明
				保険給付費	△47, 000
				財源更正	

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

#### (款) 2. 保険給付費

#### (項) 3. その他諸費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	132/14 1/31
1. 審查支払手数料	6, 916			0	6, 916	△11						5	6
11-11-11	6, 916			0	6, 916	△11						5	6

#### (款) 2. 保険給付費

#### (項) 4. 高額介護サービス等費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750 4 61
1. 高額介護サービス 費	194, 984	0	194, 984	△351		186	165
2. 高額介護予防サービス費	128	0	128			Δ2	2
<b>≅</b> +	195, 112	0	195, 112	△351		184	167

#### (款) 2. 保険給付費

#### (項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

						補	Œ	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	750.464
1. 高額医療合算介護サービス費	28, 266			0	28, 266	△51						42	9
2. 高額医療合算介護 予防サービス費	134			0	134	Δ1						1	
計	28, 400			0	28, 400	△52						43	9

#### (款) 2. 保険給付費

# (項) 7. 特定入所者介護サービス等費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源	•		一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
1. 特定入所者介護サー ビース 費	268, 847			0	268, 847	13					Δ	∆943	930

	節				
区	分	金	額	説明	
				財源更正	

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	
				財源更正	

(単位 千円)

節									
区	分	金	額	説	明				
				財源更正					
				財源更正					

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

#### (款) 2. 保険給付費

#### (項) 7. 特定入所者介護サービス等費

						補	正	額	の	財	源	内	訳	
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			_	般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他		100,14 10,11
3. 特定入所者介護予防 サービス費				0	401							3		△3
<b>≅</b> †	269, 248			0	269, 248	13					Δ	<u> </u>		927

#### (款) 3. 地域支援事業費

#### (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	15014 641
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	336, 307		0	336, 307							△89	89
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	41, 133		0	41, 133							△11	11
計	377, 440		0	377, 440						Δ	100	100

#### (款) 3. 地域支援事業費

#### (項) 2. 一般介護予防事業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	100,14,041
1. 一般介護予防事業費	33, 558	△1, 500	32, 058	△592		△613	△295
計	33, 558	△1,500	32, 058	△592		△613	△295

#### (款) 3. 地域支援事業費

#### (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	750.4 61.
4. 任 意 事 業 費	34, 799	△976	33, 823	△563		△202	△211

介護保険事業特別会計

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

(単位 千円)

	節			
区	分	金	額	説明
				財源更正
				財源更正

(単位 千円)

	節				
区	分	金	額	説	明
1. 報	酬		△1,500	人件費 会計年度任用職員報酬 指導員	$\triangle 1,500$ $\triangle 1,500$ $\triangle 1,500$

		節				
	区	分	金	額	説	明
11.	役	務	5	△500	成年後見制度利用支援事業費 手数料	【高年介護課】 △976 △500
18.	負担金、 付	補助及び交金	i	△476		

## (款) 3. 地域支援事業費

# (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
6. 生活支援体制整備事業費	28, 967	0	28, 967			△7	7
7. 認知症総合支援事業 費	9, 481	0	9, 481			$\triangle 2$	2
10. 地域包括支援センター運営事業費	157, 173	0	157, 173			△40	40
###	233, 907	△976	232, 931	△563		△251	△162

# (款) 5. 基金積立金

# (項) 1. 基金積立金

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
						国県支出金	地	方	債	そ	の	他	150,14 641
1. 介護給付費準備基金 積立金	211, 028			380	211, 408							380	
<b>≅</b> †	211, 028			380	211, 408							380	

	節				(+ 22 1137
区	分	金	額	説	J
				財源更正	
				財源更正	
				財源更正	

							(+14	1 1 1/
	貸	j						
区	分		金	額	説	明		
24. 積	立	金		380	基金積立金 【高年介護課】 介護給付費準備基金積立金(利子)			380 380

## 補正予算給与費明細書

1 特別職

_1 符別	400									
				給	与	費		11 >4-44	۸ ٦١	
区	分	職員数	報酬	給 料	期末手当 (千円)	その他 の手当	計	共済費	合 計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	年間支給 率(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長 等									
補正後	議員									
州北坂	その他の 特 別 職	56	10, 968				10, 968	40	11,008	
	計	56	10, 968				10, 968	40	11,008	
	長 等									
補正前	議員									
7#H JL - FIJ	その他の 特 別 職	56	11, 232				11, 232	40	11, 272	
	計	56	11, 232				11, 232	40	11, 272	
	長 等									
比較	議員			_						
九 牧	その他の 特 別 職		△ 264				△ 264		△ 264	
	計		△ 264				△ 264		△ 264	

2 一般職 <u>⑴ 総 括</u>

(T) WD 1D								
区 分	職 員 数 (人)	報 酬 (千円)	<u>給</u> 給料 (千円)	<u>費</u> 費 職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正後	( 75 ) 23	86, 061	88, 269	85, 499	259, 829	47, 378	307, 207	
補正前	( 76 ) 24	89, 992	89, 150	86, 324	265, 466	49, 631	315, 097	
比 較	( △1 ) △ 1	△ 3, 931	△ 881	△ 825	△ 5,637	△ 2, 253	△ 7,890	

)内は、短時間勤務職員

	X	分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正	後	2, 026	700	3, 928		
	補正	前	2, 026	700	4, 031		
	比	較			△ 103		
mh = - 1/2	区	分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正	後	9, 369			1, 329	
の内訳	補正	前	9, 369			1, 329	
	比	較					
	X	分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正	後	36, 364	29, 893	1,890		
	補正	前	36, 745	30, 234	1,890		
	比	較	△ 381	△ 341			

ア 会計年度任用職員以外の職員

		職員数		給 与	, ,		共 済 費	合 計	
区	分	概 貝 奺	報 酬	給 料	職員手当	計			備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正	後	( )		88, 269	53, 178	141, 447	28, 767	170, 214	
補正	前	( ) 24		89, 150	53, 178	142, 328	29, 001	171, 329	
比	較	△ 1		△ 881		△ 881	△ 234	△ 1,115	

)内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	2, 026	700	1,784		
	補正前	2, 026	700	1, 784		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後	9, 369			1, 329	
の内訳	補正前	9, 369			1, 329	
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	19, 954	16, 126	1,890		
	補正前	19, 954	16, 126	1,890		
	比 較					

イ 会計年度任用職員

区分	職 員 数 (人)	報酬(千円)	<u>給</u> 給料 (千円)	要   費     職員手当   (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正後	( 75 )	86, 061		32, 321	118, 382	18, 611	136, 993	
補正前	( 76 )	89, 992		33, 146	123, 138	20, 630	143, 768	
比 較	( ∆1 )	△ 3, 931		△ 825	△ 4,756	△ 2,019	△ 6,775	

( ) 内は、短時間勤務職員

	区分	分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正征	後			2, 144		
	補正自	前			2, 247		
	比車	較			△ 103		
	区分	分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正征	後					
の内訳	補正自	前					
	比	較					
	区分	分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正征	後	16, 410	13, 767			
	補正自	前	16, 791	14, 108			
	比	較	△ 381	△ 341			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(2) 給料及(	職員手当の増湯					
区 分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説	明	備考
		給与改定に 伴う増減分				
給 料	△ 881	昇給に伴う 増 加 分				
		その他の 増 減 分	△ 881	職員の変動によるもの	△ 881	千円
		制度改正に 伴う増減分				
職員手当	△ 825	その他の 増 減 分	△ 825	扶住通單特時 等手手手 等手手手 等手手手 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	△ 103 △ 381 △ 341	千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円

#### 第23号議案

令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第5号)

令和6年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,542千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305,914千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

歳 入 (単位 千円)

款		項		補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入				24, 074	0	24, 074
	4. 県	支 出	金	0	30	30
	7. 繰	入	金	12, 145	△30	12, 115
2. 森本診療所収入				85, 491	△134	85, 357
	1. 診	療 収	入	49, 909	1,700	51, 609
	4. 県	支 出	金	600	30	630
	7. 繰	入	金	33, 175	△1,864	31, 311
3. 神鍋診療所収入				71, 073	△7, 079	63, 994
	1. 診	療 収	入	46, 112	△8, 000	38, 112
	4. 県	支 出	金	1, 450	30	1, 480
	7. 繰	入	金	22, 228	891	23, 119
4. 高橋診療所収入				73, 998	△1,329	72, 669
	1. 診	療収	入	38, 820	△1, 200	37, 620
	4. 県	支 出	金	624	30	654
	7. 繰	入	金	33, 540	△159	33, 381
5. 但東歯科診療所収入				19, 911	0	19, 911
	4. 県	支 出	金	1, 399	30	1, 429
	7. 繰	入	金	2, 951	△30	2, 921
歳  入	合	計		314, 456	△8, 542	305, 914

歳 出 (単位 千円)

			款					項		補正前の額	補 正 額	計
2.	森	本	診	療	所	費				85, 391	△134	85, 257
							1. 総	務	費	50, 652	△134	50, 518
3.	神	鍋	診	療	所	費				70, 973	△7, 079	63, 894
							1. 総	務	費	45, 031	△79	44, 952
							2. 医	業	費	25, 697	△7, 000	18, 697
4.	高	橋	診	療	所	費				73, 898	△1, 329	72, 569
							1. 総	務	費	42, 172	△729	41, 443
							2. 医	業	費	25, 348	△600	24, 748
		方	支		出		合	計		314, 456	△8, 542	305, 914

令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第5号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入	24, 074	0	24, 074
2. 森本診療所収入	85, 491	△134	85, 357
3. 神 鍋 診 療 所 収 入	71, 073	△7, 079	63, 994
4. 高橋診療所収入	73, 998	△1, 329	72, 669
5. 但東歯科診療所収入	19, 911	0	19, 911
歳入合計	314, 456	△8, 542	305, 914

#### (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費	23, 974	0	23, 974
2. 森 本 診 療 所 費	85, 391	△134	85, 257
3. 神 鍋 診 療 所 費	70, 973	△7, 079	63, 894
4. 高 橋 診 療 所 費	73, 898	△1, 329	72, 569
5. 但東歯科診療所費	19, 811	0	19, 811
歳出合計	314, 456	△8, 542	305, 914

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/4X	7,1	<i>103</i> N
30												△30
30												△164
30												△7, 109
30												△1, 359
30												△30
150			0				0					△8, 692

#### 2. 歳 入

#### (款) 1. 休日急病診療所収入

#### (項) 4. 県支出金

	目			補正前の額	補正額	計
1. 県	補	助	金	0	30	30
	計			0	30	30

#### (款) 1. 休日急病診療所収入

#### (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	12, 145	△30	12, 115
計	12, 145	△30	12, 115

#### (款) 2. 森本診療所収入

#### (項) 1. 診療収入

	目			補正前の額	補正額	計
1. 外	来	収	入	49, 909	1,700	51, 609
	計			49, 909	1,700	51, 609

#### (款) 2. 森本診療所収入

#### (項) 4. 県支出金

	目			補正前の額	補正額	計
1. 県	補	助	金	600	30	630
	計			600	30	630

#### (款) 2. 森本診療所収入

#### (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	33, 175	△1,864	31, 311
計	33, 175	△1,864	31, 311

	節							 明
	区		分		金	額		
2.	県	補	助	金		30	物価高騰対策一時支援金	30

(単位 千円)

	節			説	明
区	分	金	額	7/4	,,
1. 一般会	計繰入金		△30	一般会計繰入金	△30

(単位 千円)

	節			説	明	
区	分	金	額		,,	
5. その他診り	寮報酬収入		1, 700	現年度分		1, 700

(単位 千円)

節		説 朗
区分	金 額	7.7
2. 県 補 助 金	30	物価高騰対策一時支援金 30

節				説	明	
区	区 分 金 額		額		,,	
1. 一般会	1. 一般会計繰入金 △1,864		△1,864	一般会計繰入金	Δ1,	864

#### (款) 3. 神鍋診療所収入

#### (項) 1. 診療収入

	目			補正前の額	補正額	計
1. 外	来	収	入	46, 112	△8, 000	38, 112
	計			46, 112	△8,000	38, 112

#### (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 4. 県支出金

	目			補正前の額	補正額	計
1. 県	補	助	金	1, 450	30	1, 480
	計			1, 450	30	1, 480

#### (款) 3. 神鍋診療所収入

### (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	22, 228	891	23, 119
計	22, 228	891	23, 119

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

	目			補正前の額	補正額	計
1. 外	来	収	入	38, 820	△1, 200	37, 620
	計			38, 820	△1, 200	37, 620

## (款) 4. 高橋診療所収入

#### (項) 4. 県支出金

	目			補正前の額	補正額	計
1. 県	補	助	金	624	30	654

節		説	明
区 分	金額		<i>,</i>
1. 国民健康保険診療報酬 収 入	△1, 000	現年度分	△1,000
3. 後期高齢者診療報酬 収 入	△6, 500	現年度分	△6, 500
4. 一部負担金収入	△500	現年度分	△500

## (単位 千円)

	節					説明		
	区		分		金	額		
2.	県	補	助	金		30	物価高騰対策一時支援金	30

## (単位 千円)

	節			説	明
区	分	金	額		,,
1. 一般会	計繰入金		891	一般会計繰入金	891

## (単位 千円)

	節			説	明
区	分	金	額	17/2	<i>,</i> ,
5. その他診	5. その他診療報酬収入 △1,200		現年度分	△1, 200	

	節							
区 分 金			金	額	7,1			
3.	県	補	助	金		30	物価高騰対策一時支援金	30

#### (款) 4. 高橋診療所収入

#### (項) 4. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
計	624	30	654

#### (款) 4. 高橋診療所収入

#### (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	
1. 一般会計繰入金	33, 540	△159	33, 381	
計	33, 540	△159	33, 381	

#### (款) 5. 但東歯科診療所収入

#### (項) 4. 県支出金

目				補正前の額	補正額	計	
1. 県	補	助	金	1, 399	30	1, 429	
	計			1, 399	30	1, 429	

#### (款) 5. 但東歯科診療所収入

#### (項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	2, 951	△30	2, 921
計	2, 951	△30	2, 921

	節			説	明		
区	分	金	額	ρt 91			

(単位 千円)

	節			説	明		
区	分	金	額		,,		
1. 一般会計繰入金 △15			△159	一般会計繰入金		△159	

(単位 千円)

	節						説	明
	区		分		金	額		,
2.	県	補	助	金		30	物価高騰対策一時支援金	30

	節			説	明		
区	分	金	額	<i>V</i> -2	/1		
1. 一般会計繰入金 △30			△30	一般会計繰入金		△30	

#### 3. 歳 出

#### (款) 1. 休日急病診療所費

#### (項) 1. 総務費

					補	正	額(	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補工	E 額	計	特	定	東	ł	源			一般財源
					国県支出金	地	方(	債	そ	の	他	10014 1011
1. 施 設 管 理 費	18, 765		0	18, 765	30							△30
計	18, 765		0	18, 765	30							△30

#### (款) 2. 森本診療所費

#### (項) 1. 総務費

				補	正額の	) 財源	京 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源		一般財源
				国県支出金	地方值	t 2 0	他	100,14 0.11
1. 施 設 管 理 費	50, 652	△134	50, 518	30				△164
計	50, 652	△134	50, 518	30				△164

#### (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 1. 総務費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	73277 1037
1. 施 設 管 理 費	45, 031	△79	44, 952	30			△109
計	45, 031	△79	44, 952	30			△109

#### (款) 3. 神鍋診療所費

#### (項) 2. 医業費

								補	正	額	の	財	源	内	訳
目		補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源	
								国県支出金	地	方	債	そ	の	他	10014 1011
5. 医	業	費	25, 697		△7,	000	18, 697								△7, 000
	計		25, 697		△7,	000	18, 697								△7, 000

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

(単位 千円)

	節					
区	分	金	額	説	明	
4. 共	済 費		△134	人件費 共済組合負担金		△134 △134

(単位 千円)

		節				
区	9	, जे	金	額	説	
4. 共	済	費		△79	人件費 共済組合負担金	△79 △79

	節					
区	分	金	額	説	明	
10. 需	用費		△6,000	医業費 【健康増進課】 医薬材料費		△7, 000
13. 使力	用料及び賃借料		△1,000	機器借上料		$\triangle 6,000$ $\triangle 1,000$

#### (款) 4. 高橋診療所費

#### (項) 1. 総務費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	150714 1511
1. 施 設 管 理 費	42, 172	△729	41, 443	30			△759
iid-	42, 172	△729	41, 443	30			△759

## (款) 4. 高橋診療所費

#### (項) 2. 医業費

								補	正	額	の	財	源	内	訳
	目		補正前の額	補	正	額	計	特	定		財	源			一般財源
								国県支出金	地	方	債	そ	の	他	10014 1011
5. 医	業	专	25, 348		Δ	7600	24, 748								△600
	計		25, 348			600	24, 748								△600

### (款) 5. 但東歯科診療所費

#### (項) 1. 総務費

l					補	正額の	財 源 内	訳
l	目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
l					国県支出金	地方債	その他	732717 1011
	1. 施 設 管 理 費	12, 218	0	12, 218	30			△30
	計	12, 218	0	12, 218	30			△30

	節				(1124	1137
区	分	金	額	説	明	
4. 共	済 費		△129	人件費		△129
18. 負担金、付	担金、補助及び交		△600	共済組合負担金 一般管理費 【健康増進課】 負担金 公立豊岡病院組合医師派遣費		△129 △600 △600 △600

(単位 千円)

	節					
区	分	金	額	説	明	
13. 使用料 /	及び賃借料		△600	医業費 【健康増進課】 機器借上料		△600 △600

	節				
区	分	金	額	説	明
				財源更正	

#### 補正予算給与費明細書

# 2 一般職 (1) 総 括

(I) WD 1D								
区 分	職員数	報 酬	給 料	<del>美</del> 費 職員手当	計	共 済 費	合 計	備考
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
補正後	( 12 ) 12	9, 128	47, 789	50, 094	107, 011	14, 729	121, 740	
補正前	( 12 ) 12	9, 128	47, 789	50, 094	107, 011	15, 071	122, 082	
比 較						△ 342	△ 342	
						/	\	11-11-11-76-16-1

( ) 内は、短時間勤務職員

				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	333		1, 107		25, 796
	補正前	333		1, 107		25, 796
	比 較					
7th 17 10	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後	379			2, 265	
の内訳	補正前	379			2, 265	
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	11, 018	9, 196			
	補正前	11, 018	9, 196			
	比 較					

ア 会計年度任用職員以外の職員

/ <u></u>		/1.0/400只						
区分	職員数	報酬	給 料	<del> </del>		共 済 費	合 計	備考
L 74	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	VIII 3
補正後	( )		31, 711	42, 547	74, 258	10, 436	84, 694	
補正前	( )		31, 711	42, 547	74, 258	10, 436	84, 694	
比 較								

( ) 内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	333		576		25, 796
	補正前	333		576		25, 796
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補正後	379			2, 265	
の内訳	補正前	379			2, 265	
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	7, 206	5, 992			
	補 正 前	7, 206	5, 992			
	比 較					

イ 会計年度任用職員

1 241	11 1 及压/11帐员							
区分	職員数(人)	報 酬 (千円)	<u>給</u> 給料 (千円)	<u>費</u> 費 職員手当 (千円)	計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
補正後	( 19 )	9, 128	16, 078	7, 547	32, 753	4, 293	37, 046	
補正前	( 12 )	9, 128	16, 078	7, 547	32, 753	4, 635	37, 388	
比 較						△ 342	△ 342	
	*						1 +12 6	마나 미미 #1 3/2 교하 모

( ) 内は、短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			531		
	補正前			531		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
職員手当	補 正 後					
の内訳	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	3, 812	3, 204			
	補正前	3, 812	3, 204			
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(2) 給料及ひ	職員手当の増湯			T		1	
区 分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円)	説	明	備	考
		給与改定に 伴う増減分					
給 料		昇給に伴う 増 加 分					
		その他の 増 減 分					
		制度改正に 伴う増減分					
職員手当		その他の 増 減 分		扶住通單特時休夜管質期勤児 等居動身殊間日間理職等 等手手赴發勤務務手等 当当当任務務等手当 当当手等当当 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的 等等等等的	千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千		

#### 第24号議案

令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度豊岡市の霊苑事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,291千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 

歳 入 (単位 千円)

	款				項		補正前の額	補 正	至額	計
2. 財	産	収	入				50		32	8.
			,	1.財産	運用	収 入	50		32	8.
	歳	J	\	合	計		13, 259		32	13, 29

歳 出 (単位 千円)

	Ž	款				]	項			補正前の額	補	正	額	計
1. 盨	意 苑	管	理	費						11, 759			32	11, 791
					1. 霊	苑	管	理	費	11, 759			32	11, 791
	歳		Н	1	合		計			13, 259			32	13, 291

令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第2号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

		款	•			補正前の額	補	正	額	計
2.	財	産	収	· -	入	50			32	82
	歳	入	合	計		13, 259			32	13, 291

#### (歳 出)

		7	款			補	正	前	Ø	額	補	正	額		計	
1.	霊	苑	管	理	費				1	1, 759				32		11, 791
	歳	出	合	計					13	3, 259				32		13, 291

	補	正	額	Ø	財	源	内	訳					
特	定		財			源			_	般	財	源	
国県支出金	地	方	債		そ	の	他			/4.	7.1	MA	
							32						
0			0				32						0

#### 2. 歳 入

## (款) 2. 財産収入

#### (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利 子 及 び 配 当 金	50	32	82
計	50	32	82

節		説	明		
区 分	金額		,,		
1. 基金運用利子		2 霊苑整備基金利子	32		

#### 3. 歳 出

## (款) 1. 霊苑管理費

## (項) 1. 霊苑管理費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定		財	源			一般財源
					国県支出金	地	方	債	そ	の	他	142771 1037
3. 基 金 積 立 金	4, 790		32	4, 822							32	
計	11, 759		32	11, 791							32	

節						
区	分	金	額	説	明	
24. 積	立 金		32	基金積立金 【生活環境課】 霊苑整備基金積立金(利子)		32 32
						·

#### 第25号議案

令和6年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,927千円を減額し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103,814千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補 正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 

歳 入 (単位 千円)

	款				Ļ	頁			補正前の額	補	正額	計
1. 財	産	収	入						102, 386		△7, 927	94, 459
				1. 財	産う	邑 払	収	入	102, 276		△8, 000	94, 276
				2. 財	產道	重 用	収	入	110		73	183
	歳		入	合		計			111, 741		△7, 927	103, 814

歳 出 (単位 千円)

		款				į	項			補正前の額	補正額	計
1.	総	務		費						25, 165	△3, 758	21, 407
					1. 総	務	管	理	費	25, 165	△3, 758	21, 407
2.	施	設		費						50, 106	△3, 471	46, 635
					1. 施		設		費	50, 106	△3, 471	46, 635
4.	諸	支	出	金						35, 393	△698	34, 695
					1. 繰		出		金	35, 393	△698	34, 695
		歳		出	合		計			111, 741	△7, 927	103, 814

令和6年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算 (第2号) に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳 入) (単位 千円)

	款				補正前の額	補 正 額	計		
1.	財	産	収	入	102, 386	$\triangle 7,927$	94, 459		
	歳	入	合	計	111, 741	$\triangle 7,927$	103, 814		

#### (歳 出)

	款		補 正 前 の 額	補正額	計
1. 総	務	費	25, 165	$\triangle 3,758$	21, 407
2. 施	設	費	50, 106	$\triangle 3,471$	46, 635
4. 諸	支 出	金	35, 393	△698	34, 695
歳	出 合 計		111, 741	△7, 927	103, 814

(単位 千円)

	補	正	額	の	財	源	内	訳				
特	定		財			源			_	般	財	源
国県支出金	地	方	債		そ	Ø	他	_		/4X	7,1	1001
							73					△3, 831
												△3, 471
												△698
0			0				73					△8,000

## 2. 歳 入

## (款) 1. 財産収入

## (項) 1. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 生 産 物 売 払 収 入	102, 276	△8,000	94, 276
計	102, 276	△8,000	94, 276

## (款) 1. 財産収入

#### (項) 2. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利 子 及 び 配 当 金	110	73	183
計	110	73	183

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金額		,,
1. 生産物売払収入	△8, 000	電力売払収入 山宮地場太陽光発電 但馬空港地場太陽光発電 竹貫地場太陽光発電	△8,000 △4,000 △2,000 △2,000

(単位 千円)

	節			説	明
区	分	金	額		,
1. 基金運	国用利子		73	太陽光発電事業基金利子	73

#### 3. 歳 出

## (款) 1. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	/1X/\1//\1
2. 基 金 積 立 金	25, 023	△3, 758	21, 265			73	△3, 831
計	25, 165	△3, 758	21, 407			73	△3, 831

## (款) 2. 施設費

## (項) 1. 施設費

				補	正額の	財 源 内	訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	7,50,7,4,6,3,1
1. 施 設 管 理 費	50, 106	△3, 471	46, 635				△3, 471
計	50, 106	△3, 471	46, 635				△3, 471

## (款) 4. 諸支出金

## (項) 1. 繰出金

				補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定		財	源			一般財源
				国県支出金	地	方	債	そ	の	他	100,14 041
1. 一般会計繰出金	35, 393	△698	34, 695								△698
計	35, 393	△698	34, 695								△698

(単位 千円)

	節				
区	分	金額	<b>記</b>	明	
24. 積 立	金	△3, 7	8 基金積立金 【コウノトリ共生課】 太陽光発電事業基金積立金 太陽光発電事業基金積立金(利子)		3, 758 3, 831 73

(単位 千円)

節			
区 分	金額	説	
26. 公 課 費	△3, 471	山宮地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 消費税及び地方消費税 但馬空港地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 消費税及び地方消費税 竹貫地場ソーラー事業費 【コウノトリ共生課】 消費税及び地方消費税	$\triangle 1,784$ $\triangle 1,784$ $\triangle 644$ $\triangle 644$ $\triangle 1,043$ $\triangle 1,043$

(単位 千円)

	節					
区	分	金	額	説	明	
27. 繰	出 金		△698	一般会計繰出金 【コウノトリ共生課】 一般会計繰出金		△698 △698

#### 第26号議案

#### 令和6年度 豊岡市水道事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 令和6年度豊岡市水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度豊岡市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務 の予定量を、次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(4) 主な建設改良事業

配水施設費 1,416,368 千円 △ 120,583 千円 1,295,785 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,522,907 千円	△ 2,245 千円	2,520,662 千円
第1項 営業収益	1,975,439 千円	631 千円	1,976,070 千円
第2項 営業外収益	547, 466 千円	△ 2,876 千円	544,590 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,238,239 千円	6,837 千円	2,245,076 千円
第1項 営業費用	2,046,973 千円	△ 6,147 千円	2,040,826 千円
第2項 営業外費用	176,707 千円	12,984 千円	189,691 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,906,317 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,193 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,644 千円、当年度分損益勘定留保資金 992,937 千円、建設改良積立金 12,500 千円及び資産維持積立金 782,043 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,902,237 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 109,360 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,644 千円、当年度分損益勘定留保資金 949,441 千円、建設改良積立金 12,500 千円及び資産維持積立金 829,292 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目) (計) (既決予定額) (補正予定額) 口 入 第1款 資本的収入 509,501 千円 △ 116,503 千円 392,998 千円 第1項 企業債 338,400 千円 △ 45,600 千円 292,800 千円 第2項 出資金 93,620 千円 △ 40,516 千円 53,104 千円 第4項 補助金 49,137 千円 △ 30,387 千円 18,750 千円 支 出 第1款 資本的支出 2,415,818 千円 △ 120,583 千円 2,295,235 千円 第1項 建設改良費 1,418,140 千円 △ 120,583 千円 1,297,557 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

#### 変更

起債の目的	限度	額
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	338,400千円	292,800千円
計	338,400千円	292,800千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 ( 計 )
 (1) 職員給与費
 169,393 千円
 △ 4,428 千円
 164,965 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「246,424千円」を「243,548千円」に改める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 令和6年度

豊岡市水道事業会計補正予算 (第4号) に関する説明書

## 令和6年度 豊岡市水道事業会計補正予算(第4号) 実施計画

## 収益的収入及び支出

収入 (単位 千円)

	款 項 目	既決	補正	計	各	<b>I</b>	説明
	水 垻 日	予定額	予定額	рΙ	節	金額	付 記
1 水	《道事業収益	2, 522, 907	△ 2, 245	2, 520, 662			
1	営業収益	1, 975, 439	631	1, 976, 070			
	15 その他営業	66, 716	631	67, 347			
	収益				015 雑収益	631	下水道使用料徴収等受託金
2	営業外収益	547, 466	△ 2,876	544, 590			
	10 他会計補助	246, 424	△ 2,876	243, 548			
	金				005 一般会計補助金	△ 2,876	デジタル田園都市国家構想
							交付金

支 出 (単位 千円)

^	ш						(—	1 1 1 1 /
	款項目	既決	補正	計	各	I	説明	
		予定額	予定額	PI	節	金 額	付 記	
1 水	(道事業費用	2, 238, 239	6, 837	2, 245, 076				
1	営業費用	2, 046, 973	△ 6, 147	2, 040, 826				
	05 原水及び浄	353, 869	94	353, 963				
	水費				105 賞与引当金繰入	94	賞与引当金	77
					額		法定福利費引当金	17
	10 配水及び給	230, 499	△ 5,879	224, 620				
	水費				070 負担金	△ 5,752	漏水調査 (人工衛星)	事業
					105 賞与引当金繰入	△ 127	賞与引当金	△ 110
					額		法定福利費引当金	△ 17
	20 総係費	211, 073	△ 362	210, 711				
					003 手当	548	時間外勤務手当	
					105 賞与引当金繰入	△ 910	賞与引当金	△ 757
					額		法定福利費引当金	△ 153
2	営業外費用	176, 707	12, 984	189, 691				
	15 消費税及び	24, 607	12, 984	37, 591			_	
	地方消費税				155 消費税及び地方	12, 984		
					消費税			

## 資本的収入及び支出

収入 (単位 千円)

款 項 目	既決	補正	各	Ħ	説 明	
孙·尔·日	予定額	予定額	ПΙ	節	金 額	付 記
1 資本的収入	509, 501	△ 116, 503	392, 998			
1 企業債	338, 400	△ 45,600	292, 800			
05 企業債	338, 400	△ 45,600	292, 800			
				005 企業債	△ 45,600	水道事業債
2 出資金	93, 620	△ 40, 516	53, 104			
05 他会計出資	93, 620	△ 40, 516	53, 104			
金				005 一般会計出資金	△ 40,516	
4 補助金	49, 137	△ 30, 387	18, 750			
07 県補助金	49, 137	△ 30, 387	18, 750			
				005 県補助金	△ 30, 387	生活基盤施設耐震化等補助
						金

支 出 (単位 千円)

	款項目	既決	補正	計	各	E .	説 明	
	水 復 日	予定額	予定額	ПΙ	節	金 額	付	記
1 資	本的支出	2, 415, 818	△ 120, 583	2, 295, 235				
1	建設改良費	1, 418, 140	△ 120, 583	1, 297, 557				
	05 配水施設費	1, 416, 368	△ 120, 583	1, 295, 785				
					090 工事請負費	△ 116, 550	給配水管布設替	△ 46, 550
							施設整備	△ 70,000
					105 賞与引当金繰入	△ 4,033	賞与引当金	△ 3, 362
					額		法定福利費引当金	△ 671

## 令和6年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

		(単位 千円)	
1	業務活動によるキャッシュ・フロー		
	当年度純利益	168, 760	
	減価償却費	1, 143, 975	
	賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 4, 152	
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	△ 824	
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	869	
	長期前受金戻入額	△ 257, 196	
	受取利息及び受取配当金	△ 200	
	支払利息	133, 846	
	固定資産除却損	106, 157	
	未収金の増減額(△は増加)	8, 804	:
	未払金の増減額(△は減少)	$\triangle$ 17, 522	
	たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 5,038	i
	前払金の増減額(△は増加)	18, 224	:
	小計	1, 295, 703	i
	利息及び配当金の受取額	200	1
	利息の支払額	△ 133, 846	
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1, 162, 057	
0	<b>- 小次江新アトスキュー・フロー</b>		
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	A 1 971 000	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1, 271, 989	
	有形固定資産の売却による収入	2	
	国庫補助金等による収入	21, 513	
	負担金による収入	28, 343	-
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1, 222, 131	
3	財務活動によるキャッシュ・フロー		
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	394, 500	1
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 997, 678	
	他会計からの出資による収入	53, 104	:
	リース債務の支払額	6, 443	
	豊岡市奨学基金への支出	△ 1,000	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 544, 631	-
	資金増加額	△ 604, 705	
	資金期首残高	2, 571, 113	
	資金期末残高	1, 966, 408	-

## 補正予算給与費明細書

#### 1 総 括

1 前	6 拓								
		職	員 数		給	妻 費			
	<b>三</b> 分	特別職	一般職	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
		(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	損益勘定 支弁職員	10	( )	89	60, 646	37, 093	97, 828	19, 802	117, 630
正後	資本勘定 支弁職員		( )		25, 151	14, 573	39, 724	7, 611	47, 335
	合 計	10	( )	89	85, 797	51, 666	137, 552	27, 413	164, 965
補	損益勘定 支弁職員	10	( )	89	60, 646	37, 335	98, 070	19, 955	118, 025
正前	資本勘定 支弁職員		( )		25, 151	17, 935	43, 086	8, 282	51, 368
ניפ	合 計	10	( )	89	85, 797	55, 270	141, 156	28, 237	169, 393
比	損益勘定 支弁職員	0	( )	0	0	△ 242	△ 242	△ 153	△ 395
較	資本勘定 支弁職員		( )		0	△ 3,362	△ 3,362	△ 671	△ 4,033
+10	合 計	0	( )	0	0	△ 3,604	△ 3,604	△ 824	△ 4,428

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2, 872	773	1,830			9, 873
	補正前	2, 872	773	1,830			9, 325
手当の	比較	0	0	0			548
内 訳	区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			2, 960	17, 563	14, 120	1, 675
	補正前			2, 960	19, 847	15, 988	1,675
	比 較			0	△ 2,284	△ 1,868	0

(1) 会計年度任用職員以外の職員

		職員	員 数		給	<b></b> 費			
	区 分	特別職	一般職	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
		(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	89	54, 644	34, 448	89, 181	18, 249	107, 430
正後	資本勘定 支弁職員		( )		25, 151	14, 573	39, 724	7, 611	47, 335
IX.	合 計	10	( )	89	79, 795	49, 021	128, 905	25, 860	154, 765
補	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	89	54, 644	34, 801	89, 534	18, 419	107, 953
正前	資本勘定 支弁職員		( )		25, 151	17, 935	43, 086	8, 282	51, 368
ויה	合 計	10	( )	89	79, 795	52, 736	132, 620	26, 701	159, 321
比	損益勘定 支弁職員	0	( )	0	0	△ 353	△ 353	△ 170	△ 523
較	資本勘定 支弁職員		( )		0	△ 3,362	△ 3,362	△ 671	△ 4,033
+1X	合 計	0	( )	0	0	△ 3,715	△ 3,715		△ 4,556

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2, 872	773	1, 599			9, 873
	補正前	2, 872	773	1, 599			9, 325
手当の	比 較	0	0	0			548
内 訳	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 後			2, 960	16, 251	13, 018	1,675
	補正前			2, 960	18, 595	14, 937	1,675
	比 較			0	△ 2,344	△ 1,919	0

(2) 会計年度任用職員

(2)	会計牛皮仕用り	取貝							
		職員	員 数			尹 費			
ı	区 分	特別職	一般職	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
		(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	損益勘定 支弁職員		3		6, 002	2, 645	8, 647	1, 553	10, 200
正後	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		6, 002	2, 645	8, 647	1, 553	10, 200
塘	損益勘定 支弁職員		3		6, 002	2, 534	8, 536	1, 536	10, 072
補正前	資本勘定 支弁職員								
נינו	合 計		3		6, 002	2, 534	8, 536	1, 536	10, 072
比	損益勘定 支弁職員		0		0	111	111	17	128
較	資本勘定 支弁職員								
权	合 計		0		0	111	111	17	128

	区	分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補工	E 後			231			
	補工	E 前			231			
手当の	比	較			0			
内 訳	区	分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補工	E 後				1, 312	1, 102	
	補工	E 前				1, 252	1, 051	
	比	較				60	51	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

2 給料及び順	城員手当の増減額		H. (	1					
区 分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 <u>(千円)</u>	説	明		備	考	
		給与改定に 伴う増減分	0						
給料	0	昇給に伴う 増 加 分	0						
		その他の 増 減 分	0						
		制度改正に 伴う増減分	0						
職員手当	△ 3,604	その他の 増 減 分	△ 3,604	扶住通単特時休夜管期勤児 手手手手對對外務問日間理末勉 手手手手性務務動所 動務手手 当当手手手 等等 等等 等等 等等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	$\begin{array}{c} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 548 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle \ 2,284 \\ \triangle \ 1,868 \end{array}$	千千千千千千千千千千千千千千			

#### 令和6年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表(当年度分)

( 令和7年3月31日 )

(単位 千円) 資産の部 1 固定資産 (1) 有形固定資産 1 +: 地 696, 202 口 建 物 2,004,790 減価償却累計額  $\triangle$  1, 077, 870 926, 920 35, 451, 485 ハ構築物 減価償却累計額 17, 295, 076  $\triangle$  18, 156, 409 ニ 機械及び装置 10, 044, 492 減価償却累計額  $\triangle$  6, 937, 637 3, 106, 855 ホ 車両及び運搬具 19,023 減価償却累計額 951  $\triangle$  18,072 へ 工具器具及び備品 96, 119 減価償却累計額 △ 84, 793 11, 326 ト リース資産 6, 783 減価償却累計額 0 6,783 チ 建設仮勘定 481,829 有形固定資産合計 22, 525, 942 (2) 無形固定資産 イ 電話加入権 2,268 ロ その他無形固定資産 167,889 無形固定資產合計 170, 157 固定資産合計 22, 696, 099 2 流動資産 (1) 現金預金 1,966,408 (2) 未収金 411, 221 貸倒引当金 △ 10,949 400, 272 (3) 貯蔵品 28, 463 (4) 前払金 958

61

2, 396, 162

(5) その他流動資産

流動資産合計

## 負債の部

3 固 定 負 債 (1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債 企業債合計 (2) リース債務 固定負債合計	8, 007, 465	8, 007, 465 5, 086	8, 012, 551
4 流 動 負 債 (1) 企業債 イ 建設改良費等の財源に	988, 151 7, 473 1, 470	988, 151 1, 356 272, 217 8, 943 2, 837	1, 273, 504
5 繰 延 収 益 長期前受金 収益化累計額 繰延収益合計 負債合計		11, 699, 635 △ 7, 206, 496	4, 493, 139 13, 779, 194
义 [	資本の部		
6 資 本 金			8, 001, 765
7 剰 余 金 (1) 資本剰余金 イ 受贈財産評価額 ロ 国庫(県)補助金 ハ 一般会計補助金 ニ 工事負担金 ホ その他資本剰余金 資本剰余金合計 (2) 利益剰余金 イ 建設改良積立金 ロ 資産維持積立金 ハ 当年度未処分利益剰余金 利益剰余金合計 剰余金合計 負債資本合計	18, 564 52, 302 2, 816 75, 532 161, 627  0 201, 508 2, 798, 953	310, 841	3, 311, 302 11, 313, 067 25, 092, 261

#### 第27号議案

#### 令和6年度 豊岡市下水道事業会計補正予算 (第4号)

(総 則)

第1条 令和6年度豊岡市下水道事業会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

#### (業務の予定量の補正)

第2条 令和6年度豊岡市下水道事業会計予算(以下 「予算」 という。)第2条に定めた 業務の予定量を、次のように改める。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4)	主な建設改良事業			
	管渠施設事業費	956,851 千円	△ 162,388 千円	794, 463 千円
	処理場施設事業費	1,247,549 千円	△ 392,864 千円	854,685 千円

#### (収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科	目	)		(既決予定額)	(補正予定額)	(	計	)
				収	入				
第1款	下水道	事業は	又益		5, 191, 673 千円	16,099 千円	5, 207	7,772	千円
第1項	営業	(収益			1,783,057 千円	△ 1,091 千円	1, 781	, 966	千円
第2項	営業	\$外収ā	益		3,408,614 千円	17, 190 千円	3, 425	5, 804	千円
				支	出	I I			
第1款	下水道	事業犯	費用		4,734,597 千円	62,462 千円	4, 797	, 059	千円
第1項	営業	<b>費用</b>			4,312,394 千円	62,462 千円	4, 374	1, 856	千円

#### (資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,597,540千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,417千円、当年度 分損益勘定留保資金1,777,951千円、減債積立金729,172千円」を「資本的収入額が資本的 支出額に対し不足する額 2,596,761千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,648千円、当年度分損益勘定留保資金1,800,544千円、減債積立金 727,569千円」 に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目) (補正予定額) (計) (既決予定額) 収 入 第1款 資本的収入 △ 554,473 千円 3,342,403 千円 2,787,930 千円 第1項 企 業 債 △ 243,000 千円 2,168,900 千円 1,925,900 千円 第2項 補 助 金 1, 162, 385 千円 △ 317, 233 千円 845, 152 千円 負 担 金 5,760 千円 第3項 640 千円 6,400 千円 支 出 第1款 資本的支出 5,939,943 千円 △ 555,252 千円 5,384,691 千円 第1項 建設改良費 2,204,400 千円 △ 555,252 千円 1,649,148 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

変更

お焦の日的	限	度 額
起債の目的	補 正 前	補 正 後
建設改良費	1,044,700千円	801,700千円
11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-	2, 177, 100千円	1,934,100千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 132,029 千円 △ 2,923 千円 129,106 千円

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「2,062,692千円」を「2,045,119千円」に改める。

令和7年2月28日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 令和6年度

# 豊岡市下水道事業会計補正予算 (第4号)に関する説明書

## 令和6年度 豊岡市下水道事業会計補正予算(第4号) 実施計画

## 収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

		#4 #4 1	可为之中枢	47776	<b>3</b> 1	各	Ħ	説	明
		款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	節	金額	付	記
1	下	水道事業収益	5, 191, 673	16, 099	5, 207, 772				
	1	営業収益	1, 783, 057	△ 1,091	1, 781, 966				
		10 他会計負担金	140, 488	△ 1,091	139, 397				
						010 し尿処理負担金	△ 1,091		
	2	営業外収益	3, 408, 614	17, 190	3, 425, 804				
		23 長期前受金戻	1, 337, 579	38, 737	1, 376, 316				
		入				005 国庫(県)補助金	35, 966		
						長期前受金戻入			
						010 他会計補助金	854		
						長期前受金戻入			
						015 受益者負担金	1, 917		
						(分担金)長期			
						前受金戻入			
		30 消費税及び地	35, 098	△ 21, 547	13, 551				
		方消費税還付				005 消費税及び地方	△ 21, 547		
		金				消費税還付金			

支 出

(単位 千円)

	款項目	既決予定額	補正予定額		各	目	説明	
	水 仅 口	以(人) / 足領	無正 7 足額	μΙ	節	金額	付	記
1 7	水道事業費用	4, 734, 597	62, 462	4, 797, 059				
1	営業費用	4, 312, 394	62, 462	4, 374, 856				
	05 管渠費	187, 123	△ 62	187, 061				
					175 賞与引当金	△ 62	賞与引当金繰入額	△ 46
					繰入額		法定福利費引当金	△ 16
							繰入額	
	10 ポンプ場費	29, 010	58	29, 068				
					175 賞与引当金	58	賞与引当金繰入額	49
					繰入額		法定福利費引当金	9
							繰入額	
	15 処理場費	841, 307	△ 1,367	839, 940				
					115 負担金	△ 1,460	汚泥処理負担金	
					175 賞与引当金	93	賞与引当金繰入額	81
					繰入額		法定福利費引当金	12
							繰入額	
	25 総係費	139, 424	2, 503	141, 927				
					115 負担金	631		
					175 賞与引当金	1,001	賞与引当金繰入額	854
					繰入額		法定福利費引当金	147
							繰入額	
					195 貸倒引当金	871		
					繰入額			
	35 資産減耗費	4, 041	61, 330	65, 371				
					185 固定資産除却費	61, 330	除却損	

## 資本的収入及び支出

収入 (単位 千円)

	<b>数</b> 百 口	11. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12. 12.	<b>法</b> 工 7. ウ烟	<b>#</b>	各	目	説	明
	款項目	既決予定額	補正予定額	iΤ	節	金額	付	記
1 賞	資本的収入	3, 342, 403	△ 554, 473	2, 787, 930				
1	企業債	2, 168, 900	△ 243,000	1, 925, 900				
	05 企業債	2, 168, 900	△ 243,000	1, 925, 900				
					005 企業債	△ 243,000	下水道事業債	
2	補助金	1, 162, 385	△ 317, 233	845, 152				
	05 国庫補助金	1, 121, 310	△ 299, 660	821, 650				
					005 国庫補助金	△ 299,660		
	10 他会計補助金	41, 075	△ 17, 573	23, 502				
					005 一般会計補助金	△ 17, 573	一般会計繰入金	
3	負担金	640	5, 760	6, 400				
	05 受益者負担金	640	5, 760	6, 400				
	(分担金)				005 受益者負担金	5, 760		
					(分担金)			

支 出 (単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	#	各	目	説	]
	<b>死</b> (八) 定領	無工 7 足額	μΙ	節	金 額	付	記
1 資本的支出	5, 939, 943	△ 555, 252	5, 384, 691				
1 建設改良費	2, 204, 400	△ 555, 252	1, 649, 148				
05 管渠施設事業	956, 851	△ 162, 388	794, 463				
費				080 委託料	△ 73, 477	内水対策業務	△ 35, 145
						管渠施設長寿命化	△ 38, 332
						対策業務	
				115 負担金	7, 500	新城崎大橋橋梁添	架負担金
				140 工事請負費	△ 94, 384	汚水管渠整備工事	3, 243
						管渠施設長寿命化	43, 228
						工事	
						処理施設統廃合工	△ 141,930
						事	
						内水対策工事	1,075
				175 賞与引当金	△ 2,027	賞与引当金繰入額	△ 1,702
				繰入額		法定福利費引当金	△ 325
						繰入額	
15 処理場施設事	1, 247, 549	△ 392, 864	854, 685				
業費				080 委託料	△ 40,636	処理施設長寿命化	対策業務
				140 工事請負費	△ 350, 242	処理施設長寿命化	対策工事
				175 賞与引当金	△ 1,986	賞与引当金繰入額	△ 1,653
				繰入額		法定福利費引当金	△ 333
						繰入額	

## 令和6年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	(単位	千円)
1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		342, 065
減価償却費	3,	111, 488
賞与引当金の増減額(△は減少)	2	△ 2, 417
法定福利費引当金の増減額(△は減少)		△ 506
貸倒引当金の増減額(△は減少)		574
修繕引当金の増減額(△は減少)	$\triangle$	13, 176
長期前受金戻入額	$\triangle$ 1,	376, 316
受取利息及び受取配当金		△ 18
支払利息		414, 110
固定資産除却損		65, 371
未収金の増減額 (△は増加)		27, 385
未払金の増減額(△は減少)	$\triangle$	59,057
小計	2,	509, 503
利息及び配当金の受取額		18
利息の支払額	$\triangle$	414, 110
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,	095, 411
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	$\triangle$ 2,	959, 388
有形固定資産の売却による収入		10, 478
国庫補助金等による収入	1,	605, 344
国庫補助金等の返還による支出	۷	△ 5, 239
他会計補助金による収入		23, 502
負担金等による収入		6, 401
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,	318, 902
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,	615, 200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	$\triangle$ 3,	730, 304
リース債務の返済による支出		△ 293
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,	115, 397
資金増加額	$\triangle$	338, 888
資金期首残高	3,	245, 232
資金期末残高	2,	906, 344

## 補正予算給与費明細書

#### 1 総 括

1 旅	5 拍								
		職	員 数		給	<b></b> 費			
[	<b>三</b> 分	特別職	一般職	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
		(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	96	45, 525	25, 534	71, 155	14, 554	85, 709
正後	資本勘定 支弁職員		7		24, 572	11, 828	36, 400	6, 997	43, 397
IX.	合 計	10	( )	96	70, 097	37, 362	107, 555	21, 551	129, 106
補	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	96	45, 525	24, 596	70, 217	14, 402	84, 619
正前	資本勘定 支弁職員		7		24, 572	15, 183	39, 755	7, 655	47, 410
נינו	合 計	10	20	96	70, 097	39, 779	109, 972	22, 057	132, 029
比	損益勘定 支弁職員	0	( )	0	0	938	938	152	1, 090
較	資本勘定 支弁職員		( )		0	△ 3,355	△ 3, 355	△ 658	△ 4,013
+1X	合 計	0	( )	0	0	△ 2,417	△ 2,417	△ 506	△ 2,923

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2, 178	1, 506	1, 553		4	2, 939
	補正前	2, 178	1, 506	1, 553		4	2, 939
手当の	比 較	0	0	0		0	0
内 訳	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 後			1, 329	14, 245	11, 688	1,920
	補正前			1, 329	15, 615	12, 735	1,920
	比 較			0	△ 1,370	△ 1,047	0

(1) 会計年度任用職員以外の職員

(1)	会計年度仕用單								
		職	数数		給	争 費			
[	<b>三</b> 分	特別職	一般職	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
		(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補	損益勘定 支弁職員	10	( )	96	41, 465	23, 836	65, 397	13, 526	78, 923
正後	資本勘定 支弁職員		( )		22, 368	10, 991	33, 359	6, 452	39, 811
12	合 計	10	( ) 17	96	63, 833	34, 827	98, 756	19, 978	118, 734
補	損益勘定 支弁職員	10	( )	96	41, 465	22, 975	64, 536	13, 386	77, 922
正前	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22, 368	14, 098	36, 466	7, 071	43, 537
ויה	合 計	10	( ) 17	96	63, 833	37, 073	101, 002	20, 457	121, 459
比	損益勘定 支弁職員	0	( )	0	0	861	861	140	1,001
較	資本勘定 支弁職員		( )		0	△ 3, 107	△ 3, 107	△ 619	△ 3,726
+2	合 計	0	( )	0	0	△ 2,246	△ 2, 246	△ 479	△ 2,725

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後	2, 178	1, 506	1, 250		4	2, 939
	補正前	2, 178	1, 506	1, 250		4	2, 939
手当の	比 較	0	0	0		0	0
内 訳	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 後			1, 329	13, 033	10, 668	1, 920
	補正前			1, 329	14, 309	11, 638	1, 920
	比 較			0	△ 1,276	△ 970	0

(2) 会計年度任用職員

(2)	会計牛皮仕用單								
		職	<b>数</b>		給 <u>1</u>	事 費			
[	<b>三</b> 分	特別職	一般職	報酬	給 料	手 当	計	法定福利費	合 計
		(人)	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
抽	損益勘定 支弁職員		2		4, 060	1, 698	5, 758	1,028	6, 786
補正後	資本勘定 支弁職員		1		2, 204	837	3, 041	545	3, 586
į,	合 計		3		6, 264	2, 535	8, 799	1, 573	10, 372
抽	損益勘定 支弁職員		2		4, 060	1, 621	5, 681	1,016	6, 697
補正前	資本勘定 支弁職員		1		2, 204	1,085	3, 289	584	3, 873
נינו	合 計		3		6, 264	2, 706	8, 970	1,600	10, 570
比	損益勘定 支弁職員		0		0	77	77	12	89
較	資本勘定 支弁職員		0		0	△ 248	△ 248	△ 39	△ 287
+2	合 計		0		0	△ 171	△ 171	△ 27	△ 198

	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補 正 後			303			
	補正前			303			
手当の	比 較			0			
内 訳	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補 正 後				1, 212	1, 020	
	補正前				1, 306	1, 097	
	比 較				△ 94	△ 77	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

2 給料及び閘	員手当の増減額								
区 分	増 減 額 (千円)	増減事由	別内訳 (千円 <u>)</u>	説	明		備	考	
		給与改定に 伴う増減分	0						
給 料	0	昇給に伴う 増 加 分	0						
		その他の 増 減 分	0	職員の変動による		千円	職員数の異動状況	補正後 補正前 増 減	20 人 20 人 0 人
		制度改正に 伴う増減分	0						
職員手当	△ 2,417	その他の 増 減 分	△ 2, 417	扶住通単外 養居勤身殊 等手手手 等手手手 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \\ \triangle 1,370 \\ \triangle 1,047 \end{matrix}$				

## 令和6年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

( 令和7年3月31日 )

(単位 千円)

## 資産の部

1 固知	定資産				
(1)	有形固定資産				
イ	土地		2, 914, 756		
口	立木		41, 477		
ハ	建物	8, 382, 976			
	減価償却累計額	△ 3, 588, 243	4, 794, 733		
=	建物附属設備	1, 143, 478			
	減価償却累計額	$\triangle$ 1, 106, 957	36, 521		
ホ	構築物	107, 021, 653			
	減価償却累計額	$\triangle$ 46, 630, 774	60, 390, 879		
^	機械及び装置	31, 715, 274			
	減価償却累計額	△ 20, 572, 332	11, 142, 942		
7	車両及び運搬具	8, 490			
	減価償却累計額	△ 8,072	418		
チ	工具器具及び備品	63, 428			
	減価償却累計額	△ 57,998	5, 430		
IJ	リース資産	5, 850			
	減価償却累計額	0	5, 850		
ヌ	建設仮勘定		1, 865, 407		
7	有形固定資産合計			81, 198, 413	
(2)	無形固定資産				
イ	施設利用権		5, 988		
口	電話加入権		3, 300		
4	無形固定資産合計			9, 288	
Ī	固定資産合計				81, 207, 701
2 流動	動資産				
(1) J	見金預金			2, 906, 344	
(2)	未収金		316, 485		
1	貸倒引当金		△ 10, 136	306, 349	
(3)	その他流動資産			78	
ž	<b>流動資産合計</b>				3, 212, 771

	貝 偵 の 部		
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に			
充てるための企業債	34, 519, 396		
企業債合計		34, 519, 396	
(2) リース債務		4, 387	
(3) 引当金			
イの修繕引当金	14, 407		
引当金合計		14, 407	
固定負債合計			34, 538, 190
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に			
充てるための企業債	3, 756, 188		
企業債合計		3, 756, 188	
(2) リース債務		1, 170	
(3) 未払金		1, 294, 598	
(4) 預り金		1,606	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	6, 757		
口 法定福利費引当金	1, 294		
引当金合計		8, 051	
流動負債合計			5, 061, 613
5 繰延収益			
長期前受金		63, 001, 347	
収益化累計額		△ 31, 180, 307	
繰延収益合計			31, 821, 040
負債合計			71, 420, 843
	資本の部		
6 資本金	X 11 12 HV		10, 082, 039
			, ,
7 剰余金			
(1) 資本剰余金	700 104		
イ 国庫(県)補助金	796, 164		
口 他会計補助金	34, 328		
ハ 受益者負担金(分担金) 資本剰余金合計	77, 821	000 212	
(2) 利益剰余金		908, 313	
(2) 利益料示並 イ 減債積立金	939, 142		
口 当年度未処分利益剰余金	1, 070, 135		
利益剰余金合計	1, 010, 100	2, 009, 277	
剩余金合計			2, 917, 590
資本合計			12, 999, 629
負債資本合計			
只很具个口司	400		84, 420, 472

#### 注記

#### I 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、24,239,919千円である。

## Ⅱ セグメント情報の開示

## 1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度(令和6年4月1日~令和7年3月31日)

(単位:千円)

	項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニティ・プラント	合 計
営業収益		1, 198, 014	398, 019	25, 608	3, 684	1, 423	2, 755	2,076	1, 631, 579
営業費用		2, 387, 724	1, 203, 698	557, 073	40, 324	20, 459	14, 460	54, 404	4, 278, 142
営業損益		△ 1, 189, 710	△ 805, 679	△ 531, 465	△ 36, 640	△ 19,036	△ 11,705	△ 52, 328	$\triangle$ 2, 646, 563
経常損益		237, 081	105, 942	3, 027	9	9	73	558	346, 699
セグメント	卜資産	41, 973, 091	26, 185, 306	13, 662, 181	749, 104	305, 498	89, 893	1, 455, 399	84, 420, 472
セグメント	卜負債	36, 803, 128	22, 882, 012	10, 399, 087	610, 539	157, 641	63, 717	504, 719	71, 420, 843
その他の項	頁目								
	他会計繰入金	1, 089, 510	664, 502	374, 105	16, 877	19, 919	7, 660	245	2, 172, 818
	減価償却費	1, 671, 721	875, 600	467, 761	28, 847	9, 705	7, 206	50, 648	3, 111, 488
	特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
	特別損失	3, 146	854	454	9	9	73	91	4, 636
	固定資産増加額	1, 155, 444	347, 673	0	0	0	0	0	1, 503, 117